

目次

第1章 基本的事項	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の構成	4
4. 計画目標年度	4
5. 計画の対象範囲	5
第2章 茨木市の概要	
1. 自然環境	6
2. 社会環境	8
3. 将来推計人口の見込み	11
第3章 ごみ処理基本計画	
1. ごみを取り巻く社会情勢	12
2. ごみ処理の状況	14
3. 第2次基本計画の目標達成状況	24
4. 基本理念	33
5. 削減目標	34
6. 目標達成に向けた施策	39
7. 各主体の取組	46
8. 収集・運搬計画	53
9. 中間処理計画	54
10. 最終処分計画	54
11. 計画の進行管理	55
第4章 食品ロス削減推進計画	
1. 計画の基本的事項	56
2. 食品ロスに関する現状と課題	58
3. めざすべき将来像と計画の目標	64
4. 目標達成に向けた推進施策	66
5. 各主体に求められる役割と取組	68
6. 計画の効果的な推進	72
第5章 生活排水処理基本計画	
1. 生活排水処理の基本方針	73
2. 生活排水を取り巻く社会情勢	74
3. 生活排水処理の状況	77
4. 生活排水処理基本計画	84

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

廃棄物処理の目的は、公衆衛生の向上から、公害問題の解決・生活環境の保全、現在では「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の実現へと大きく変化してきました。かつての高度成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから脱却し、資源を効率的に循環させる持続可能な社会への転換が求められております。

また、世界的にも気候の変動、エネルギー問題、災害の多発等、様々な問題が深刻化している状況にあり、ごみ処理については、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)」が採択され、食品ロスや海洋プラスチックごみ等の環境問題への関心が高まるなかで、我が国においては、令和元年(2019年)10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)、令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環法」という。)が施行されたのち、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が令和6年(2024年)8月に閣議決定され、SDGsの目標に位置づけられるような法律や取組が進められ、ごみの減量は量だけでなく、その質も求められるようになっていきます。

「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の考え方は、単なる廃棄物削減にとどまらず、製品設計、流通、消費、再利用、再資源化といったライフサイクル全体において資源の価値を最大化することをめざしています。これは、気候変動やエネルギー問題、災害の頻発といったグローバルな課題への対応にもつながる重要な視点です。

令和2年(2020年)には政府が「令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする」カーボンニュートラルの実現を宣言し、茨木市においても令和4年(2022年)3月にゼロカーボンシティを表明しました。これにより、地域レベルでも資源循環と温室効果ガス削減の両立に取り組む必要があります。

また、令和元年度(2019年度)以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、社会の状況や市民生活が大きく変化しています。これらの社会情勢や、少子高齢化やライフスタイルの多様化も進む中で、廃棄物処理のあり方はより柔軟かつ包括的な視点が求められています。

今後は、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携しながら、これまでの取組のさらなる推進とともに、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の理念に基づいた新たな課題への対応が不可欠です。平成28年(2016年)3月に策定した第2次茨木市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）が計画期間満了を迎えることから、廃棄物の資源化、水環境の保全、地域循環の促進など、長期的な視点から持続可能な社会の構築に向けて、「第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

～コラム～

持続可能な開発目標(SDGs)

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長等、環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。その中で、特に「目標12：つくる責任つかう責任」は持続可能な生産と消費のための重要な指針を示しており、目標達成に向けて、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクル等の3Rの推進も求められています。本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、資源循環型社会の構築に向けた施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



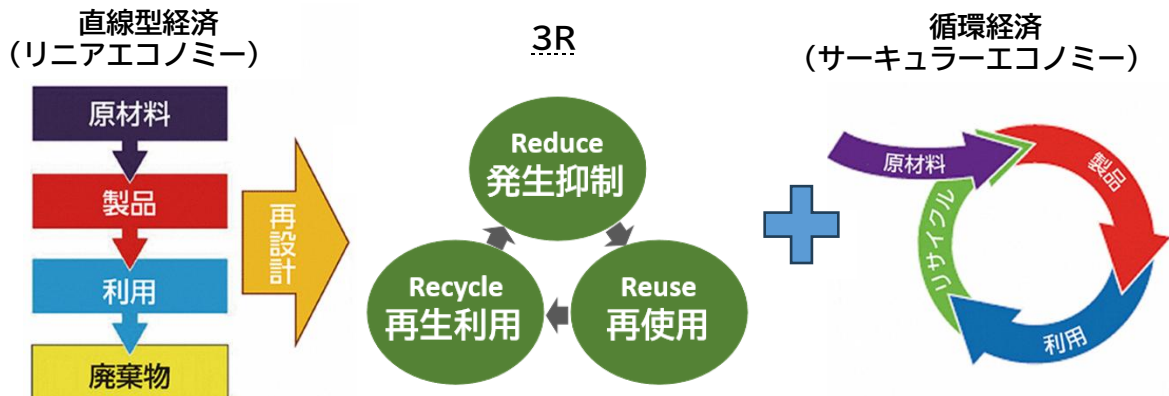
～コラム～

循環経済(サーキュラーエコノミー)

かつては、「資源を取り出して製品を作り、使ったら捨てる」という「直線型経済(リニアエコノミー)」が当たり前でした。これは効率的に見える反面、資源の無駄遣いと環境汚染を引き起こしてきました。

そこで広まったのが「3R」という取組です。「リデュース(発生抑制)」「リユース(再利用)」「リサイクル(再生利用)」を通じて廃棄物を減らし、資源を有効活用しようとする考え方で広く実践されています。

しかし、地球規模で見ると、廃棄物の量はなかなか減っていません。その課題を解決する方法として注目されているのが「循環経済(サーキュラーエコノミー)」です。これは再生部品や再生資源を活用することで製品や資源を可能な限り循環させ廃棄物を最小化する仕組みです。この考え方によって、環境問題を和らげつつ、資源を使い尽くさない社会をめざす動きが広がりつつあります。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定(「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない)に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定するものです。

本計画は、図1-1に示すとおり、国の法律・計画、大阪府の関連計画を踏まえ、また、「第6次茨木市総合計画」及び「第3次茨木市環境基本計画」を上位計画とし、市環境基本計画の分野別の計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方・方向性について定めるとともに、本市における諸施策と調整を図るものとしします。

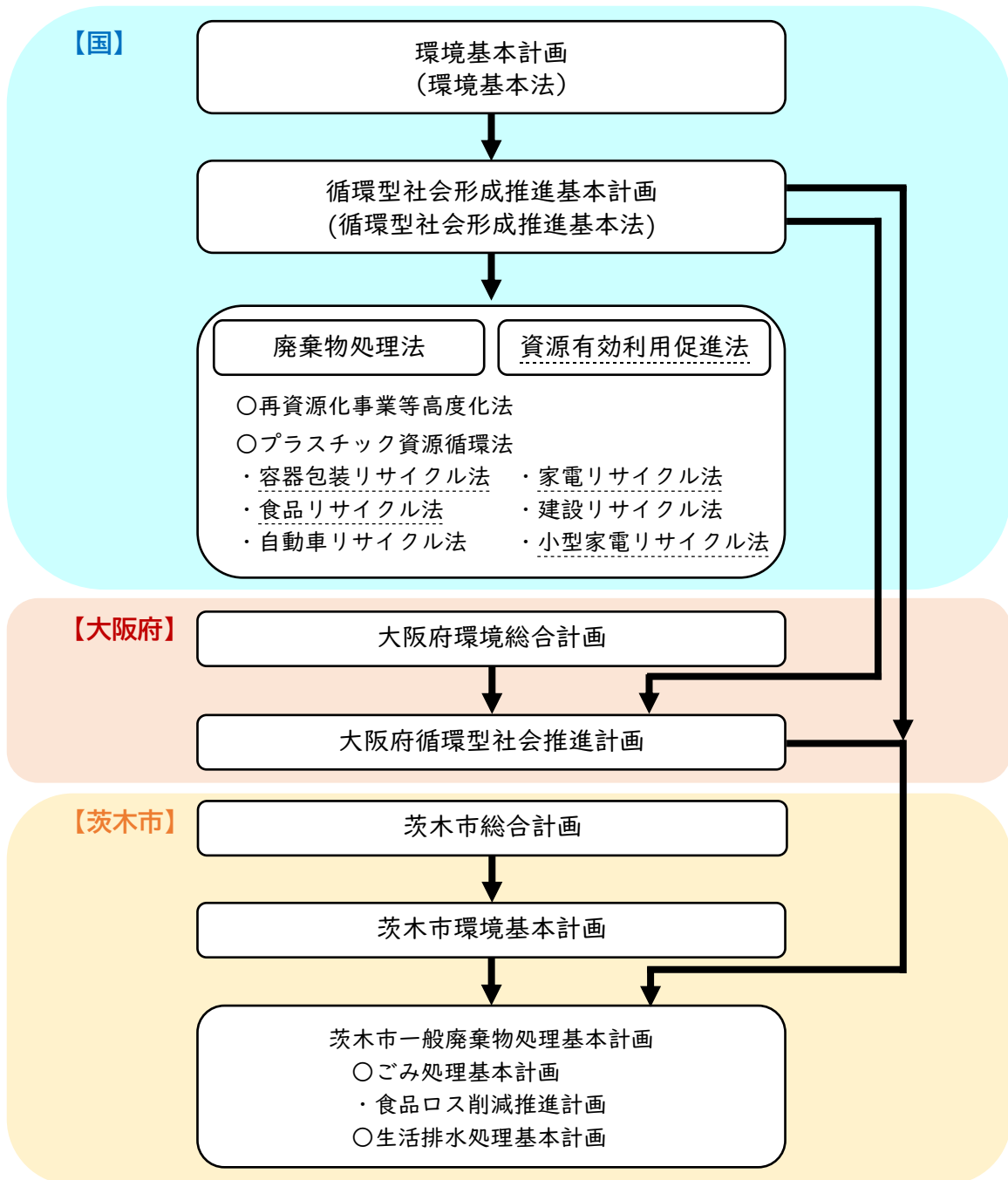


図1-1 本計画の関係法令及び関連計画

3. 計画の構成

本計画は、本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり図1-2に示す構成となっています。

第1章、第2章は一般廃棄物処理基本計画の共通事項として、基本的事項と茨木市の概要を記載しています。

第3章は「ごみ処理基本計画」として本市のごみ処理の現状や基本方針、目標等を記載しています。

第4章は「食品ロス削減推進法」に定める食品ロス削減推進計画です。食品ロス削減推進計画はごみ処理基本計画のうちの一つで、内容が密接に関連することから、一般廃棄物処理基本計画の一部として策定しています。

第5章は生活排水処理の方向性を定める「生活排水処理基本計画」を記載しています。

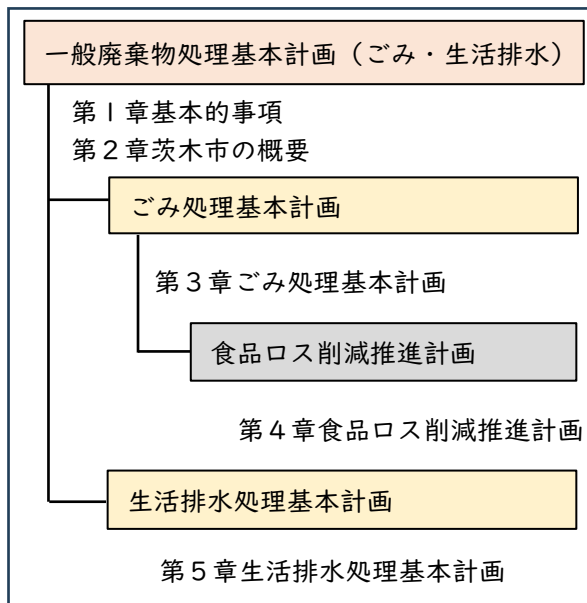


図1-2 計画の構成

4. 計画目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年(2016年)9月、環境省)では、目標年次をおおむね10年から15年先に設定し、おおむね5年ごとに改定するとともに、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされています。

計画の流れを図1-3に示します。

本計画は令和8年度(2026年度)を初年度、令和17年度(2035年度)を目標年度として策定し、令和12年度(2030年度)に中間見直しを行う予定です。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合や廃棄物及びリサイクルに関する法律等の諸制度に大幅な変更が生じた場合は、必要に応じて適宜計画を見直すこととします。

また、食品ロス削減推進計画の目標年度については、国と同じ令和17年度(2035年度)とします。

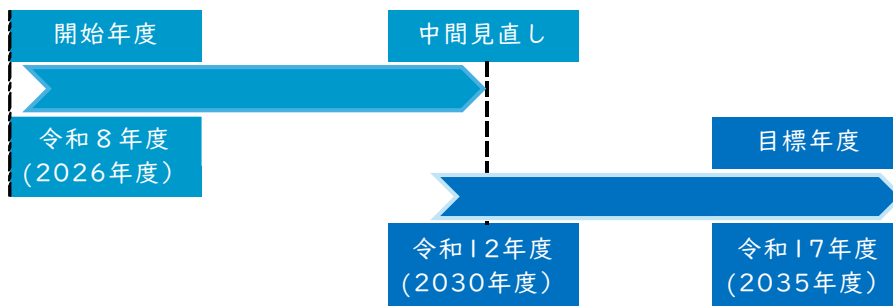
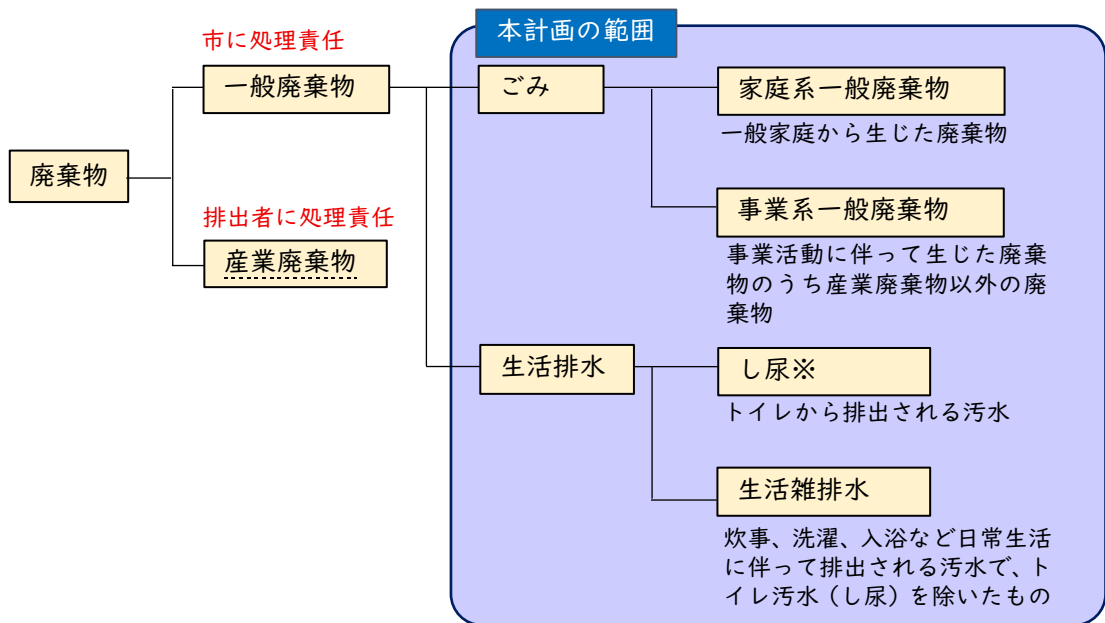


図1-3 計画の流れ

5. 計画の対象範囲

本計画では、本市が統括的な処理責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



※し尿は、公共下水道、合併(単独)処理浄化槽及び汲み取りにより処理されています。
詳細については、P77「図5-2 生活排水の処理体系」に記載しています。

図1-4 計画で取り扱う範囲

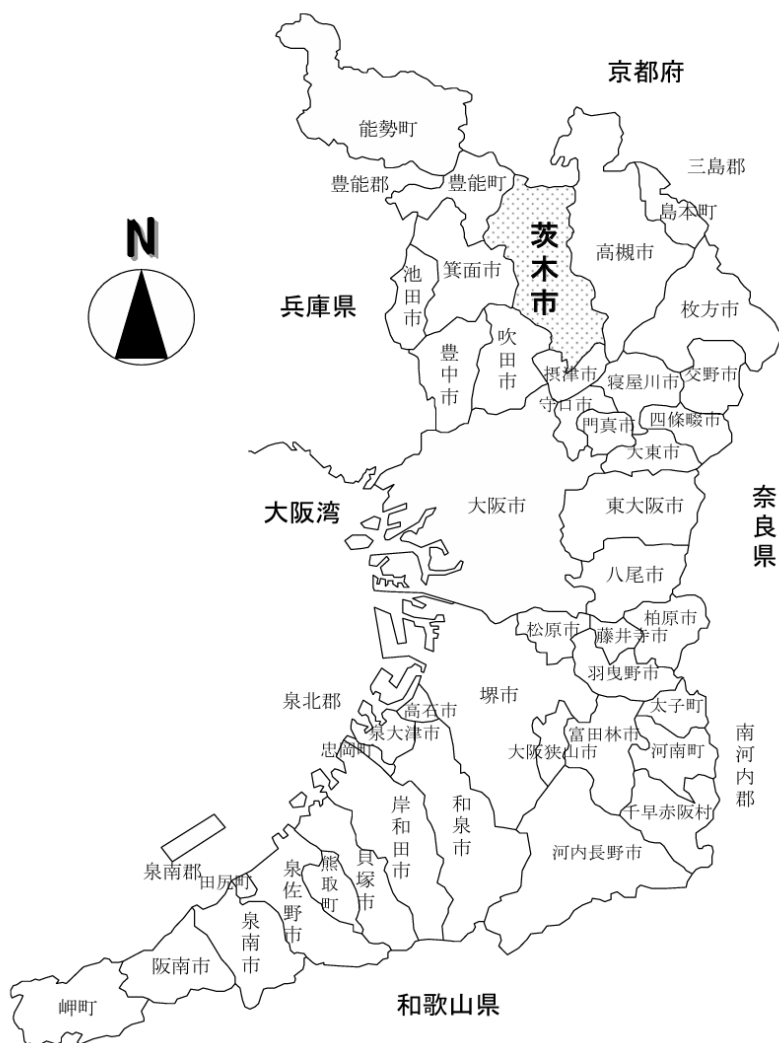
第2章 茨木市の概要

1. 自然環境

(1) 位置と沿革

本市は、淀川の北、大阪府の北部にあり、丹波高原の一部をなす北摂山地の麓に位置し、東西10.07km、南北17.05km、面積は76.49km²です。北は京都府亀岡市に、東は高槻市に、南は摂津市に、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に隣接しています。

昭和23年(1948年)に茨木町・三島村・春日村・玉櫛村の1町3か村が合併して市制を施行、その後8か村を合併編入しました。平成13年(2001年)4月に特例市に移行し、令和2年(2020年)国勢調査では、大阪府内で3番目の人口増加数、4番目の人口増加率となりました。令和5年(2023年)には市制施行75周年を迎えるとともに、誰もが安全・安心、豊かさを実感できる「共創」のまちづくりを進めています。



出典：茨木市統計書令和6年版(2024年版)

図2-1 茨木市位置図

(2) 気象

本市は瀬戸内海式気候に属していて日照が多く比較的温暖であり、年間の平均気温は18.0℃、総降水量は1,343.5mm、日最大降水量135.5mm、総日照時間は2,324.0時間(いずれも令和5年(2023年))となっています。

表2-1 気象状況の推移

項目		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
気温 (℃)	平年	16.9	17.1	17.1	17.1	17.1
	平均	17.6	17.7	17.5	17.5	18.0
	最高	37.5	38.6	38.9	38.4	38.6
	最低	0.7	-0.1	-1.5	-0.5	-2.0
降水量 (mm)	年間総量	1,219.0	1,521.5	2,014.5	1,058.0	1,343.5
	日最大	101.5	64.0	105.0	55.5	135.5
日照時間 (h)	年間総量	2,101.2	2,149.6	2,179.8	2,319.6	2,324.0

※表中の値は大阪管区気象台(大阪市中央区大手前4丁目1番76号)の観測値

※気温の平年値は、令和元年(2019年)までは昭和56年(1981年)から平成22年(2010年)の30年間の平均、
令和2年(2020年)からは平成3年(1991年)から令和2年(2020年)の30年間の平均

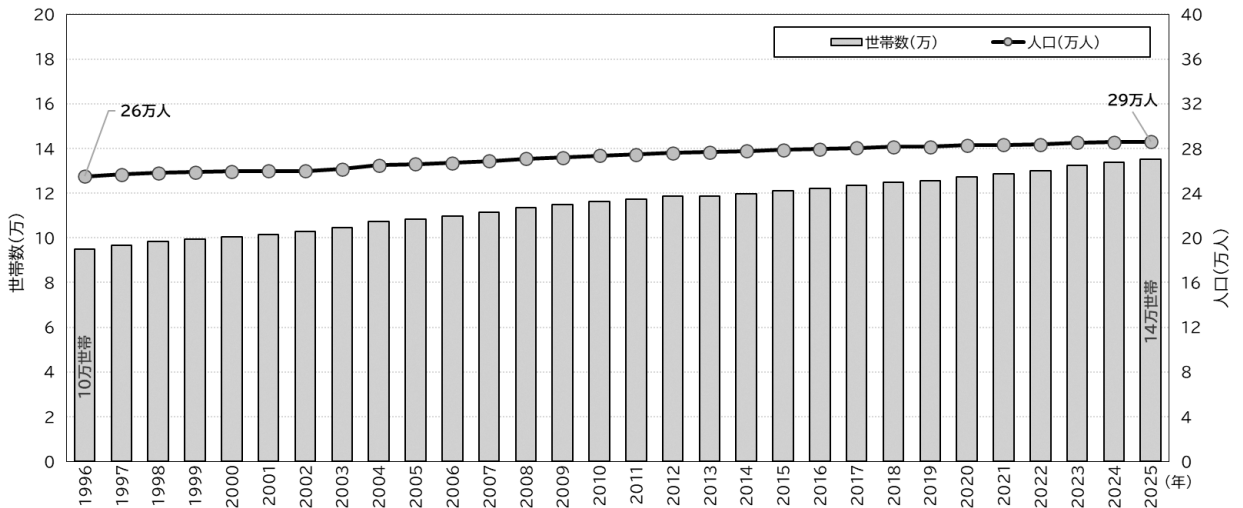
※気温の平均値は、1日24回毎正時の観測の平均

出典：茨木市統計書令和6年版(2024年版)を基に作成

2. 社会環境

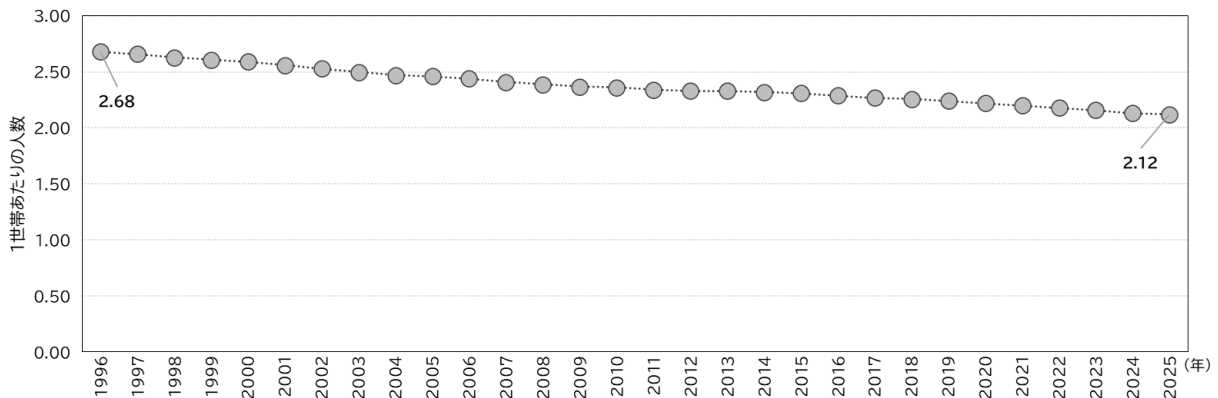
(1) 人口

平成8年(1996年)から令和7年(2025年)の約30年間のうちに、人口は約3万人増加(12%増加)、世帯数は約4万世帯増加(42%増加)し、令和7年(2025年)3月末現在で人口約29万人、世帯数約14万世帯となっています。一方で、1世帯当たりの人数は平均で2.68人から2.12人と減少しています。令和7年(2025年)3月末の性別・年齢別人口をみると、男女ともに50～54歳が最も多く、次いで45～49歳が多くなっています。



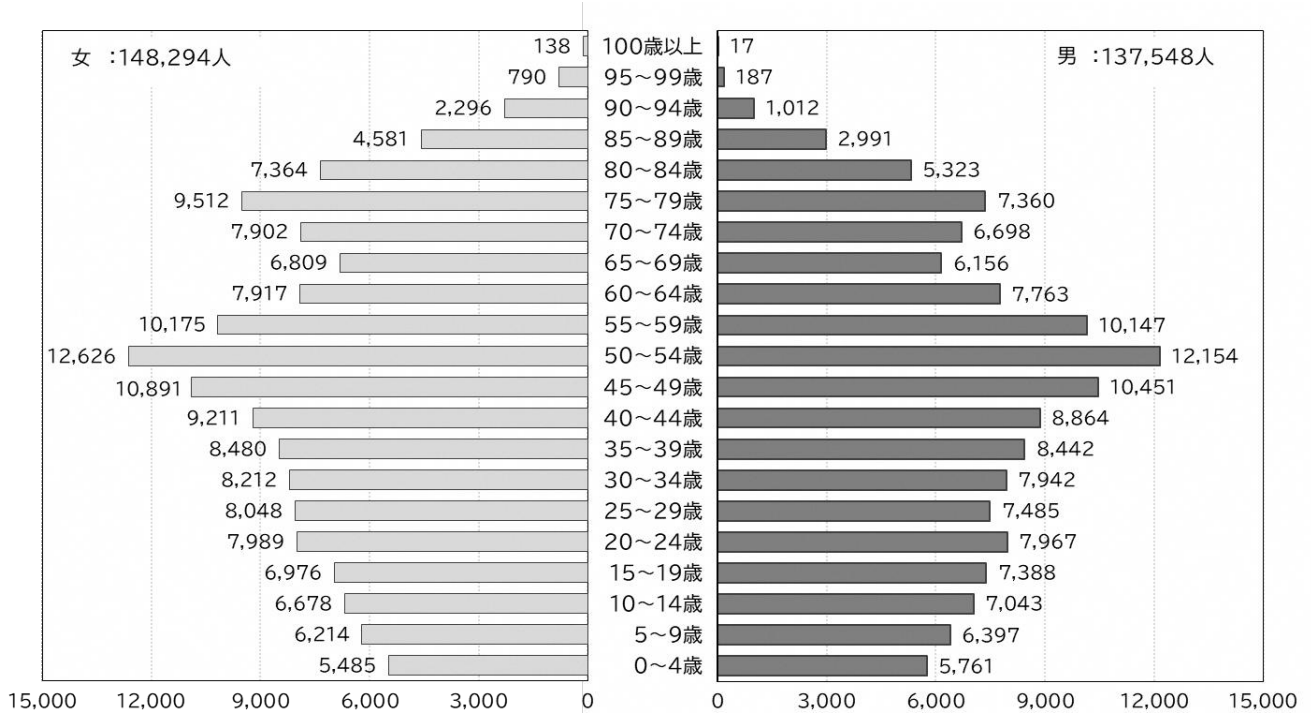
出典：茨木市住民基本台帳各年(3月31日人口)を基に作成

図2-2 人口及び世帯数の推移



出典：茨木市住民基本台帳各年(3月31日人口)を基に作成

図2-3 1世帯当たりの人数の推移



出典：茨木市住民基本台帳(令和7年(2025年)3月31日人口)を基に作成

図2-4 性別・年齢別人口ピラミッド

(2) 産業

明治以降、三島郡の行政・経済・文化・教育の中心地で、豊かな米作地でしたが、大阪市の衛星都市として成長し、商工業はともに旧三島郡を経済圏として発達してきました。

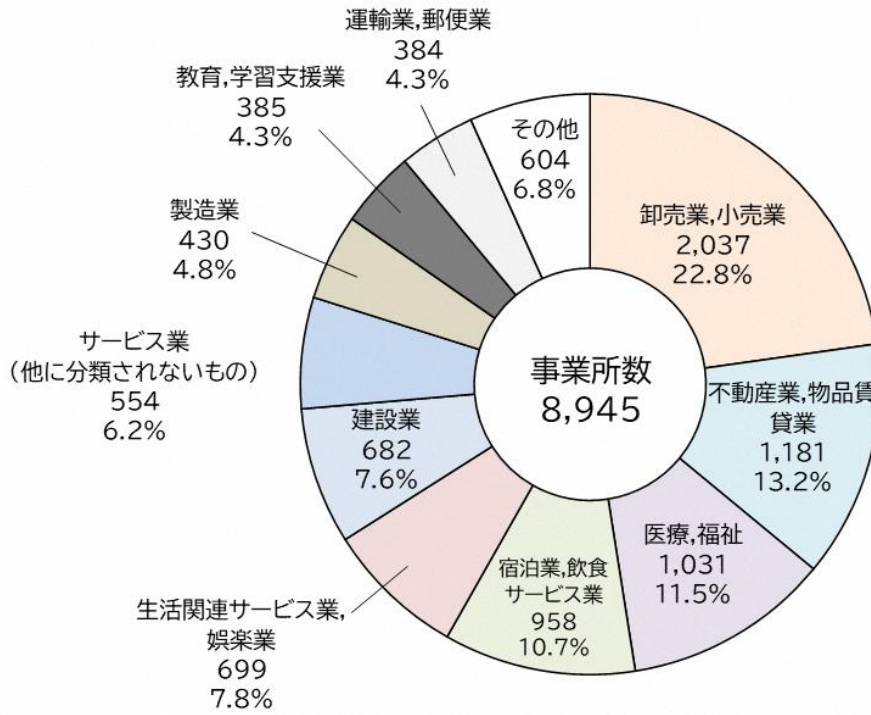
昭和30年代(1955年～1964年)に入ると内陸工業地の適地として着眼され、近代的大工場が進出し、幹線道路に接する一帯は京阪神工業地帯の一角を形成しました。

昭和43年(1968年)に都市計画が決定された北大阪流通業務団地は、昭和49年(1974年)にはトラックターミナル、流通倉庫団地が完成し、昭和53年(1978年)には大阪府中央卸売市場と関連食品卸売団地が開設されました。

市北部の丘陵地では、彩都(国際文化公園都市)の建設が進められ、西部地区では、計画的に整備された住宅地やライフサイエンス分野の研究施設などが立地しています。段階的な整備が進められている中部・東部地区では、物流業や製造業などの産業系の施設の立地が進み、社会情勢の変化に対応しつつ、北大阪の発展に寄与することが期待されています。

近年においては、立命館大学大阪いばらきキャンパスの開学(平成27年(2015年))、追手門学院大学総持寺キャンパスの開学(令和元年(2019年))等、大規模事業所の移転や閉鎖跡地を学術研究機関に転換して地域コミュニティの活性化に寄与しています。

産業分類別事業所数(令和3年(2021年))は、卸売業・小売業が最も多く2,037事業所(22.8%)であり、次いで不動産業・物品賃貸業が1,181事業所(13.2%)、医療・福祉が1,031事業所(11.5%)となっています。

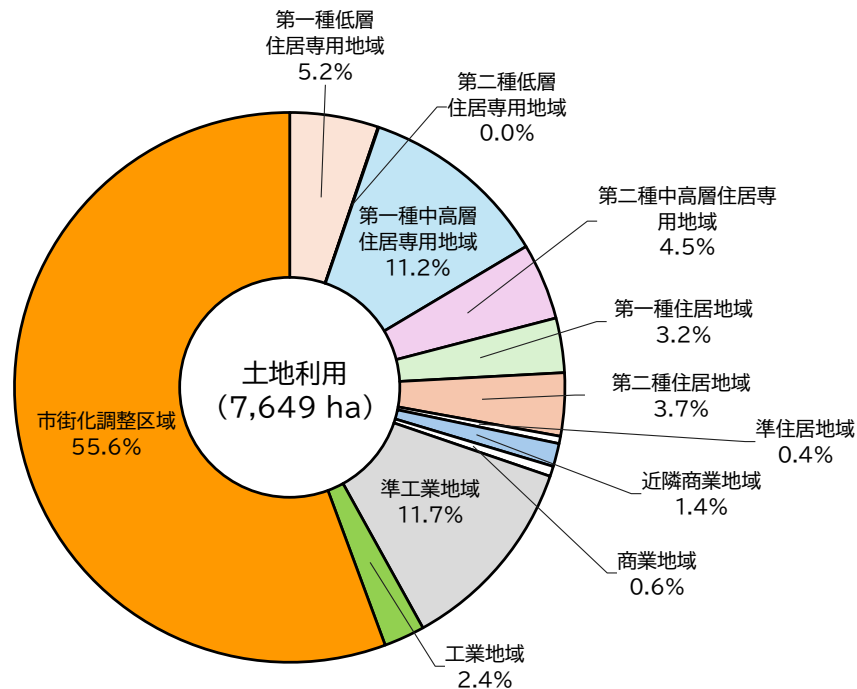


出典：茨木市統計書令和6年版(2024年版)を基に作成

図2-5 産業大分類別構成比と事業所数性

(3) 土地利用

土地利用状況は、市街化区域が44.4%、市街化調整区域が55.6%であり、市街化調整区域が半分以上を占めています。茨木市都市計画マスタープランでは、都市の特性に合わせた適切な土地利用誘導を図り、質の高い都市空間の形成による持続可能な都市づくりを進める政策の展開方針を掲げています。



出典：茨木市統計書令和6年版(2024年版)を基に作成

図2-6 土地利用

(4) 交通

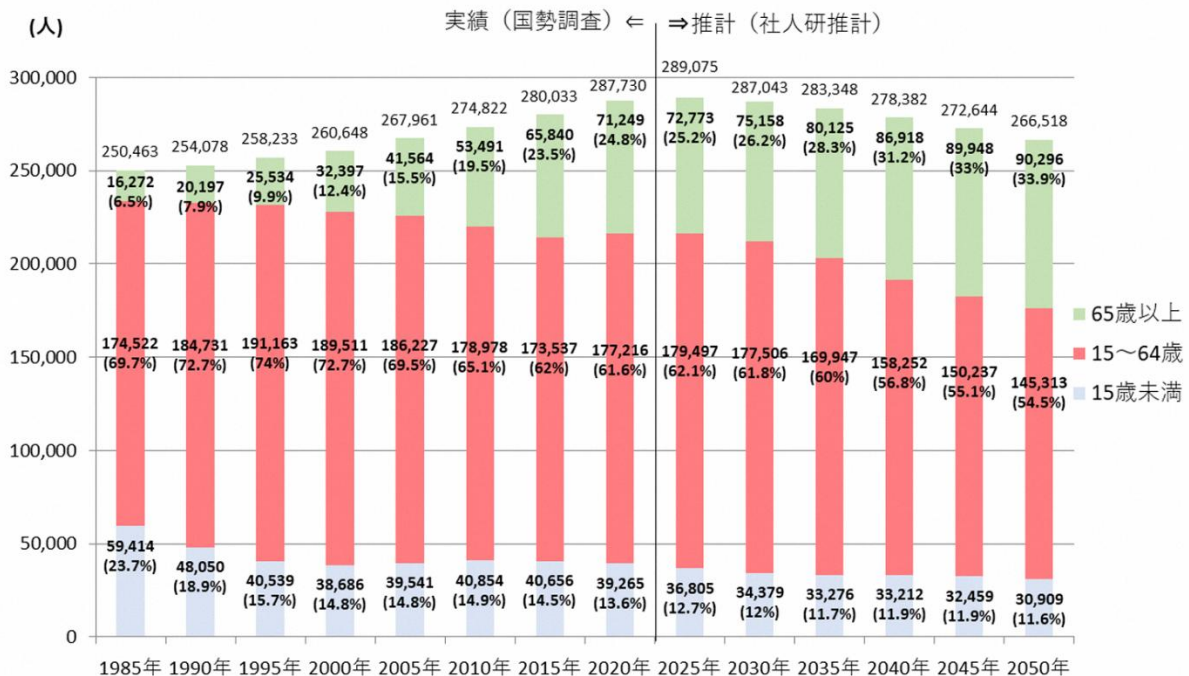
鉄道は、市の中央部を北東から南西に向かって JR 東海道本線、阪急電鉄京都線が並走し、市の北西部と南西部を大阪モノレールが走っています。JR 東海道本線には茨木駅、JR 総持寺駅が、阪急電鉄京都線には総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅が、大阪モノレールには沢良宜駅、南茨木駅、宇野辺駅、阪大病院前駅、豊川駅、彩都西駅が設置されています。

道路は、国道171号、名神高速道路、大阪中央環状線等の広域幹線道路が市街地を走っており、工場進出、宅地開発等が進んで市街地が急激に広がったため、万国博関連事業として、JR 茨木駅、阪急茨木市駅両駅前広場の整備、両駅前を結ぶ幹線道路、その他関連道路が整備されました。また、市山間部地域において新名神高速道路の建設が進められ、千提寺地区に平成29年(2017年)に茨木千提寺インターチェンジが開通しました。

中心地と周辺部を結ぶ交通としては、JR 茨木駅、阪急茨木市駅から阪急バス、近鉄バス、京阪バスの3社によるバス交通がその主な役割を果たしています。

3. 将来推計人口の見込み

本市の人口は、既に減少傾向にある国や府と異なり、住宅地開発や大学の学部の新設・移転等により増加傾向にありましたが、第6次茨木市総合計画（令和7年（2025年）3月策定）によると令和7年(2025年)にピークを迎える見通しとなっており、ピーク人口は28.9万人と推計しています。その後、人口は減少し続け、令和22年(2040年)には27.8万人、令和32年(2050年)には26.7万人まで減少する見込みです(図2-7)。



出典：第6次茨木市総合計画前期基本計画(令和7年(2025年)3月)

図2-7 本市における将来人口展望

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみを取り巻く社会情勢

(1) 関係法令及び関連計画

国は、令和6年(2024年)5月に「第六次環境基本計画」を策定しました。この計画は、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げるとともに、現在直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の三つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

また、令和6年(2024年)8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題とあわせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとし、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

なお、「循環経済への移行」を国家戦略として位置づけた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度(2030年度)を目標年次として数値目標を設定しています。

表3-1 ごみを取り巻く関係法令及び関連計画の状況

年 月	関係法令及び関連計画
平成27年(2015年)9月	・国連サミットにて「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択
平成27年(2015年)12月	・国連気候変動枠組条約締結国会議(COP21)にてパリ協定の採択
平成28年(2016年)3月	・第2次茨木市一般廃棄物処理基本計画策定
平成28年(2016年)12月	・「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の策定
平成30年(2018年)12月	・第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定
令和元年(2019年)10月	・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行
令和2年(2020年)4月	・「資源の有効な利用の促進に関する法律」の一部改正
令和3年(2021年)6月	・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立
令和4年(2022年)3月	・第2次茨木市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)改定
令和6年(2024年)5月	・第六次環境基本計画の閣議決定
令和6年(2024年)5月	・「再資源化事業等高度化法」の公布
令和6年(2024年)8月	・第五次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定

(2) 大阪府における関連計画の概要

大阪府では、廃棄物処理法及び大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定した、「大阪府循環型社会推進計画」が令和3年(2021年)3月に策定されています。

プラスチックごみについては、国のプラスチック資源循環戦略(令和元年(2019年))の目標達成を見据えて、「容器包装プラスチック排出量・再生利用率」と「プラスチック焼却量・有効利用率」の目標値を設定しています。

一般廃棄物、産業廃棄物及びプラスチックごみの目標値は表3-2に示すとおりです。

表3-2 大阪府における一般廃棄物、産業廃棄物及びプラスチックごみの目標値

■一般廃棄物

目標項目	2019年度実績	2023年度速報値	2025年度目標値	目標値設定の考え方
排出量(万 t)	308	282	276 (▲11%)	国の削減目標(2018年度比▲11%)と同等
再生利用率(%)	13.0	12.2	17.7 (+4.7)	最終処分量の目標(31万 t)を達成できる資源物分別収集量(プラスチック、紙ごみ等)を設定
最終処分量(万 t)	37	32	31 (▲16%)	国の削減目標(2018年度比▲17%)と同等
1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人・日)	450	411	400 (▲11%)	排出量の目標値から算出し、国の目標(440g/人・日)より少ない目標を設定

■産業廃棄物

目標項目	2019年度実績	2025年度目標値	目標値設定の考え方
排出量(万 t)	1,357	1,368 (+1%)	国の目標や府の現状を考慮しつつ、新型コロナウイルスにより低下した産業活動の回復、一般廃棄物に混入している事業系廃プラスチック類の分別排出を見込んだ上で、建設混合廃棄物の発生抑制、プラスチックの有効利用の取組効果により目標を設定
再生利用率(%)	32.4	33.2 (+0.8)	
最終処分量(万 t)	40	33 (▲16%)	

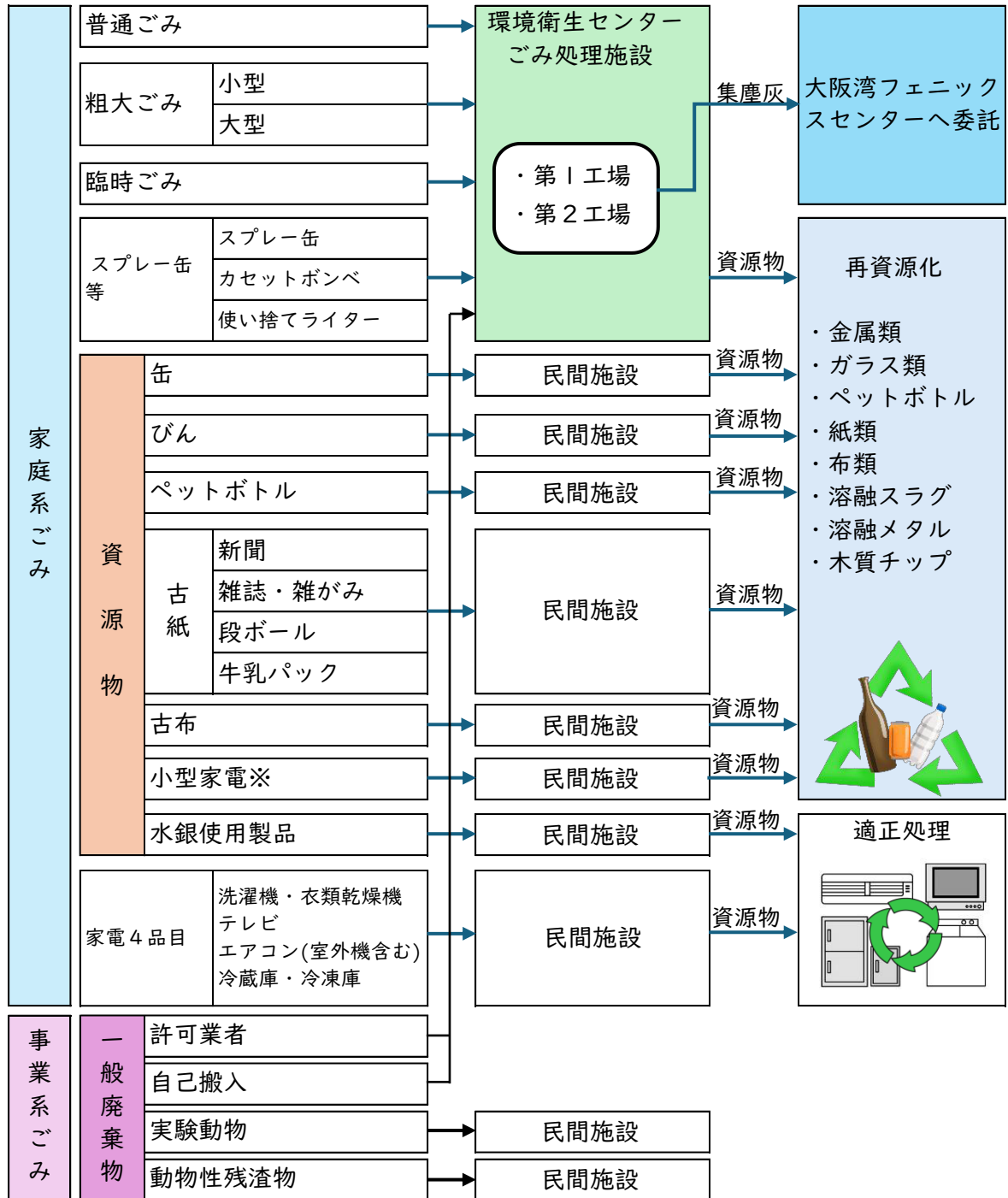
■プラスチックごみ

目標項目	2019年度実績	2023年度速報値	2025年度目標値	目標値設定の考え方
容器包装プラスチック排出量(万 t)	24	22	21 (▲14%)	目標(2030年までにワンウェイプラスチック25%削減)を見据えた目標設定
容器包装プラスチック再生利用率(%)	27	29	50 (+23)	目標(2030年までに容器包装プラ6割リサイクル等)を見据えた目標設定
プラスチック焼却量(万 t)	48	-	36 (▲25%)	容器包装・プラスチック使用製品削減・分別排出等の効果を見込んだ目標設定
プラスチック有効利用率(%)	88	-	94 (+6)	目標(2035年までに使用済プラスチックの有効利用)達成を見据えた目標値

2. ごみ処理の状況

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-1に示す。



※小型家電の宅配回収については、直接民間事業者が回収し再資源化

図3-1 本市のごみ処理フロー図

(2) 収集・運搬の状況

家庭から排出されるごみの収集状況を以下に示します。

1) 収集・運搬状況

本市の収集・運搬の状況は表3-3のとおりです。

家庭系ごみの普通ごみ、粗大ごみ等は各ごみ集積場所(ステーション)に排出されたのち、市の直営及び業務委託方式で収集し、茨木市環境衛生センターへと運ばれます。また資源物は同様に各ごみ集積場所(ステーション)に排出されたのち、市の直営で収集、茨木市環境衛生センターを経由し、民間施設へと運搬されます。

表3-3 収集・運搬の状況

分別区分		収集体制	収集方法	中間処理施設		
家庭系ごみ	普通ごみ	直営及び委託	ステーション方式	茨木市環境衛生センター		
	粗大ごみ	小型	直営及び委託	ステーション方式	茨木市環境衛生センター	
		大型	直営及び委託	ステーション方式	茨木市環境衛生センター	
	臨時ごみ	直営	申し込み制/自己搬入	茨木市環境衛生センター		
	資源物	缶	直営	ステーション方式	民間施設	
		びん	直営	ステーション方式	民間施設	
		ペットボトル	直営	ステーション方式	民間施設	
		古紙	新聞	直営	ステーション方式/拠点回収	民間施設
			雑誌・雑がみ	直営	ステーション方式/拠点回収	民間施設
			段ボール	直営	ステーション方式/拠点回収	民間施設
			牛乳パック	直営	ステーション方式/拠点回収	民間施設
		古布	直営	ステーション方式	民間施設	
		小型家電※	直営	拠点回収・スポット収集	民間施設	
			民間事業者	宅配回収	民間施設	
		水銀使用製品※	直営	拠点回収	民間施設	
		スプレー缶等	スプレー缶	直営	スポット収集	茨木市環境衛生センター
	カセットボンベ					
	使い捨てライター					
	家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機	民間事業者	—	民間施設	
		テレビ	限定許可業者	—	民間施設	
エアコン(室外機含む) 冷蔵庫・冷凍庫		直営	申し込み制	民間施設		
その他	動物の死体	直営	申し込み制/自己搬入	茨木市環境衛生センター		
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	許可業者	—	茨木市環境衛生センター	
		自己搬入	—	自己搬入	茨木市環境衛生センター	
		実験動物	限定許可業者	—	民間事業者	
		動物性残渣物	限定許可業者	—	民間事業者	
その他資源物		—	自己搬入	民間施設		

※小型家電・水銀使用製品・スプレー缶等(使い切ったものに限る)については、普通ごみ又は粗大ごみとして収集可能

2) 市収集(ステーション回収)以外の収集

ステーション回収以外の収集方法について以下に示します。

① 集団回収

本市では平成10年度(1998年度)から、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う自治会や子ども会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体や社会福祉法人に対し、報奨金を支給しています。集団回収の推移は次頁の図3-2に示すとおり、減少傾向にあります。

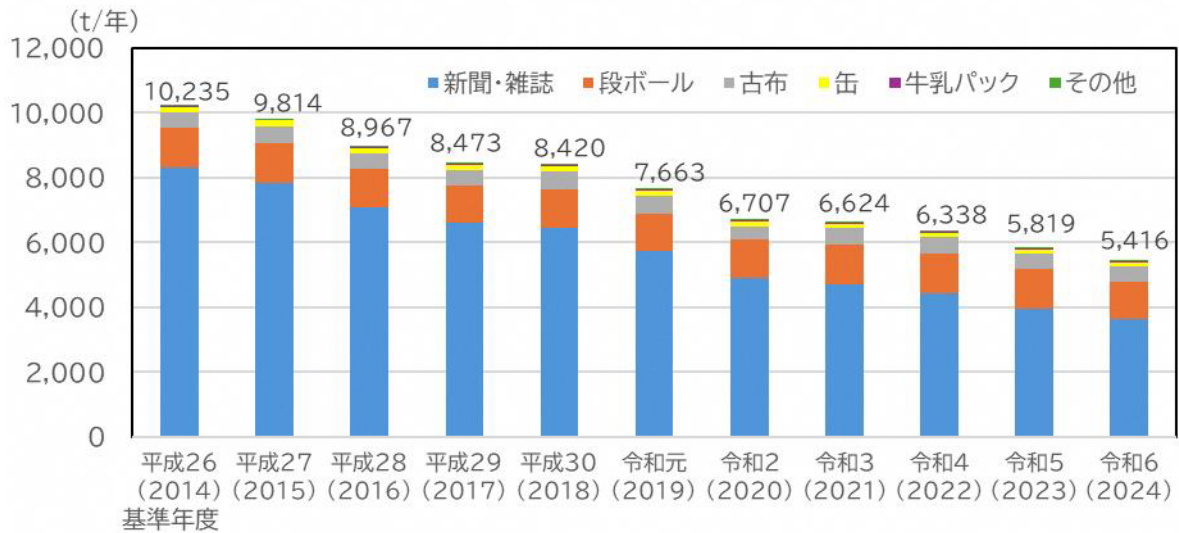


図3-2 集団回収の推移

②拠点回収

本市の拠点回収の一覧は表3-4のとおりです。

市内公共施設(市役所、公民館等)に牛乳パック回収箱(平成3年(1991年)7月開始)と古紙回収箱(平成10年(1998年)4月開始、新聞・雑誌・段ボール)を設置し、市の直営で回収を行っています。また、平成29年度(2017年度)から小型家電・水銀使用製品の拠点回収を実施(令和7年度(2025年度)現在、6か所)しています。

表3-4 拠点回収施設一覧(令和7年(2025年)4月1日現在)

施設名	回収品目	
	古紙・牛乳パック	小型家電・水銀使用製品
市役所本館	△(牛乳パックのみ)	○
環境事業課(茨木市環境衛生センター)	○	—
合同庁舎	○	○
北辰出張所	○	—
公民館	○	—
図書館	○	—
男女共生センター ローズ WAM	○	—
生涯学習センター きらめき	○	○
福井市民体育館	—	○
いのち・愛・ゆめセンター	○	—

③宅配回収

平成29年度(2017年度)から、民間回収事業者と協定を結び、パソコン、小型家電の宅配回収を実施しています。パソコン本体を含む回収の場合は、1箱分の回収料金が無料となります。

④スポット収集

令和元年(2019年)7月から、使いきれずに中身の残ったスプレー缶等を本市職員が直接受け取るスポット収集を市役所本館で定期的に行っています。令和2年度(2020年度)からは、小型家電のスポット収集もあわせて行っています。

⑤スマイル収集

高齢化の進展等に伴ってごみ出しが困難な高齢者等が増加している中、ステーション方式によるごみ収集を補完するため、ごみ出しの負担の軽減を図ることが、特に必要な対象世帯への適切な収集として、面談を行った上で、戸別訪問による玄関先収集「スマイル収集」(表3-5)を実施しています。

表3-5 スマイル収集の概要

対象世帯	すべての世帯員が、次のいずれかに該当する世帯で、家庭ごみ等をごみ集積場所まで持ち出すことが困難であり、かつ、親族、近隣に居住する世帯等からごみ出しの協力を得ることが困難な世帯 ●要介護度3以上の認定を受けている65歳以上の方 ●身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級の方 ●療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度がAの方 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級の方 ●上記のほか、市長が特に必要と認める方
対象となるごみ	●普通ごみ ●粗大ごみ(小型・大型) ●資源物(缶・びん・ペットボトル、古紙・古布)

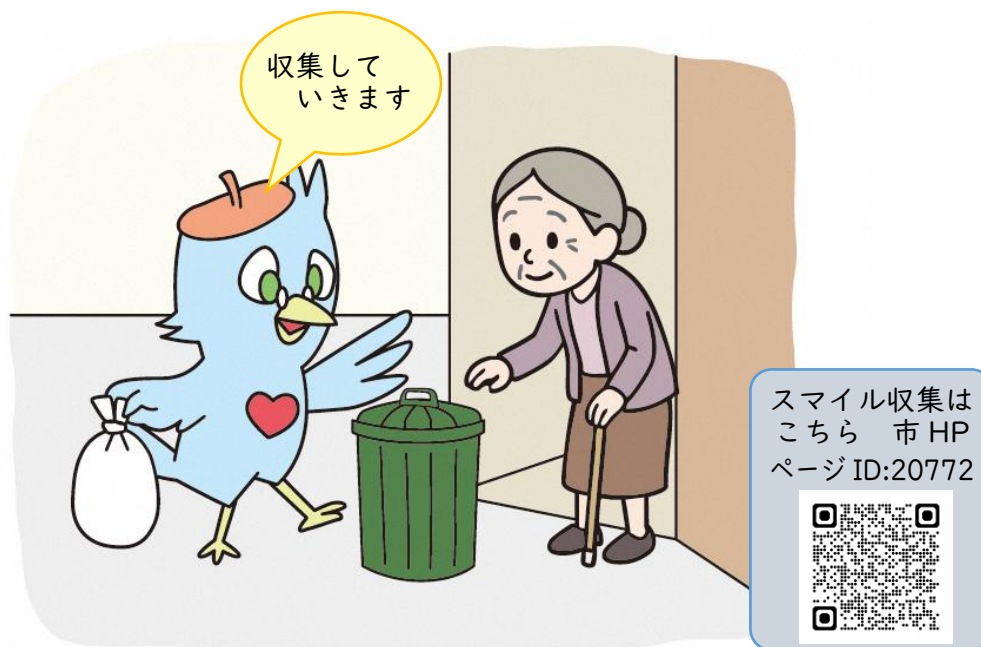


図3-3 スマイル収集のイメージ

(3) ごみ排出量の推移

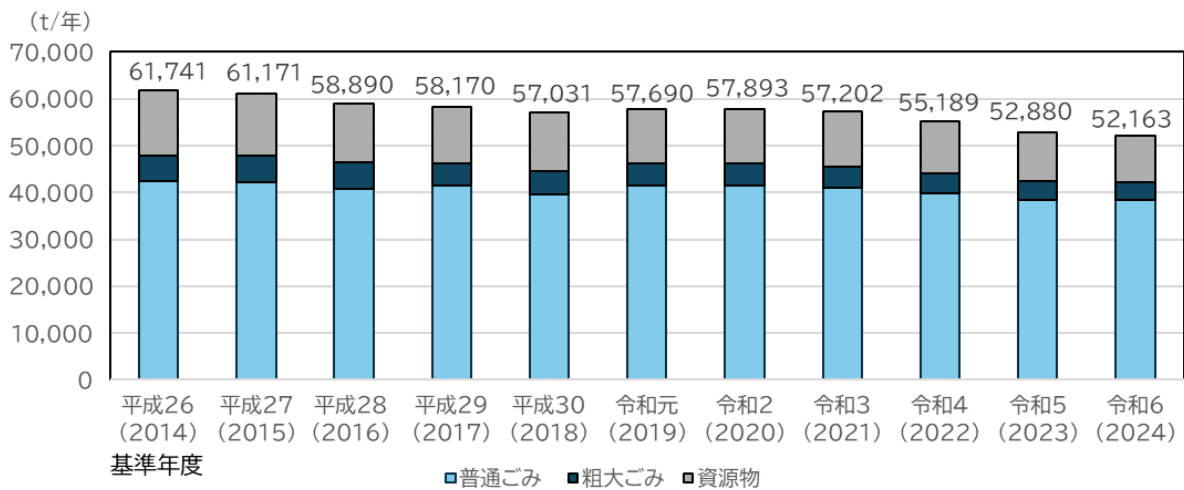
第2次基本計画の基準年度である平成26年度(2014年度)からのごみの排出量の推移を以下に示します。

1) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量の推移は図3-4のとおりです。

過去11年間で人口は約7,500人(2.6%)増加していますが、家庭系ごみ排出量はおおむね減少傾向を示しています。

なお、令和元年度(2019年度)の普通ごみ量の増加は、平成30年度(2018年度)に発生した大阪北部を震源とする地震や豪雨・台風等災害に伴うごみが、翌年度にまたがって排出されたことが要因として影響したものと推測されます。また、令和2年度(2020年度)の普通・粗大ごみ、資源物の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やリモートワーク等の推進が要因として影響したものと推測されます。

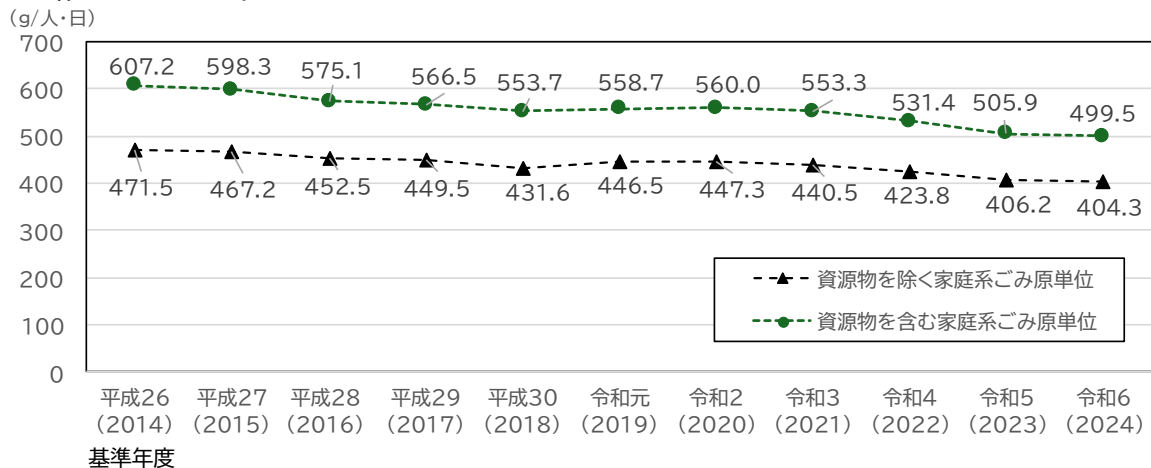


※平成30年度(2018年度)の普通ごみ、粗大ごみは災害廃棄物量除く

図3-4 家庭系ごみ排出量の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(家庭系ごみ原単位)の推移は図3-5のとおりです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全体的には減少傾向を示しています。令和元年度(2019年度)と令和2年度(2020年度)は前年度から一旦増加しましたが、その後、また緩やかに減少しています。



※平成30年度(2018年度)の普通ごみ、粗大ごみは災害廃棄物量除く

図3-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の推移は図3-6のとおりです。

事業系ごみ排出量の合計値は、平成26年度(2014年度)から平成29年度(2017年度)までは減少傾向にありましたが、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)にかけ増加、令和2年度(2020年度)に大幅に減少したのち、令和3年度(2021年度)以降はおおむね横ばいに推移しています。

平成26年度(2014年度)から平成29年度(2017年度)までの減少は、排出量の大きな割合を占める中央卸売市場や食品流通センターにおける、夜間施設等による外部からの搬入禁止対策や、本市の減量指導による効果と考えられます。

平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)にかけては、平成30年度(2018年度)に発生した大阪府北部を震源とする地震や豪雨、台風等の災害に伴うごみが、両年度にまたがって排出されたことにより、事業系ごみ排出量が増加したものと推測されます。

令和2年度(2020年度)以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や飲食店等への休業要請等により事業系ごみ排出量は大幅に減少したのち、社会経済の正常化に向けての事業活動によって一旦、排出量が増加に転じたものの、再び減少していると推測されます。

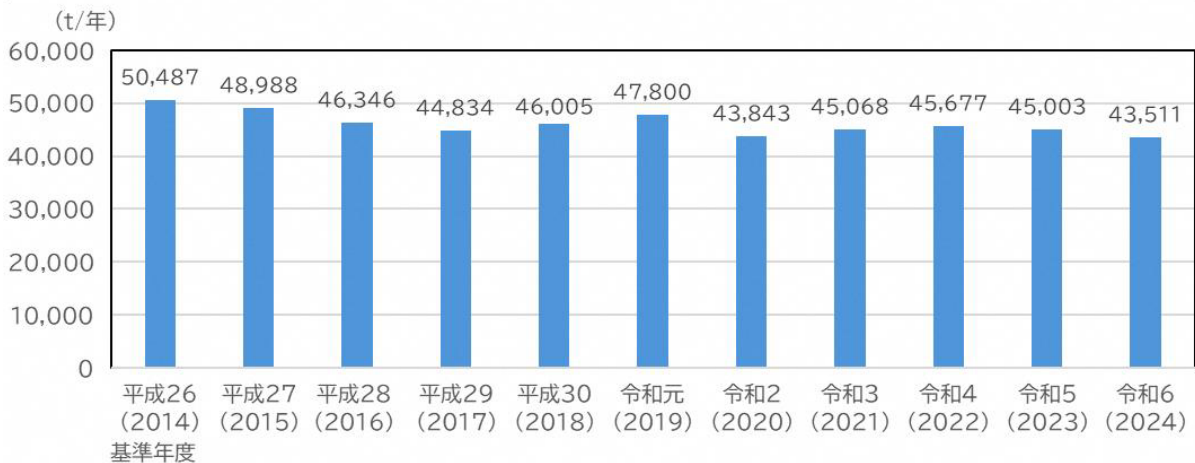


図3-6 事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源化量の推移

資源化量及び資源化率の推移は表3-6及び図3-7のとおりです。

資源化量合計は、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)の10年間で増減しながら、令和6年度(2024年度)には約20,484t(資源化率：21.4%)となっています。そのうち、資源物市収集分については、びんは減少傾向、古紙・ペットボトルは増加傾向にあります。また集団回収量は、年々減少し、基準年度の半分程度にまでなっています。

表3-6 資源化量及び資源化率

項目/年度	単位	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
資源化量合計	t/年	24,325	24,798	23,257	21,512	23,884	22,882	23,906	21,677	20,382	20,515	20,484
資源物回収量 ^{※1}	t/年	13,790	13,409	12,553	12,019	12,580	11,582	11,652	11,660	11,177	10,427	9,937
資源物市収集分	t/年	3,555	3,596	3,585	3,546	4,160	3,919	4,945	5,036	4,839	4,608	4,521
缶	t/年	329	334	343	337	344	350	391	384	327	303	281
びん	t/年	1,504	1,522	1,485	1,452	1,382	1,178	1,384	1,322	1,225	1,186	1,127
ペットボトル	t/年	595	608	623	634	701	688	733	745	776	795	759
古紙	t/年	947	984	904	865	960	1,020	1,274	1,404	1,381	1,529	1,518
古布	t/年	67	58	99	118	150	169	307	286	272	251	264
小型家電・水銀使用製品 ^{※2}	t/年				6	24	28	46	37	38	43	54
その他(金属くず、木くず)	t/年	113	90	131	134	599	486	809	858	820	501	519
集団回収	t/年	10,235	9,813	8,968	8,473	8,420	7,663	6,707	6,624	6,338	5,819	5,416
ごみ処理施設からの鉄分	t/年	2,425	2,220	2,244	2,316	3,061	2,766	2,776	2,377	2,337	2,441	2,341
ごみ処理施設からのスラグ	t/年	8,110	9,169	8,460	7,177	8,243	8,534	9,478	7,640	6,868	7,647	8,206
資源化率 ^{※3}	%	21.7%	22.5%	22.1%	20.9%	23.2%	21.7%	23.5%	21.2%	20.2%	21.0%	21.4%

※1 令和2年度(2020年度)の資源物市収集分の合計については、小数点繰上処理のため各品目の合計と一致しない

※2 小型家電については民間事業者による宅配回収を含む

※3 資源化率=資源化量合計÷(家庭系ごみ合計(資源物を含む)+事業系ごみ合計)×100

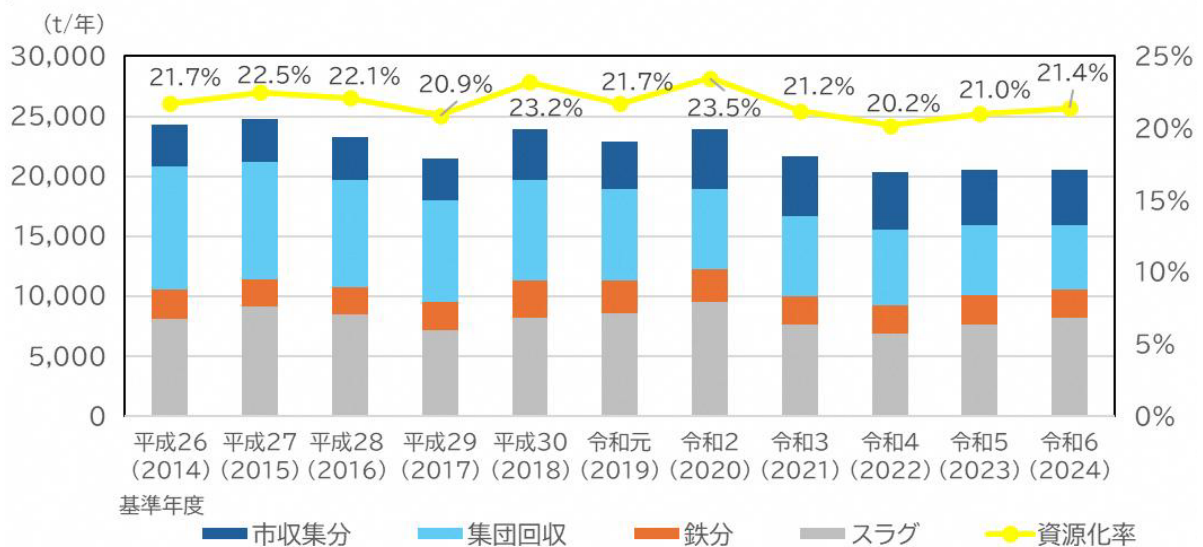


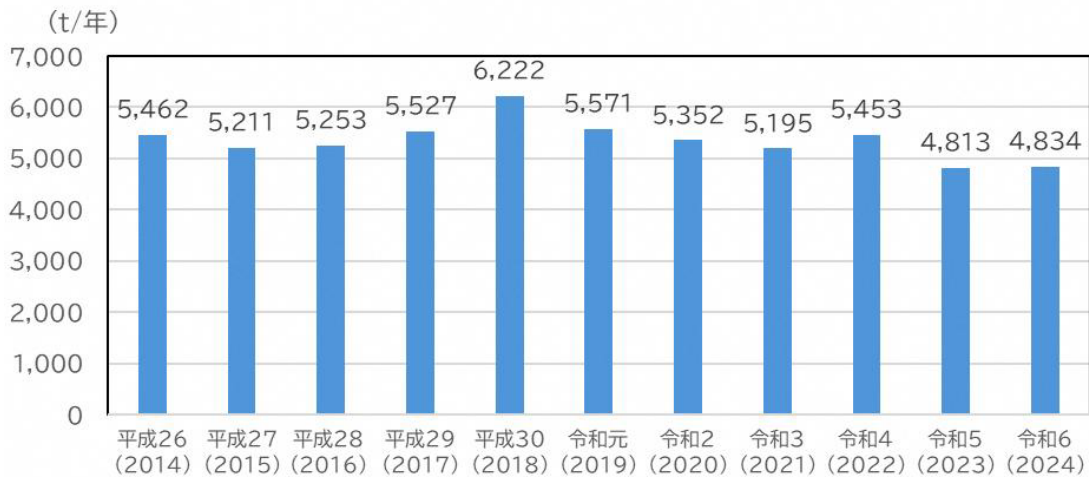
図3-7 資源化量及び資源化率の推移

(5) 最終処分量の推移

最終処分量の推移は図3-8のとおりです。

最終処分量は、平成26年度(2014年度)から令和4年度(2022年度)の範囲では、おおよそ5,200~5,600tの範囲で推移しています。平成30年度(2018年度)については、災害廃棄物の搬入やごみ質の変化(不燃系ごみ量の増加等)が大きく影響しているものと考えられます。

なお、令和5年度(2023年度)は約4,813t、令和6年度(2024年度)は約4,834tと直近の2年間は、それ以前より大幅に減少しました。



※平成30年度(2018年度)の最終処分量には災害廃棄物量を含む。

※令和2年度(2020年度)までの最終処分量は、摂津市分(約1.6%~2.3%)が含まれる。

※令和5年度(2023年度)より摂津市のごみの広域処理を開始した。

図3-8 最終処分量

(6) ごみ処理施設の概要

1) ごみ処理施設

「茨木市環境衛生センターごみ処理施設」は、全国で初めてとなる高温熔融処理方式のごみ処理施設(処理日量100t以上)として、昭和55年度(1980年度)に第1工場が竣工しました。その後、平成7年度(1995年度)に第2工場が竣工、平成10年度(1998年度)に第1工場1号炉の更新を行いました。現在は、第1工場(150t/24h×1炉)と第2工場(150t/24h×2炉)の計3炉で運転しています。

両工場ともに平成19年度(2007年度)から平成24年度(2012年度)にかけて延命化工事が実施され、10年間の延命がなされています。

また、平成29年度(2017年度)に施設整備の基本方針を長寿命化したのち、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)の3年間で基幹的設備改良工事を実施し、さらに15年間の長寿命化・延命化を図られています。

なお、ごみ処理施設の概要は表3-7のとおりです。

表3-7 ごみ処理施設の概要

施設区分等	項目	概 要	
高温熔融炉	工場区分	第1工場	第2工場
	処理方式	全連続高温熔融炉	全連続高温熔融炉
	処理能力	150t/日	300t/日
		(150t/24h×1炉)	(150t/24h×2炉)
	工期	平成8年(1996年)9月着工	平成5年(1993年)6月着工
		平成11年(1999年)3月竣工	平成8年(1996年)3月竣工
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式、触媒脱硝方式	
	受入供給設備	ピットアンドクレーン	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電による茨木市環境衛生センター内での電力利用及び隣接するし尿処理施設への電力供給、電力会社への売電。蒸気による給湯、暖房。	
熔融物処理設備	水砕・磁選・ホッパ方式		
特殊焼却設備 (犬猫死体焼却炉)	型式	回分式焼却炉	
	処理能力	40kg/h×1基、30kg/h×1基	
備 考	所在地	茨木市東野々宮町14番1号	
	開館時間	管理棟事務所業務時間：8：45～17：15	
		臨時ごみの搬入受入時間：13：00～16：00	
		動物の死体処理の受付：9：00～15：00(収骨の場合は14：00)	
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始		
	(ただし、動物の死体処理については土曜日と祝日は計量所、日曜日は守衛室にて受付)		

2) 温室効果ガス排出量の推移

本市における温室効果ガス排出量について、平成29年度(2017年度)及び令和4年度(2022年度)の推移を図3-9に示します。

廃棄物部門における温室効果ガス排出量はおおむね横ばいであるものの、全体の温室効果ガス排出量が減少傾向であることから、全体に占める廃棄物部門の割合は微増しています。

なお、廃棄物部門における温室効果ガス排出量は、プラスチック類の溶融によるものが多くを占めますが、電力、灯油、LPG、都市ガス、軽油、重油、石炭コークスの使用により発生します。

また、本市のごみ処理施設は、最終処分量を低減するために、石炭コークスを使用する溶融炉でごみを処理しており、焼却炉を使用する他自治体と比べ、より多くのCO₂等の温室効果ガスを発生させる結果となっていますが、ハイブリッドコークスを導入するなど、CO₂等の温室効果ガスの削減に努めています。

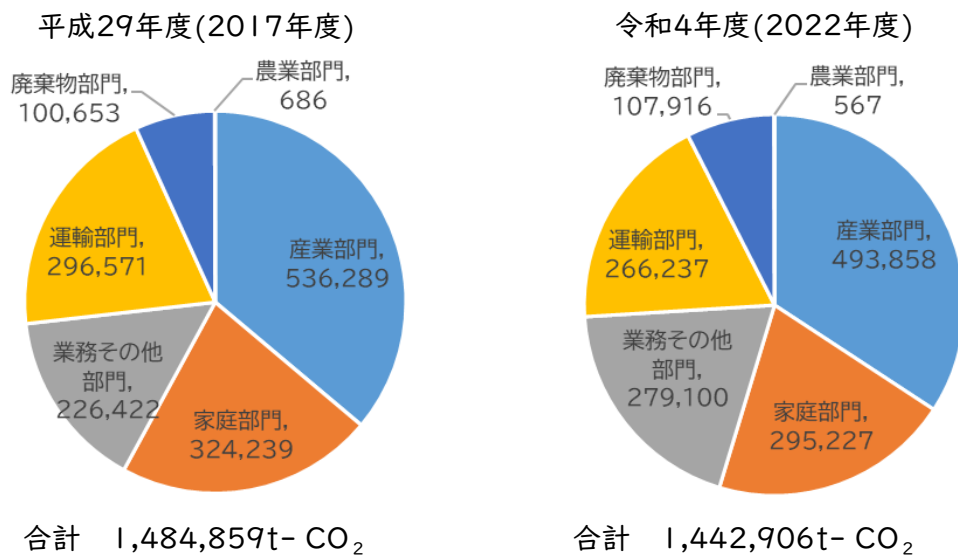


図3-9 本市における廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移

3. 第2次基本計画の目標達成状況

(1) 第2次基本計画における指標及び目標値

第2次基本計画の基本施策に関する指標及び目標値は表3-8のとおりです。

表3-8 基本施策の指標及び目標値

項目	指標	単位	平成26年度 (2014年度) 基準年度	令和7年度 (2025年度) 目標年度	備考
1	1人1日当たり 家庭系ごみ量 (資源物を除く)	g/人・日	471.5	392.0	家庭系ごみに関する指標 基準年度から17%削減
2	事業系ごみ量	t/年	50,487	44,266	事業系ごみに関する指標 基準年度から12%削減
3	最終処分量 (摂津市を除く)	t/年	5,462	4,950	最終処分を要する 廃棄物に関する指標
参考値	(資源物回収量)	(t/年)	(13,790)	(15,171)	(資源物に関する指標)

(2) 基本施策における目標達成の見通し

1) 1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)

1人1日当たり家庭系ごみ量の各年度の実績値と目標値の比較は図3-10のとおりです。

1人1日当たり家庭系ごみ量は、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)は目標値を達成していましたが、令和元年度(2019年度)以降は実績値が目標値を上回っています。目標年度の令和7年度(2025年度)の目標値392g/人・日までは、令和6年度(2024年度)の実績からあと約12g/人・日の減量が必要です。



図3-10 1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)の実績値と目標値の比較

2) 事業系ごみ量

事業系ごみ量の各年度の実績値と目標値の比較は図3-11のとおりです。

事業系ごみ量は、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までは目標値を大幅に下回ったのち、増減を繰り返して推移しており、直近の令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までは上回っていましたが、令和6年度(2024年度)の実績値は、同年年度の目標値と比較すると930t程度下回っています。また目標年度である令和7年度(2025年度)の目標値と比較しても700t程度下回っています。

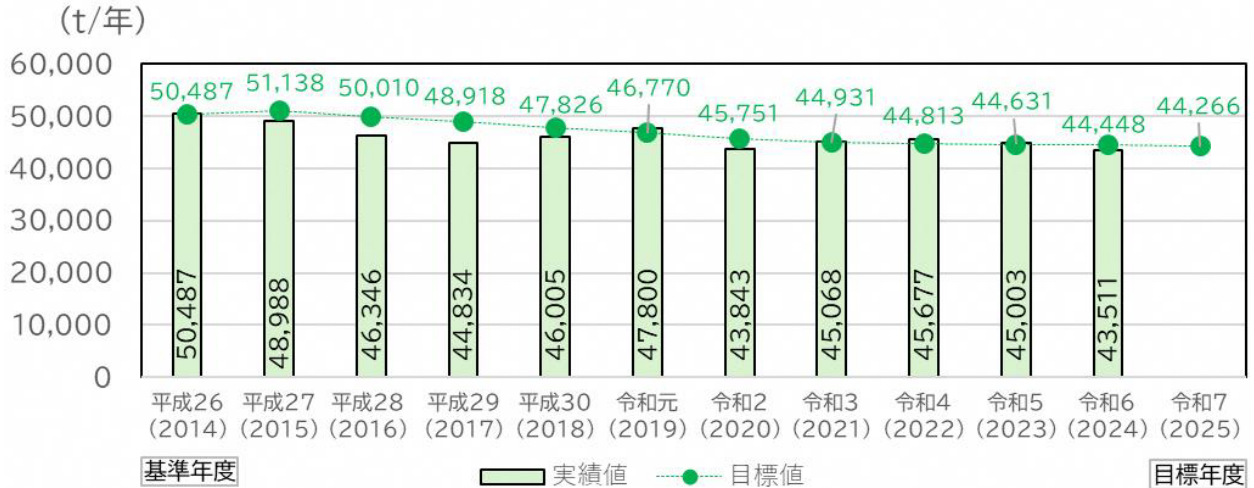


図3-11 事業系ごみ量の推移と目標値との比較

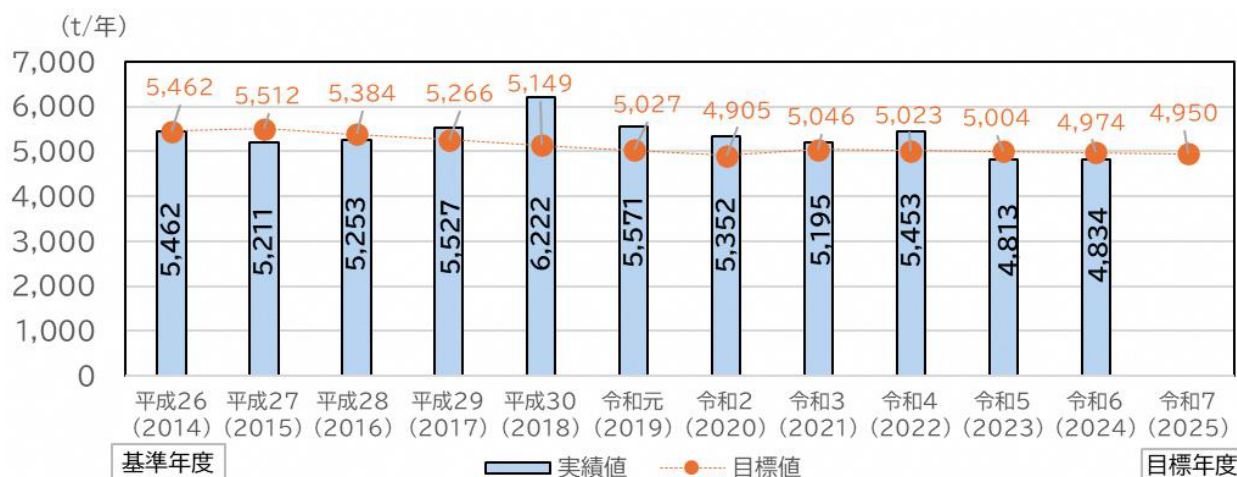
3) 最終処分量

最終処分量の各年度の実績値と目標値の比較は図3-12のとおりです。

最終処分量は、平成28年度(2016年度)までは目標値を下回って達成していましたが、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)までは目標値を上回っています。

平成29年度(2017年度)以降、目標値を上回った原因として考えられるのは、集塵灰固化物を大阪湾フェニックスセンターへ搬入する際、固化物を十分冷却するよう指導があったことから、搬出に際して冷却用散水を行ったことにより、水分を多く含んだ状態で搬出せざるを得なかったことによるものと推測されます。

令和6年度(2024年度)の実績値は、目標年度(令和7年度(2025年度))の目標値を達成しています。



※令和2年度(2020年度)までの実績値には摂津市の最終処分量(約1.6~2.3%)が含まれます。

※平成30年度(2018年度)の最終処分量には災害廃棄物量が含まれます。

図3-12 最終処分量の実績値と目標値の比較

4) 資源物回収量(参考値)

資源物回収量の各年度の実績値と目標値の比較は図3-13のとおりです。

資源物回収量の実績値は目標値とは逆に減少傾向を示しています。目標年度の令和7年度(2025年度)の目標値を達成するためには、令和6年度(2024年度)の実績値より5,234t/年の増量が必要です。

本市の資源物回収量が減少している原因の一つが集団回収量の減少です。

今後の少子高齢社会において、地域のつながりが重要となる集団回収量をこれ以上増加させることは困難と思われます。また、ペットボトル等の軽量化や、電子書籍等の利用増加、新聞・雑誌の購読者の減少により古紙の回収量も今後さらに減少するものと考えられます。

分別の不徹底による混合排出により、再資源化されない資源物がまだ存在しており、分別の徹底によるごみの減量・再資源化が今後も引き続き必要ではあるものの、再資源化可能なものの消費量全体が縮小傾向にあることから、資源物回収量を本計画の目標値として設定・維持し続けることの意味が薄らいできていると考えられます。

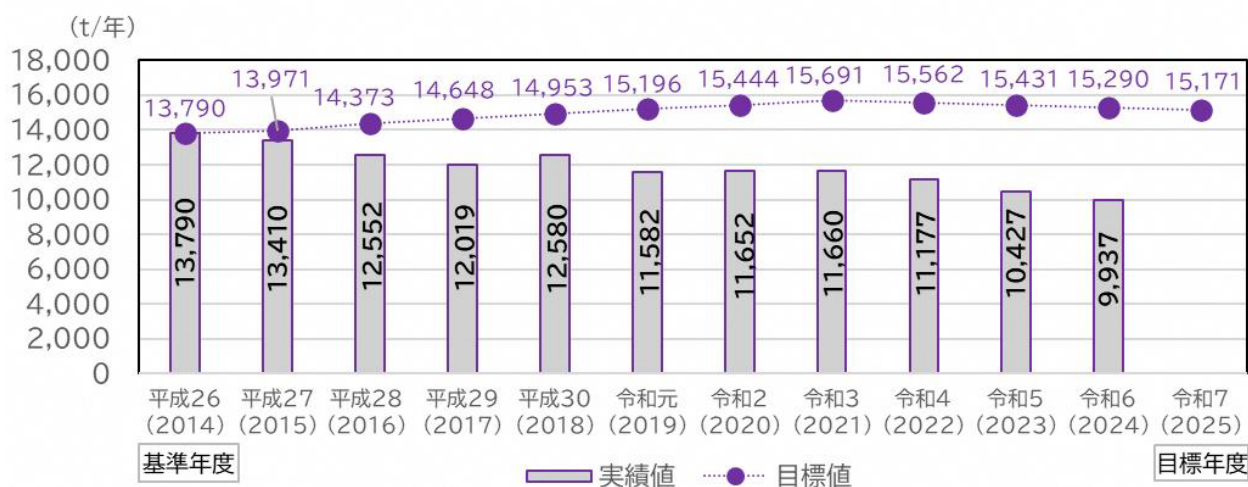


図3-13 資源物回収量の実績値と目標値の比較

(3) 取組状況と課題の抽出

1) 第2次基本計画について

平成28年(2016年)3月に第2次基本計画が策定され、ごみを出さないリデュース(発生抑制)と、リユース(再使用)を徹底しつつ、資源の循環を図るリサイクル(再生利用)をさらに推進するため、分別を徹底し、“もったいない”の心がけてごみの3Rの取組を推進するとともに、適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進することとしており、基本理念「“もったいない”が環(めぐ)るまち いばらき」を掲げて計画を推進しました。

次いで、令和4年(2022年)3月に中間見直しにおいて第2次基本計画の基本理念を踏襲し、市民、事業者、市がそれぞれの役割において、さらに積極的に取組を推進し、「ずっと」持続可能な未来をめざすために、基本理念を「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまち いばらき」として、「減量化」、「再資源化」、「適正排出と適正処理」の基本方針に基づいた3つの重点施策と5つの基本施策を設定し、取組を推進してきました。

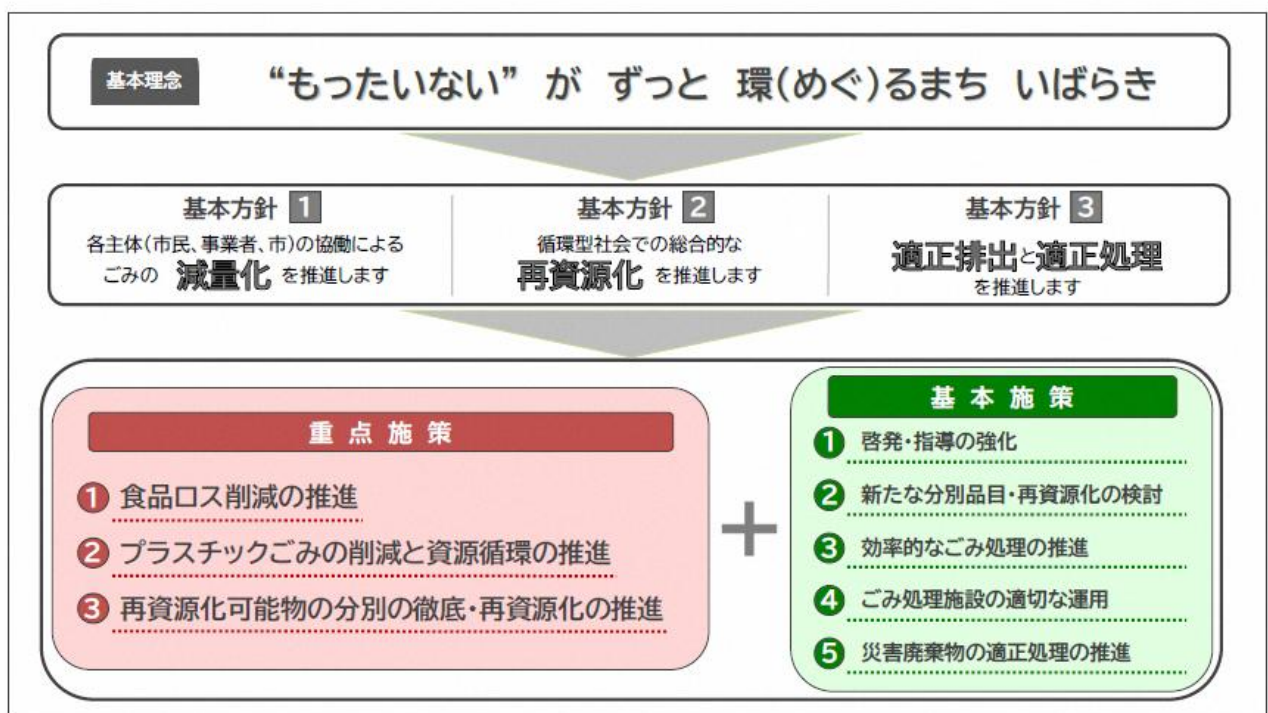


図3-14 第2次基本計画の取組の体系イメージ

2) 施策別の取組状況

第2次基本計画見直し後の施策別の取組状況と課題について、次頁以降に示します。

重点施策

(1)重点施策① 食品ロス削減の推進			
項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生抑制を目的とした施策の展開			
●市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発			
✓食品ロス削減につながる講習会や研修会（実施回数：1回）	○	○	-(※1)
✓出前講座	7回 (576名)	16回 (1,020名)	16回 (978名)
✓市アプリや市SNS等を利用した普及啓発	○	○	○
●家庭における食品ロス削減の推進			
✓3きり運動の推進に向けた情報発信	○	○	○
✓賞味期限と消費期限についての正しい知識の普及	○	○	○
✓藍野大学、立命館大学との公民連携による食品ロス削減に向けた情報発信	○	○	○
●事業所における食品ロス削減の推進			
✓エコショップ認定店を市民へ情報発信	○	○	○
✓フードシェアリングサービス「Kuradashi」の情報発信及び普及啓発（連携協定）	○	○	○
✓「3010」運動を推進する啓発媒体や啓発手法の検討（茨ごみプリ活用）	○	○	○
✓北摂地域の自治体と事業者による啓発活動の実施	○	○	○
✓「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結	-(※2)	○	○
✓食品ロス削減事業に取り組む事業者との協業に向けた調整（意見交換等）	○	○	○
循環型社会の推進に向けた施策の展開			
●未利用食品の有効利用に向けた取組			
✓フードドライブの実施（実施回数：3回/年）	3回	3回	3回
✓事業者が実施するフードドライブの情報発信	-(※3)	-(※3)	○
●災害備蓄食・飲料水の有効活用			
✓災害備蓄食や飲料水を防災訓練等にて啓発用として配布	○	○	○
推進体制の整備に向けた施策の展開			
●茨木市廃棄物減量等推進審議会の活用			
✓廃棄物減量等推進審議会の実施	3回	1回	2回
●食品ロスに関するごみ組成調査の実施を検討			
✓家庭系普通ごみの組成調査の計画策定	-(※4)	-(※4)	○
●全国おいしい食べきり運動ネットワーク協会による取組			
✓全国おいしい食べきり運動ネットワーク協会への参画	○	○	○
【課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス問題の認知度は高いものの、まだ十分な削減量ではありません。 ・家庭系食品ロスについては、具体的な食品ロス削減方法が市民に十分認知されていません。 ・事業系食品ロスについては、多くの事業者が削減に取り組んでいますが、取組をより推進するため、具体的な削減方法を情報提供する必要があります。 			

※1 講師を依頼していたフードパントリーが活動を休止したこと、令和6年度中に推進員にアンケートを実施し今後開催するか方向性を検討するために、令和6年度は実施を見送った。

※2 令和4年度に高槻市から提案があり、令和5年度に協定締結したため。

※3 ファミリーマートの実施するフードドライブについて、令和6年度から広報誌に掲載を開始したため。

※4 計画の改定等に伴う組成調査の予定がなかったため。

(2)重点施策②プラスチックごみの削減と資源循環の推進			
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■家庭系プラスチックごみの削減と資源循環の推進			
●プラスチックの分別収集の検討			
✓使用済みペットボトルの水平リサイクル事業化検討	○	○	○
✓新たな分別品目の追加及び事業者等と連携した新たな再資源化ルートの検討（他市等の事例情報収集や課題の整理）	○	○	○
●プラスチック製容器の回収の促進			
✓コンタクトレンズ空ケース回収の実施	○	○	○
✓店頭回収を実施しているスーパー等を案内（エコショップ認定店）	○	○	○
✓インクカートリッジ回収の実施	-(※1)	-(※1)	○
●プラスチック廃棄物削減のための啓発強化			
✓プラスチックの削減にかかる市HPの作成	○	○	○
✓事業所等給水機設置補助の実施	○	○	○
✓市役所本館に給水機設置検討	○	○	○
✓公共施設での給水機設置検討	○	-(※2)	-
■事業系プラスチックごみの削減と資源循環の推進			
●エコショップ認定制度の推進			
✓市広報誌等による未認定の事業所への周知・啓発	○	○	○
●プラスチック製品の製造・利用削減の推進			
✓事業者の使い捨てプラスチック製品を削減するよう来場者へ呼びかけ（農業祭でのエコバッグ持参呼びかけ）	○	○	○
✓北摂地域の自治体と事業者による啓発活動の実施	○	○	○
✓「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結	-(※3)	○	○
【課題】			
・海洋プラスチックなどの社会問題、令和4年の「プラスチック資源循環法」施行を受け、これまで以上に具体的なプラスチックごみの削減対策を検討・実施する必要があります。			

※1 令和6年度から実施のため。

※2 検討したが費用対効果に鑑み検討を停止した。

※3 令和4年度に高槻市から提案があり、令和5年度に協定締結したため。

(3)重点施策③再資源化可能物の分別の徹底・再資源化の推進			
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■古紙、古布の再資源化の推進			
✓雑がみに該当する具体的な紙の種類明記した雑がみ保管袋を出前講座や環境フェアにて配布	○	○	○
■小型家電の再資源化の推進			
✓宅配回収や拠点回収を継続し、転入手続きの際に案内リーフレットを配布	○	○	○
■民間等の取組の情報収集・市民等への情報発信			
✓リネットジャパンリサイクル(株)が実施する小型家電の宅配回収（連携協定）	○	○	○
✓HOYA(株)アイケアカンパニーが実施するコンタクトレンズ空ケース回収の取組紹介（連携協定）	○	○	○
✓ジット(株)が実施するインクカートリッジ回収の取組紹介	-(※)	-(※)	○
✓民間事業者等の取組の情報収集 ・サステナブルファッションの取組（イオンモール(株)） ・ユニフォームをポーチにリメイク（藍野大学）	○	○	○
【課題】			
・多くの市民・事業者は、「分別の必要性」を認識しているものの、分別の分類、回収方法等の詳細情報を十分に保有していません。また一部の「分別の必要性」を感じないグループへの情報提供も必要であります。			

※ 令和6年度から実施のため。

基本施策

(1)基本施策① 啓発・指導の強化

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●市民を対象とした啓発の強化			
✓出前講座	7回 (576名)	16回 (1,020名)	16回 (978名)
✓出前講座等のオンライン化（オンライン講座可能な体制や設備を整備）	○	○	○
✓企業広告費を活用した無料でのWeb広告による情報発信	-(※1)	-(※1)	○
✓不要品の処分を廃棄からリユースへと促すため㈱ジモティー及び㈱マーケット エンタープライズが運営するWebサイトの情報発信及び普及啓発（連携協定）	○	○	○
✓おにクルのこども広場におけるこども用品リユース事業の連携	○	○	○
✓適正処理困難物等の処理方法を市HP等で掲載	○	○	○
✓転入時配布書類の中に周知チラシ（茨ごみプリ、小型家電の宅配回収）を同封	○	○	○
●事業者を対象とした指導・啓発の強化			
✓多量排出事業者の廃棄物管理責任者を対象とした研修会の実施 （実施回数：1回）	○	○	○
✓指導の行き届いていない小規模事業者へも指導 （情報提供や他の巡回、調査を契機とする個別指導）	○	○	○
✓分別及び再資源化の徹底に関する多量排出事業者への訪問・指導の強化	○	○	○
✓市広報誌による市ごみ集積場所への搬出不可の周知	-(※2)	○	○
【課題】	・市民及び事業者に対して、有用な情報を効果的に伝える必要があります。		

※1 令和6年度から試行のため。

※2 令和5年度から広報誌に掲載を開始したため。

(2)基本施策② 新たな分別品目・再資源化の検討

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●新たな分別品目・再資源化の検討			
✓インクカートリッジ回収の検討	○	○	
✓インクカートリッジ回収の実施	-(※)	-(※)	○
✓使用済紙おむつや羽毛布団の再資源化を検討 （他市等の事例情報収集や手法と課題の整理）	○	○	○
【課題】	・家庭系プラスチックごみの資源循環を実施するため、分別・回収・再資源化の各段階においてそれぞれ複数ある方法を比較して、実質的に本市に合った方法を具体的に検討していく必要があります。		

※ 令和6年度から実施のため。

(3)基本施策③ 効率的なごみ処理の推進

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●収集内容等の見直し			
✓プラスチック等の分別種目の対象拡大を見据えた、直営及び委託業者 の収集内容を検討（他市等の事例情報収集や意見交換、課題の整理）	○	○	○
●排出困難者への対応（スマイル収集の利用促進）			
✓居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、利用促進に ついて検討	○	○	○
●廃棄物減量等推進員制度の活動拡大			
✓他市事例の情報収集や課題の整理	○	-(※)	-(※)
✓推進員未選出の自治会に対してチラシを配布	-(※)	○	○
●家庭系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討			
✓適正な処理料金のあり方について検討し、一部料金の見直し （令和5年4月新料金改定）	○	○	○
●事業系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討			
✓適正な処理料金のあり方について検討し、一部料金の見直し （令和5年4月新料金改定）	○	○	○
【課題】	・高齢化が進み、ごみの排出が難しい高齢者が増えています。また有料化には否定的な意見が増加している一方、今後、ごみ処理にかかる費用上昇が懸念され、より効率的なごみ処理が必要となります。		

※ 推進員未選出の自治会に対してチラシを配布を令和5年度から実施したため。

(4)基本施策④ごみ処理施設の適切な運用			
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●次期ごみ処理施設に関する計画的推進			
✓次期ごみ処理施設について、あり方や仕様の検討 (他市等の事例収集、事業者との意見交換)	○	○	○
●ごみ処理施設の維持管理			
✓点検・修理を実施	○	○	○
●広域連携による適切なごみ処理の推進			
✓摂津市との一般廃棄物の広域処理の実施に向けた協議の実施	7回	2回	5回
✓摂津市のごみ処分事務の受託	-(※)	○	○
【課題】 ・令和4年の「プラスチック資源循環法」施行を受け、本市の家庭系プラスチックごみの資源循環の実施過程とともに、現施設の運用・更新等も含めた検討をしていく必要があります。			

※ 令和5年度から広域化を実施のため。

(5)基本施策⑤災害廃棄物の適正処理の推進			
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●災害廃棄物の適正処理の推進			
✓仮置場候補地の状況を確認	○	○	○
✓災害廃棄物処理計画取組スケジュールの見直し (5年間のローリングスケジュールに変更)	○	○	○
✓摂津市との広域化に伴う災害廃棄物の推計	-	○	-(※1)
✓同計画並びに市地域防災計画、業務継続計画、受援計画等に沿った アクションカード型マニュアルの整備	-	-	○
✓上記マニュアルに沿った職員防災訓練の実施並びに実施後の 同マニュアルの見直し	-	-	○
✓市民ボランティアセンターとの連携 (ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブックの配布)	-	-	○
✓民間事業者等との協定の検討(災害廃棄物処理事業者との連携協定締結、 仮設トイレ設置に係る連携先の検討)	○	○	○
✓大栄環境(株)との災害廃棄物等の処理に関する基本協定書に基づく 連絡協議会の実施	-(※2)	○	○
【課題】 ・近年、異常気象が激甚化・頻発化しており、日本各地で水害・土砂災害等の気象災害をもたらしています。これらの災害の発生に伴い、多量の災害廃棄物の発生が懸念されており、本市においても令和2年11月に災害廃棄物処理計画を策定し、これに沿って平時から取組を進めているところです。引き続き、実際の被災時に適正処理が実施できるように平時から取り組んでいく必要があります。			

※1 令和5年度実施済みのため。

※2 令和5年度に協定締結のため。

リチウムイオン電池と火災

令和6年度(2024年度)において茨木市環境衛生センターごみ処理施設内で火災が発生しました。原因は、スプレー缶等の発火性のある危険物によるものと思われます。

リチウムイオン電池、モバイルバッテリー、中身の残ったスプレー缶等(スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター)は、破損や変形、圧縮により激しく発煙・発火し、ごみ収集車やごみ処理施設の火災事故につながるおそれがあります。収集員の負傷、ごみ収集車やごみ処理施設の損傷だけでなく、通行人や周辺家屋等に被害がおよぶおそれがあります。

特に、近年リチウムイオン電池混入が原因と推定される火災が全国で確認されています。

ごみ収集車やごみ処理施設の火災事故を防ぐため、リチウムイオン電池等の発火性がある危険物のごみへの混入防止に努めていただき、ごみの適正な分別と出し方へのご協力をお願いいたします。



【ごみ処理施設内での火災状況】

4. 基本理念

平成28年(2016年)3月に第2次基本計画が策定され、基本理念「“もったいない”が環(めぐ)るまち いばらき」を掲げ、令和4年(2022年)3月の中間見直しにおいても、第2次基本計画の基本理念を踏襲し、市民、事業者、市がそれぞれの役割において、さらに積極的に取組を推進し、「ずっと」持続可能な未来をめざすために、基本理念を「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまち いばらき」としております。

このたびも、引き続きこの将来像をめざすことを掲げながら、ごみ減量によって持続可能なまちづくりをめざします。

“もったいない” がずっと ^{めぐ}環るまち いばらき

～基本理念の思い～

ごみを出さないリデュース（発生抑制）、繰り返し使うリユース（再使用）、そして資源の循環を図るリサイクル（再生利用）、これら3Rの取組をさらに推進するため、分別の徹底と“もったいない”の心がけをより一層実践する。

適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進することにより、循環型社会の形成及び循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行をめざしつつ、脱炭素社会の実現や海洋プラスチック問題等の諸課題に対応する。

～コラム～



【循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のイメージ図】

本市は、上記のとおり、従来の廃棄物を減らす考えが基となっているリデュース・リユース・リサイクル（3R）への取組に加え、廃棄物の発生抑制と新たな資源投入の最小化を同時に実現して新たな成長につなげる新しい経済システム、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行をめざします。

5. 削減目標

(1) 将来ごみ量の推計方法

将来ごみ排出量を推計するにあたって、ごみ排出量が現状のまま推移する場合の推計を行い、次にごみ排出抑制や再生利用の促進等の施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ量を推計します。

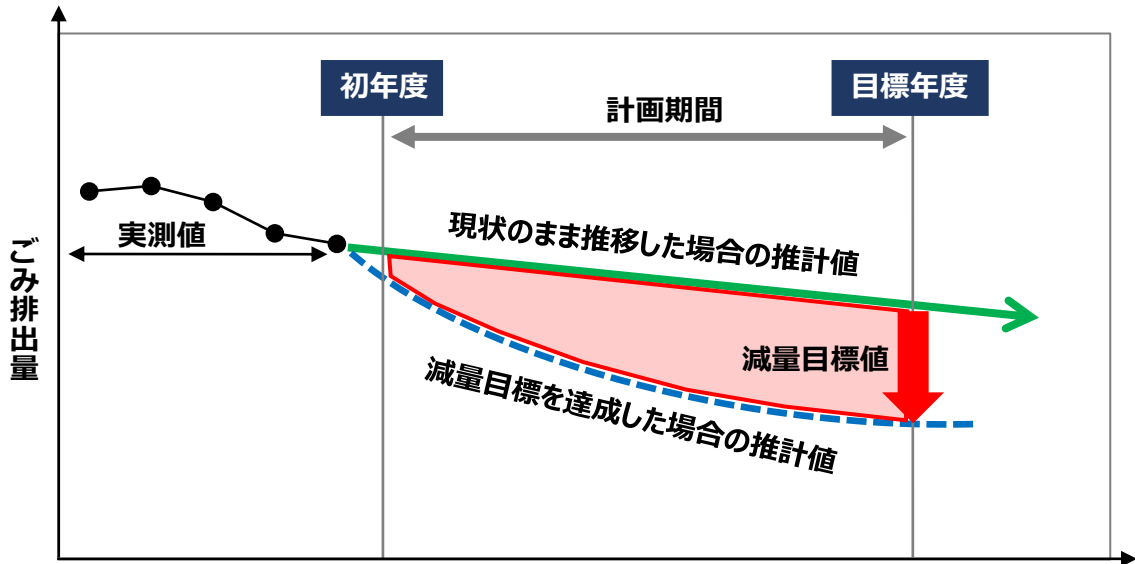


図 3-15 将来ごみ排出量の推計方法のイメージ

(2) 目標値に設定する指標

1) 家庭系ごみに関する指標

< 現行指標を踏襲 >

「1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)」(普通ごみ及び粗大ごみ量を人口と年間日数で除した値)を指標とし、目標値を設定します。

2) 事業系ごみに関する指標

< 現行指標を踏襲 >

事業系ごみの総量(許可業者収集及び自己搬入の合計値)となる「事業系ごみ量」を指標とし、目標値を設定します。

3) 最終処分を要する廃棄物に関する指標

< 現行指標を踏襲 >

最終処分を要する廃棄物に関する指標は、中間処理施設(茨木市環境衛生センター)から排出され最終処分場(大阪湾フェニックスセンター)に持ち込む集塵灰固化物の量である「最終処分量」とします。ただし、目標値の設定にあたっては、摂津市との広域処理を考慮し、摂津市分を除く本市のみの目標値を設定します。

4) リサイクル率

＜国の施策を踏まえ、新規設定＞

第2次基本計画の資源化率（資源化率＝資源化量合計÷（家庭系ごみ合計（資源物を含む）＋事業系ごみ合計）×100）をリサイクル率（出口側の循環利用率[※]）とし、新たな指標として設定します。

※出口側の循環利用率：廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標であり、出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量となります。

5) 資源物に関する指標

第2次基本計画中間見直しと同様に、「資源物回収量」は引き続き参考値として動向を注視します。

6) 国及び県の設定指標

ごみ処理基本計画の目標値に設定する指標に関して、国及び大阪府の目標値の設定状況は以下のとおりです。

表3-9 国及び大阪府の目標値の設定状況

項目	目標値に設定する指標	国	大阪府 [※]
家庭系ごみに関する指標	1人1日当たりの家庭系ごみ量 (資源物を除く)	478g (令和12年度)	400g (令和7年度)
事業系ごみに関する指標	事業系ごみ量	—	—
最終処分を要する廃棄物に関する指標	最終処分量(摂津市を除く)	令和4年度比 5%削減 (令和12年度)	令和元年度比 16%削減 (令和7年度)
リサイクル率 (出口側の循環利用率)	第2次基本計画の「再生利用率」をリサイクル率（出口側の循環利用率）	約26% (令和12年度)	17.7% (令和7年度)
(資源物に関する指標)	(目標値は設定しないが、資源物回収量は家庭系ごみ量の中で参考値として注視する)	—	—

※大阪府は現在、来年度以降の次期計画を検討中であり、現行計画の値を記載しています。

(3) 目標値の設定

1) 「1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)」の目標値

資源物を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ量の予測値は、現状のまま推移した場合、令和17年度(2035年度)では374.4 g/人・日になります。

基準年度にあたる令和6年度(2024年度)では404.3 g/人・日で第2次基本計画の目標値より9.8 g上回っています。また新型コロナウイルス感染拡大時等は、一時ごみ量は増えましたが、近年は、感染等が落ち着いたこと、感染拡大以前と行動様式が変容したことなどを背景として、ごみ量の推移もなだらかになっています。

これらの現状を踏まえ、まず令和17年度(2035年度)では370.0 g/人・日を目標値と設定し、計画的に徐々に削減するため、新たに年度ごとの目標値を設定しています。

なお、この設定値は国の目標値より低い目標値となっています。

(g/人・日)

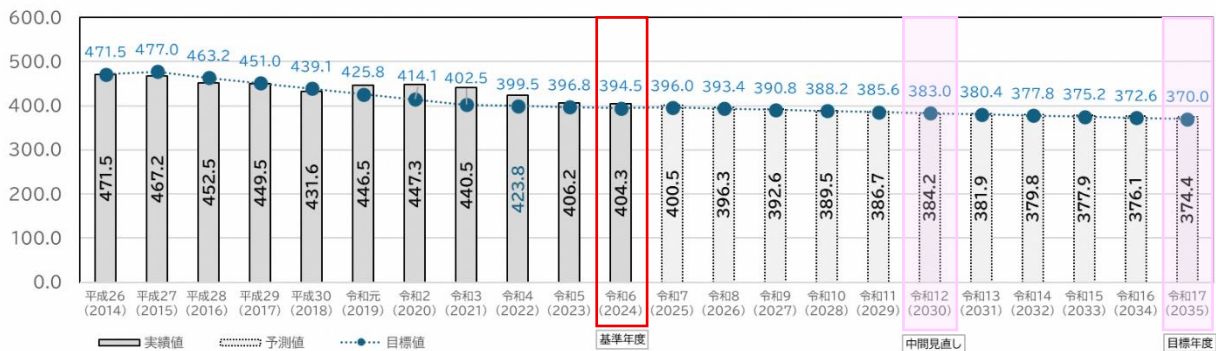


図3-16 1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)の実績値及び予測値と第2次基本計画目標値の比較

2) 「事業系ごみ量」の目標値

事業系ごみ量は、増減はあるものの、これまでの施策実施により順調に減少しています。

第2次基本計画の基準年度(平成26年度(2014年度))から予測値を推計すると、直近は削減率が鈍化してきているものの、令和7年度(2025年度)には第2次基本計画の目標値は達成できる見込みです。

事業系ごみ量の予測値は、現状のまま推移した場合、令和17年度(2035年度)では42,571 t/年となります。

事業系ごみは景気等により左右されますが、まず令和17年度の目標値を42,000t/年に設定します。これは基準年度(令和6年度(2024年度))の値から2,448t削減された値となります。また計画的に徐々に削減するため、新たに年度ごとの目標値を設定しています。

(t/年)

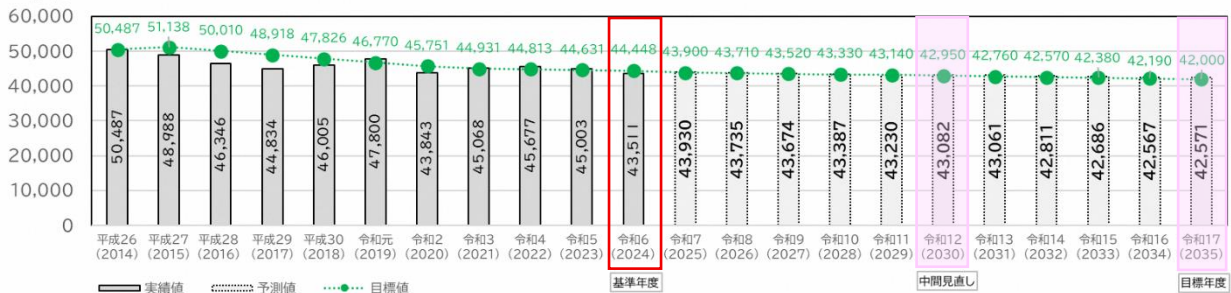


図3-17 事業系ごみ量の実績値及び予測値と第2次基本計画目標値の比較

3) 「最終処分量(摂津市を除く)」の目標値

本市のごみ量(家庭系ごみ量及び事業系ごみ量)が目標値のとおり推移した場合、第2次基本計画の令和7年度(2025年度)の目標値4,950t/年を下回る見込みです。

なお、家庭系ごみ及び事業系ごみの削減量と、これまでのごみ量と最終処分量の割合から算定した場合、令和17年度(2035年度)では4,570t/年となります。

目標値は、基準年度にあたる令和6年度(2024年度)の4,834t/年と比べて-334t、令和17年度(2035年度)の推定値から-70tの4,500t/年に設定します。また計画的に削減するため、新たに年度ごとの目標値を設定します。

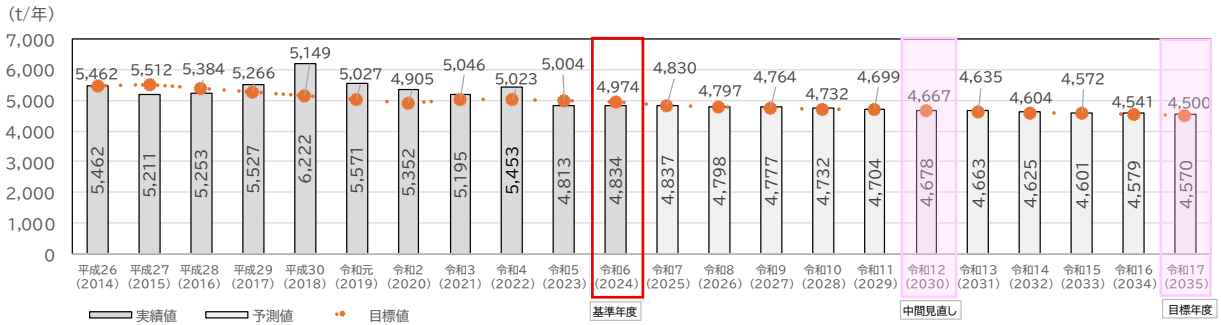


図3-18 最終処分量の実績値及び目標値と第2次基本計画目標値の比較

4) 「リサイクル率(出口側の循環利用率)」の目標値

リサイクル率と資源回収量、集団回収に関する平成26年度(2014年度)から令和6年度(2024年度)までの推移は図3-19のとおりです。その間のリサイクル率の推移はおおむね21~23%の間で推移しています。また集団回収量は年々減少しています。

少子高齢社会において、地域のつながりが重要となる集団回収量を今後増加させることは困難です。加えて、近年書籍の電子化や新聞の発行部数の減少、紙の軽量化が急速に進んでいます。新聞・雑誌以外にも、ペットボトルや缶等の軽量化は進んでおり、資源物を含めたごみ量を全体的に減らしていくという社会の流れがあります。

再資源化可能なものの消費量全体が縮小傾向にある状況ではありますが、目標値は現状水準を維持する23%以上と設定します。

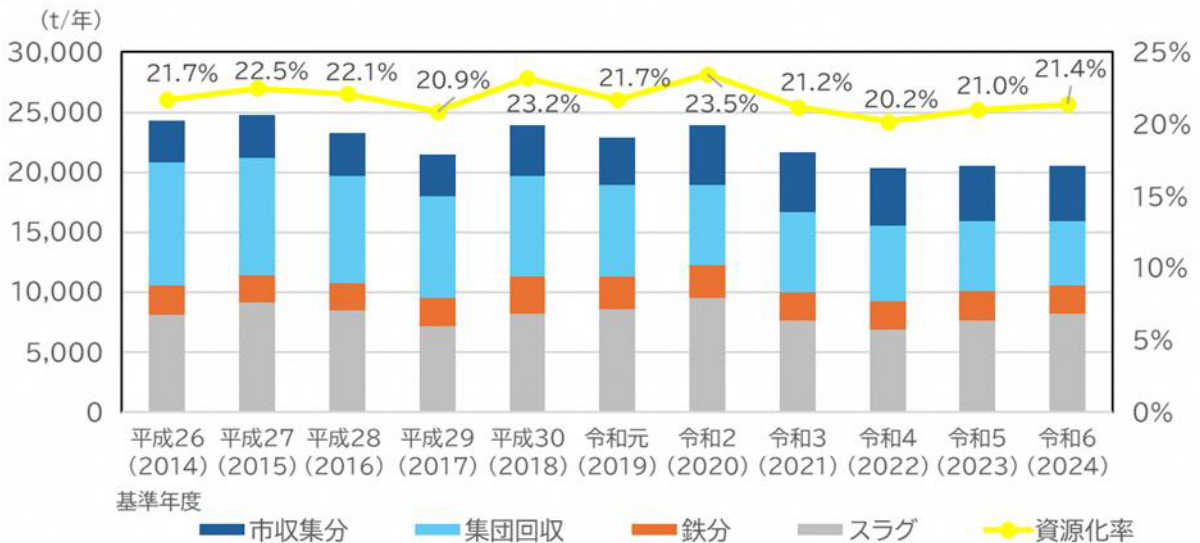


図3-19 「リサイクル率」と「資源回収量」の推移(平成26年度~令和6年度)

5) 目標値のまとめ

前述の目標値について、以下の表3-10にとりまとめました。

表3-10 計画目標値(本市)

No.	指標	単位	令和6年度 2024年度 基準年度	令和12年度 (2030年度) 計画目標値	令和17年度 (2035年度) 計画目標値
1	1人1日当たり家庭系 ごみ量(資源物を除く)	g/人・日	404.3	382.9	370.0
2	事業系ごみ量	t/年	43,511	42,950	42,000
3	最終処分量 (摂津市を除く)	t/年	4,834	4,667	4,500
4	リサイクル率	%	21.4	23	23
参考値	(資源物回収量)	(t/年)	9,937	—	—

6. 目標達成に向けた施策

(1) 基本方針

基本理念「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまち いばらき」を携え、本市が循環型社会の形成に資するため、循環型社会形成推進基本法の趣旨及び上位計画に即した基本方針を以下のとおり定めます。

ごみの適正な分別収集で資源の循環を進めるとともに、
ごみ処理施設の効率的な運転及び経費の抑制に努める

(2) 施策の体系

基本理念「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまち いばらき」を実現するため、(1)に示した基本方針に基づいた施策を策定します。

施策のうち、第2次基本計画の策定以降の法制度や社会の状況の変化に鑑み、目標年度の令和17年度(2035年度)に向けた基本施策を設定します。

施策の体系図を図3-20に示します。またSDGsの17の目標のうち、施策に関連するターゲットを含む目標について図の下に示します。

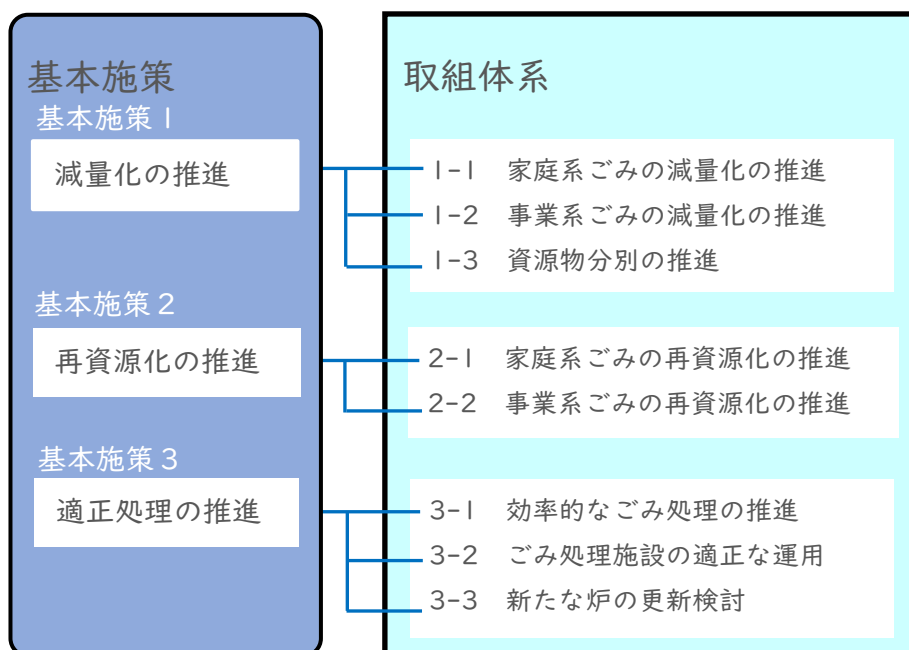


図3-20 施策の体系図



(3) 基本施策

基本理念「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまち いばらき」を実現するため、基本方針に基づいた基本施策を次頁以降に示します。

なお、本計画では第4章において、別途「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減に向けた取組を実施します。そのため、食品ロスに関する施策の詳細内容は第4章に記載します。

また、具体的に取組を進めるためには、すべての施策において市民や事業者に対する広報や周知、市民や事業者からの情報収集は必須であるため、「幅広い情報収集」と「わかりやすい周知」を計画的に推進します。

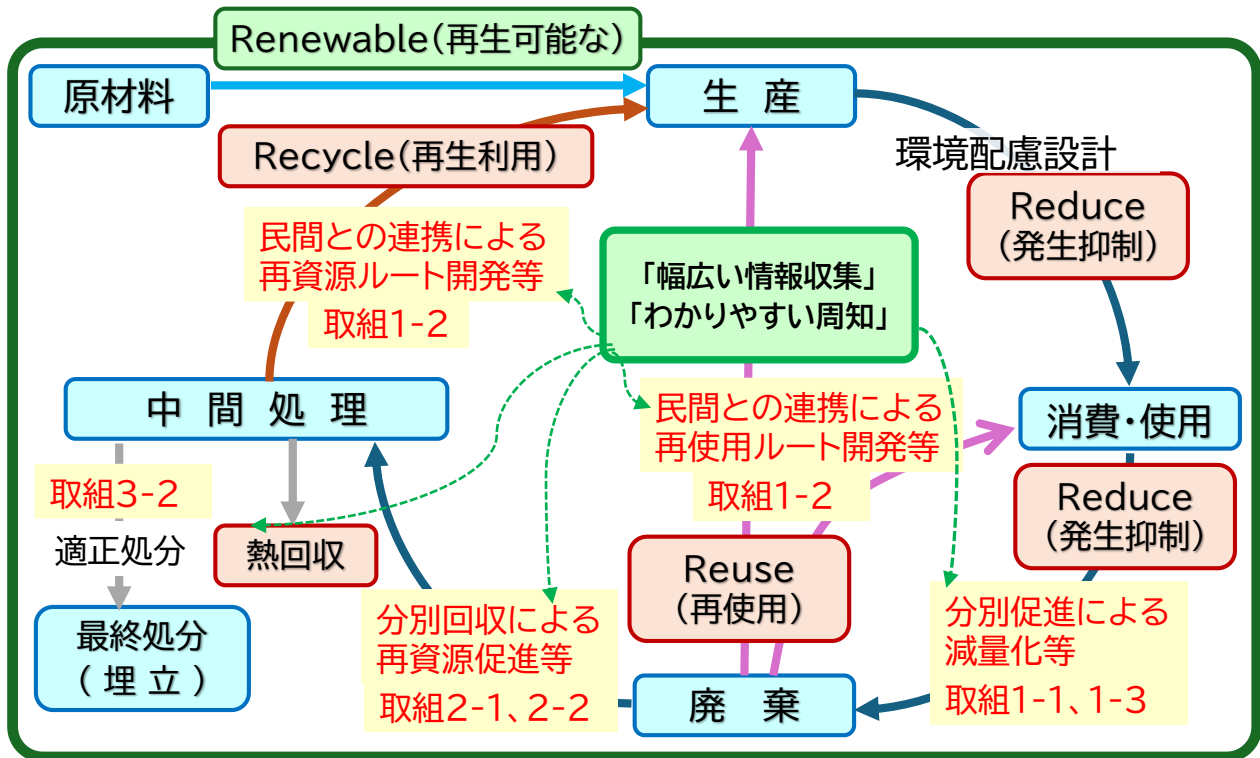


図3-21 本市における「循環経済(サーキュラーエコノミー)」推進イメージ図

【幅広い情報収集】

市民・団体・事業者・他自治体等と意見交換を行い、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する有用な情報を幅広く、収集し、協力・連携等を検討します。

【わかりやすい周知】

引き続き、スマートフォン及びタブレット端末で利用できるアプリを無料配信するほか、市のWebサイトにごみ分別辞典を掲載し、ごみの出し方やリサイクルに関する情報についてわかりやすく周知・啓発します。

また、市内大学等と連携して学生へ周知及びダウンロードの促進活動を行います。

基本施策1 減量化の推進

現状と課題	<p>家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系・事業系ともにごみにおける厨芥類及びプラスチック類が一定割合を占めており、削減への取組が必要です。 ・分別等の取組についてより一層の周知が必要です。 	
めざすべき姿	<p>家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。</p>	
取り組むこと	取組1-1 家庭系ごみの減量化の推進	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポストの普及を推進します（生ごみ処理容器等設置補助金など）。 ・マイバッグの普及啓発を行います。 ・リーフレットやごみ分別アプリで市民に向けて情報提供を行います。 ・出前講座を実施します。 ・廃物減量等推進員制度の取組を進めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに取り組みます。 ・マイバッグを持参します。 ・再使用及び再生利用を心がけ、フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。 ・エコプラスチック、バイオマスプラスチック、簡易包装の商品を選びます。
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減や過剰包装の自粛など、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を推進します。 ・エコプラスチック、バイオマスプラスチックの使用を推進します。
	取組1-2 事業系ごみの減量化の推進	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への指導及び情報提供を充実します。 ・エコショップ認定制度を周知します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ認定店を利用します。
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに取り組みます。 ・エコショップ認定制度を活用します。
	取組1-3 資源物分別の推進	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリの普及啓発に努めます。 ・不適正なごみの混入防止のための情報発信に努めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリなどにより、ごみ出しルールを順守します。 ・乾電池や蛍光灯管、水銀使用製品、小型家電などは拠点回収の利用に努めます。
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を行い、適正に排出します。 ・一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区別します。

基本施策2 再資源化の推進

<p>現状と課題</p>	<p>市の分別収集や拠点回収、地域住民による集団回収、事業者による店頭回収により、再資源化を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の利用を促進する必要があります。 ・資源物の回収量は減少しており、資源物への適正な排出が求められます。 <p>さらなる資源循環を進めるため、さらなる分別と再資源化への取組が必要です。また、資源循環の市場・経済を促進するため、再資源化製品を積極的に選択することが必要です。</p>	
<p>めざすべき姿</p>	<p>家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。</p>	
<p>取り組むこと</p>	<p>取組2-1 家庭系ごみの再資源化の推進</p>	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収の促進により再資源化を促進します。 ・プラスチックごみの分別を検討します。 ・雑がみの周知を強化します。 ・ごみ分別アプリの普及啓発に努めます。 ・資源物持ち去りに対し、定期的にパトロールを実施します。
	<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 ・拠点回収や店頭回収を積極的に活用します。 ・雑がみを分別し、回収に協力します。 ・小型家電の拠点回収、店頭回収で回収に協力します。 ・ごみ分別アプリなどを活用して再資源化に協力します。
	<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・小売店舗などは、店頭回収や消費者ヘリサイクルを呼びかけるなど、再資源化の推進に取り組みます。 ・店頭回収の品目等の増強に取り組みます。
	<p>取組2-2 事業系ごみの再資源化の推進</p>	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。 ・雑がみの周知を強化します。
	<p>市民</p>	<p>—</p>
	<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類・食品廃棄物などの再資源化を進めます。 ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。

基本施策3 適正処理の推進

<p>現状と課題</p>	<p>ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、広域処理を計画し、令和5年(2023年)4月から茨木市環境衛生センターで摂津市の廃棄物も処理しています。</p> <p>また、平成27年(2015年)7月に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結しました。これにより、災害発生時に施設の処理能力の低下などにより処理が困難になった場合、近隣自治体に収集運搬及び処理の支援を要請できるようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に係る費用が上昇傾向にあるため、適切な処理費用負担のあり方を検討する必要があります。 ・現施設の耐用年数を迎える令和23年度(2041年度)からの処理施設について検討する必要があります。 																				
<p>めざすべき姿</p>	<p>ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコストなどの抑制を図られています。</p>																				
<p>取り組むこと</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="360 875 1396 925"> <p>取組3-1 効率的なごみ処理の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 925 491 1223"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="491 925 1396 1223"> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、アウトソーシングや民間活力の活用などの可能性の検討を含め、見直しを進めます。 ・スマイル収集の利用促進・周知を図ります。 ・リチウムイオン電池等について収集を検討します。 ・不法投棄や散乱の防止に努めます。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努め、事業者やボランティアとの連携を進めます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1223 491 1375"> <p>市民</p> </td> <td data-bbox="491 1223 1396 1375"> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、食品ロス削減によりごみの発生抑制に努めます。 ・災害廃棄物ハンドブックの理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1375 491 1505"> <p>事業者団体</p> </td> <td data-bbox="491 1375 1396 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="360 1505 1396 1554"> <p>取組3-2 ごみ処理施設の適正な運用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1554 491 1637"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="491 1554 1396 1637"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理を行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1637 491 1704"> <p>市民</p> </td> <td data-bbox="491 1637 1396 1704"> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1704 491 1809"> <p>事業者団体</p> </td> <td data-bbox="491 1704 1396 1809"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="360 1809 1396 1859"> <p>取組3-3 新たな炉の更新検討</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1859 491 1995"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="491 1859 1396 1995"> <ul style="list-style-type: none"> ・令和23年度(2041年度)稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策などを考慮して、あり方や仕様を検討します。 </td> </tr> </table>	<p>取組3-1 効率的なごみ処理の推進</p>		<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、アウトソーシングや民間活力の活用などの可能性の検討を含め、見直しを進めます。 ・スマイル収集の利用促進・周知を図ります。 ・リチウムイオン電池等について収集を検討します。 ・不法投棄や散乱の防止に努めます。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努め、事業者やボランティアとの連携を進めます。 	<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、食品ロス削減によりごみの発生抑制に努めます。 ・災害廃棄物ハンドブックの理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。 	<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 	<p>取組3-2 ごみ処理施設の適正な運用</p>		<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理を行います。 	<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 	<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 	<p>取組3-3 新たな炉の更新検討</p>		<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和23年度(2041年度)稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策などを考慮して、あり方や仕様を検討します。
<p>取組3-1 効率的なごみ処理の推進</p>																					
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、アウトソーシングや民間活力の活用などの可能性の検討を含め、見直しを進めます。 ・スマイル収集の利用促進・周知を図ります。 ・リチウムイオン電池等について収集を検討します。 ・不法投棄や散乱の防止に努めます。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努め、事業者やボランティアとの連携を進めます。 																				
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、食品ロス削減によりごみの発生抑制に努めます。 ・災害廃棄物ハンドブックの理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。 																				
<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 																				
<p>取組3-2 ごみ処理施設の適正な運用</p>																					
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理を行います。 																				
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 																				
<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適正に処理します。 																				
<p>取組3-3 新たな炉の更新検討</p>																					
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和23年度(2041年度)稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策などを考慮して、あり方や仕様を検討します。 																				

指標（単位）	R6実績	めざす 方向性	備考
基本施策1 減量化の推進			
取組1-1 家庭系ごみの減量化の推進			
ごみ分別アプリのダウンロード数（累計）	72,226件	↗	
ホームページ、広報誌、SNS、アプリによる情報発信	-	↗	ホームページ
	44件		広報誌
	0		SNS
	25		アプリ
出前講座実施回数	16件	→	
生ごみ処理容器補助金交付件数	98件	↗	電気式
	9件		コンポスト
取組1-2 事業系ごみの減量化の推進			
エコショップ認定店数	48店	↗	
事業所訪問数	20回	→	
取組1-3 資源物分別の推進			
ごみ分別アプリのダウンロード数（累計）	72,226件	↗	1-1再掲
資源物持ち去りパトロール	12回	→	
基本施策2 再資源化の推進			
取組2-1 家庭系ごみの再資源化の推進			
拠点（店頭）回収品目及び箇所数	5種	↗	品目数
	24か所		箇所数
ごみ処理残渣再資源化物回収率	12.30%	↗	
スポット収集及び拠点回収量	46.92t	↗	
再生資源集団回収報奨金支給団体	422団体	→	
取組2-2 事業系ごみの再資源化の推進			
事業所訪問数	20回	→	1-2再掲
基本施策3 適正処理の推進			
取組3-1 効率的なごみ処理の推進			
市民1人当たりの収集経費	5,303円	↘	
市民1人当たりの処分経費	8,532円	↘	
取組3-2 ごみ処理施設の適正な運用			
市民1人当たりの収集経費	5,303円	↘	3-1再掲
市民1人当たりの処分経費	8,532円	↘	3-1再掲
取組3-3 新たな炉の更新検討			
-	-	-	-

(4) その他の施策

1) 災害廃棄物の適正処理の推進

災害の発生や事故等により廃棄物の処理に支障をきたす事態においては、必要に応じて北摂地域（7市3町2組合）において収集運搬及び処理の相互支援を行います。

また、災害廃棄物処理計画に記載している平時の取組や検討事項に基づき、他の自治体等との協定の検討や災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との連携の取組を進めます。

なお、本市は、地震等の災害により発生した廃棄物の処理が困難となった場合に備え、令和5年(2023年)6月1日に、廃棄物の収集運搬から中間処理、再資源化及び最終処分まで行っている大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結しました。

2) 水銀含有物への対応

乾電池や蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計については、できるだけ拠点回収を利用してもらうよう、広報・啓発に努めます。

3) 資源物の持ち去りへの対応

条例に規定する「資源物の収集又は運搬の禁止」条項に基づき、定期的にパトロールを実施し、資源物の持ち去り行為者に対し、警察等と連携しながら必要な指導等を行います。

4) ごみ集積場所の適正管理

廃棄物減量等推進員を始めとした市民と連携し、ごみ集積場所の衛生管理、防鳥ネットの貸出等によるごみ集積場所の適正管理を推進します。

5) 不法投棄対策の強化

市広報誌やちらしによる周知・啓発、警察と連携した取組を継続して実施、ごみの不法投棄や散乱の防止に努めていきます。

6) 気候変動への対応

廃棄物処理において、気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する必要な取組について、検討します。

7) CO₂排出量の削減に向けた燃料研究

ごみ処理施設からのCO₂排出量の削減に向けて、熔融処理の燃料である石炭コークスの代替として、木材チップ以外のバイオマス燃料の使用可能性について、熔融炉メーカーと連携し研究を進めます。

7. 各主体の取組

市民、事業者、市は基本理念及び基本方針に基づき、目標の達成に向けて以下のことに取り組むこととします。

(1) 市民の取組

情報発信 ～ごみをつくらない、混ぜない、見て見ぬふりしない～

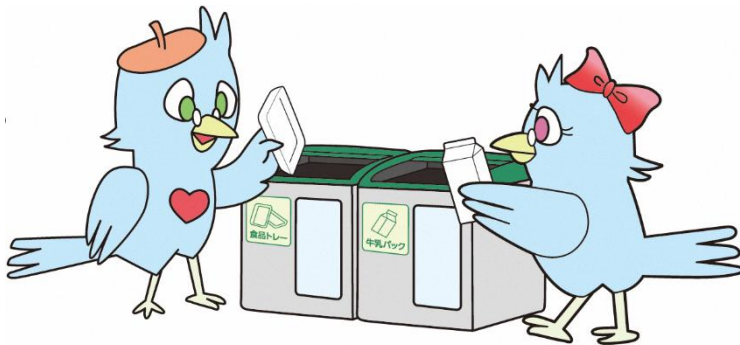


(2) 事業者の取組

情報発信 ～活用して減量化～

■エコショップ

本市では、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化を図るため、「プラスチックの削減」、「食品ロス削減」、「再使用・再資源化」、「環境にやさしい取組」、「マイボトル・マイカップの取組」のいずれかを実施し、環境にやさしい店づくりに取り組んでいる市内の店舗を、茨木市エコショップとして認定します。

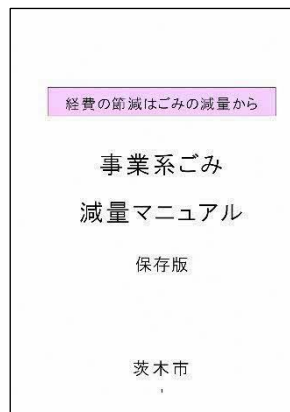
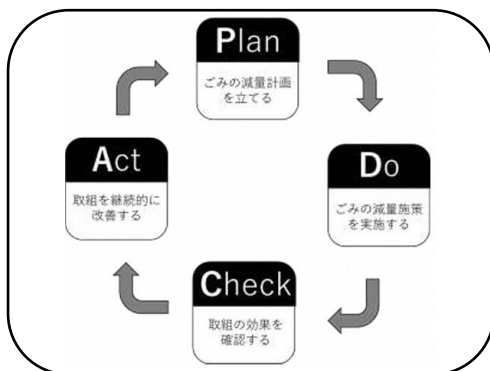


認定店の一覧は
こちら 市 HP
ページ ID : 61302



■事業系ごみ減量マニュアル

事業系ごみ減量マニュアルや市ホームページ等で、ごみの減量化・リサイクルを推進しています。環境に優しい事業活動にご活用ください。



「事業系ごみ減量マニュアル」
はこちら 市 HP
ページ ID : 3562



「事業系廃棄物の正しい
処理と減量・リサイクル」
はこちら 市 HP
ページ ID : 3846



(3) 市の取組

情報発信 ～一緒に、みんなで、減量化～

■ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」

スマートフォン用のごみ分別アプリ「茨ごみプリ」を配信しています。種類別の捨て方、ごみの収集日がわかるカレンダーなど、便利な情報・機能があります。

- 使いやすいポイント
- ①ごみの捨て方を簡単に検索できる
 - ②ごみの日が一目瞭然
 - ③エコなニュースが届く



アプリダウンロードはこちら



iOS用



Android用

■「減量推進員ニュース」などの情報発信

減量推進員ニュースは、地域で活動する廃棄物減量等推進員の皆さまへ、活動に役立つ情報を発信することを目的に発行しています。

また、「茨ごみプリ」、広報誌ホームページ等を通じて廃棄物に関する情報を幅広く発信しています。

減量推進員ニュース
はこちら 市HP
ページID:39114



生ごみは水切りを

「普通ごみ」はどうしても重くなりがちですが、生ごみは「水切り」をしてからごみ袋に入れば、水切りした分だけ軽くできます。また、ごみ袋からの水漏れが少なくなるためごみ集積場所の異臭対策にもなり、カラス被害の軽減も期待できます。

水切りの便利アイデア

- 水切り器
ネット状の生ごみ袋と市販の水切り器を使うと楽に水切りができます。ペットボトルの口の部分を切り離して、同様の道具をつくれます。
- 水切り紙袋
水切り紙袋は水切りに便利だけでなく、脱プラスチックなエコ生活にもつながります。

■いばらき環境(エコ)ポイント制度

いばらき環境(エコ)ポイントとは、環境講座への参加や、省エネ家電の買い替え等、市が指定する環境に配慮した行動をすともらえるポイントのことです。ポイントを貯めると、景品の当たる抽選に応募できます。

エコポイント制度は
こちら 市HP
ページID:28755



いばらき環境(エコ)ポイント

環境に配慮した行動で景品をゲットしよう!

エコポイントとは?
市民の方を対象として、市が指定する環境に配慮した行動をすともらえるポイントです。ポイントを貯めることをきっかけに、一人ひとりが身近なところから環境問題に関心を持ち、取組を継続していただくとする事業です。

STEP 1 行動する
対象イベント・講座等に参加するとポイントがもらえます。
※家族でのお持ちのポイントを合算できます。

STEP 2 応募する～応募方法は3通り!～
①市公式総合アプリ(いばらきライフ)のエコポイント管理機能から応募(応募紙のポイントカードからアプリにポイント移行できます。)
※詳しくは応募要項をご覧ください。
②必要事項を記入したポイントカードと引換券等を「〒567-8505 茨城県 茨城市 環境政策課」まで郵送
ポイントカードはホームページからダウンロードできます。
③市役所環境政策課の窓口のポイントカードや引換券を持参
応募締切 令和8年3月3日(火) 当日消印有効

STEP 3 抽選で景品が当たる!?
ポイントを貯めて応募していただく、抽選で景品が当たります。

■雑がみ再資源化

市民に対して、雑がみが古紙として再資源化可能であること、古布については、市の資源物収集以外にアパレルメーカーや店舗等での回収の利用を促すよう啓発を進めます。

「雑がみ」の再資源化はこちら 市HP
ページID:49602



「雑がみ」とは、新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック以外のリサイクルできる紙のことです。

※注意 紙製容器包装識別マークがついていても、すべて「雑がみ」に出せるわけではありません。

雑がみとして出せるもの(古紙・古布の日に出すもの)



雑がみは、段ボールに生まれ変わります!

雑がみとして出せないもの(普通ごみの日に出すもの)



■小型家電の拠点回収

市民に対して、小型家電をごみではなく資源物として出してもらうよう周知します。また、民間等の取組を情報収集し、市民に発信していきます。

小型家電の拠点回収はこちら 市HP
ページID:58781

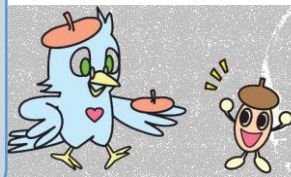


パソコン	ノートパソコン、タブレット(マウスなど付属品含む)	
携帯電話	スマートフォンを含む携帯電話	
カメラ	デジタルカメラ、フィルムカメラ、ビデオカメラなど	
映像機器	DVDビデオ、HDDレコーダー、ビデオテープレコーダーなど	
音響機器	ICレコーダー、音楽プレーヤーなど	
理髪用機器	ヘアドライヤー、ヘアアイロンなど	
ゲーム機	本体(据置型、携帯型)、コントローラ	
カー用品	カーナビ、カーステレオなど	
小型家電の付属部品	リモコン、ACアダプタなど	
その他	ラジオ、電子辞書、電卓、時計など	

■再生資源集団回収事業への報奨金制度

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う自治会やこども会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体や社会福祉法人に対し、報奨金を支給します。

再生資源集団回収事業への報奨金制度はこちら 市HP
ページID:3526



集団回収を始めませんか?

～再生資源集団回収のすすめ～

集団回収…それは何ですか?
市が実施している資源物回収とは別に、市内の住民団体等が自主的に**缶、びん、ペットボトルや古紙、古布などの再生資源を集め、再生資源回収業者に引き渡す活動**のことです。

市の資源物回収とは何が違うの?
集団回収と市の資源物回収の違い

	集団回収	市の資源物回収
回収主体	回収団体と契約した再生資源回収業者	市
回収場所	回収団体が再生資源回収業者と相談して決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布の集積場所
回収日	回収団体が決定	市の指定した曜日
回収品目	回収団体が決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布

情報発信 ～一緒に、みんなで、リユース～

- こども用品交換会「かえっこバザールくるくる」
まだまだ着られる服やまだまだ使えるおもちゃなどを「きゃぱす」でお預かりし、次の世代へお渡しします。なお、お持ちいただく洋服やおもちゃ、絵本などは、お友だちに譲れる状態のものを目安にお預かりしています。



- 不要品交換会「ぐるりお譲り交換会」
服飾品、おもちゃ、本などのまだ使える不要品を会場に持ち込みして、その場で必要な人にお譲りしています。持ち込める品がなくても、もらうだけでの参加も可能です。



- 開催場所
おにクル7階「きゃぱす」
市民交流スペース
- 開催日 第2・4火曜日／
- 開催時間 10時～12時
- 対象物品 未就学児程度が使用するもの
- お渡し価格
1点0円～100円程度
- 主催 特定非営利活動法人
いばらき市民活動推進ネット
- 問合せ きゃぱす ☎623-8820

詳細はこちら

Instagram
アカウント
(@kaekko_bazar_kurukuru)



@KAEKKO_BAZAR_KURUKURU

- 主な開催場所
おにクル、旧 IBALAB@広場
など
- 開催日 月1～2回程度
(主に火・土・日曜)／
旧 IBALAB@広場にて
- 主催 エシカリズム
- 問合せ
✉ethicarhythm@gmail.ne.jp

詳細はこちら

エシカリズム
ホームページ



■事業者との連携

事業者と連携してごみの削減やリユース促進に力を入れています。以下のような取組が行われています

👉株式会社クラダシ（下記情報①） ページID:59089

賞味期限が迫った商品や規格外品を「ソーシャルグッドマーケット『Kuradashi』」の利用により、有効活用するよう市内の食品製造業・卸売業・小売業者に積極的に働きかけていきます。



👉株式会社ジモティー（下記情報②） ページID:60636

👉株式会社マーケットエンタープライズ（下記情報③） ページID:51904

リユースは3Rの取組の中でもリデュース（発生抑制）に次いで優先されるべき取組です。本市では、同社と連携して市民が不要品の処分を廃棄からリユースに移行しやすい環境を整え、さらなるごみの削減に取り組めます。

不要品を売りたい場合	不要品を譲りたい

👉HOYA株式会社アイケアカンパニー（下記情報④） ページID：59013

同社が展開する「アイシティ eco プロジェクト (<https://www.eyecity.jp/eco/>)」の一環として、市役所本庁舎内に回収ボックスを設置し、空ケースの回収活動を実施しています。

プラスチック資源の分別収集・再商品化への必要な措置が求められているなか、空ケースの回収活動を通じて、廃棄物の減量及び再資源化の推進を図ります。

コンタクトケースも回収へ

- 回収ボックス設置場所
 - ・市役所本館8階環境政策課窓口
 - ・市役所本館地下1階通用口（守衛室横）
 - ・市内店舗：アイシティイオンモール茨木店（松ヶ本町8-30）イオンモール茨木3階

※購入した店舗やメーカー問わず回収しています。

👉リネットジャパン株式会社（下記情報⑤）

パソコン等小型家電の宅配回収を実施しています。

回収したパソコン等に含まれるレアメタルを回収し、廃棄物の減量及び再資源化の推進を図ります。

1 お申し込み	2 詰める	3 回収
インターネットからお申し込みをしてください。	データ消去して、段ボール箱に詰めるだけでOK! <small>無料消去ソフト付き</small>	佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日!

上記情報① 	上記情報② 	上記情報③ 	上記情報④ 	上記情報⑤
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

情報発信 ～事業者との連携～

株式会社大口油脂

これまで普通ごみとして排出、処分されていた家庭で不用となった廃食油を回収し、SAF（持続可能な航空燃料）をはじめとしたバイオ燃料や石鹼などにリサイクルしています。

500～600ml のペットボトルに廃食油を入れてのリサイクル



【回収場所等】

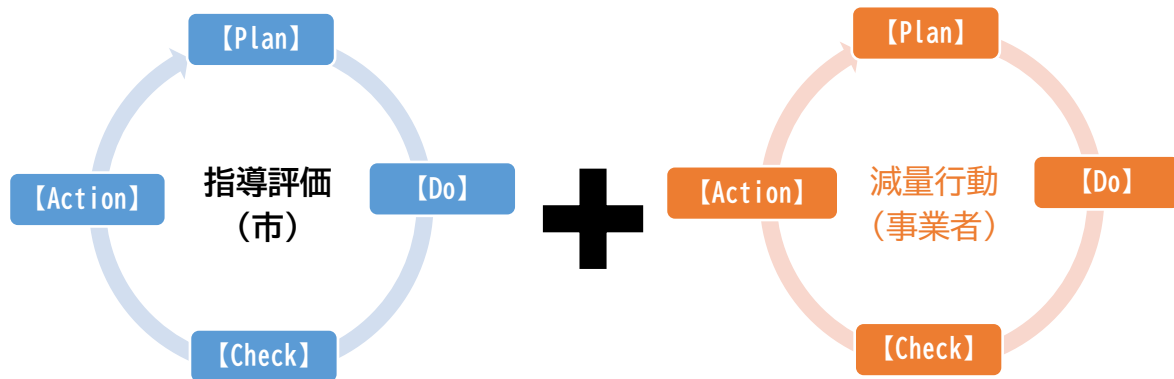
- ・イオンモール茨木1階 インフォメーション前（茨木市松ヶ本町8-30）
- ・生活協同組合コープこうべの週一宅配をご利用の場合は担当者へ渡す

廃食油の回収はこちら 市 HP ページID:67637



■PDCA の実施

これまで市内事業者と減量化に向けて連携して取り組み、成果が出てきていますが、より推進するために、各役割に基づいて、継続的に具体的な計画を立て、着実に実施していくことが重要です。特に減量化に向けての「分別に関する情報」については、市から情報等を発信していくと同時に PDCA サイクルにより確認していく仕組みをつくります。



項目	市	事業者
Plan	指導計画立案	減量計画立案
Do	指導・情報発信	減量行動実行
Check	指導効果確認・検証	行動結果確認・検証
Action	計画見直し	計画見直し

【市及び事業者のそれぞれの PDCA サイクル】



【分別の徹底推進(市内における事業所の状況)】

8. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方向性

収集内容等の見直し、排出困難者対策の拡大等により、適正排出及び収集・運搬の効率化を図ります。

(2) 収集・運搬の方法

1) 排出方法

家庭系ごみは、今後も45Lまでの透明袋を基本に排出するものとします。

2) 収集・運搬体制

①家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分、収集方法、収集回数、収集体制は当面現在の体制を継続していきます。ただし、プラスチックごみの資源循環の促進を図るため、分別項目への追加を検討します。

②事業系ごみ・産業廃棄物(木くず・紙くず・繊維くずのみ)

事業系ごみは、今後も事業者自らが施設へ搬入する自己搬入か、許可業者への委託を継続します。

③自治会清掃等によるごみ

自治会清掃等によるごみは、今後も無料で収集します。

④臨時ごみ等(有料収集)

引越し等で多量に出るごみは、今後も有料で収集します。

⑤動物の死体(有料収集)

犬・猫等の動物の死体は、今後も有料で収集します。

3) 民間事業者がリサイクルするもの

家電4品目、パソコン、携帯電話、電池、消火器、バイクは、排出者がリサイクル先へ引き渡すものとします。

表3-11 民間事業者がリサイクルするもの

区分	品目	リサイクル先	備考
家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン(室外機含む)、冷蔵庫・冷凍庫	○購入店又は買替店による引取り ○わからない場合は近くの小売店に引取りを依頼	左記のリサイクル先で収集できないものについては、市に収集依頼も可能
家庭用パソコン	家庭用パソコン	○製造・販売メーカーに回収を依頼 ○わからない場合は(一社)パソコン3R推進協会 (☎03-5282-7685)	リネットジャパンリサイクル(株)による宅配回収、小型家電の拠点回収の利用も可能
携帯電話	携帯電話	○「モバイル・リサイクル・ネットワーク」マークのある店舗へ持ち込む	小型家電の拠点回収の利用も可能
電池	ボタン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、リチウムイオン電池	○販売店の回収箱へ持ち込む	水銀使用製品の拠点回収の利用も可能
消火器	消火器	○販売店・製造元へ引取りを依頼	
バイク	バイク	○廃棄二輪車取扱店へ引取りを依頼 ○わからない場合は二輪車リサイクルコールセンター (☎050-3000-0727)	

4) 民間事業者が処理・処分するもの(適正処理困難物等)

適正処理困難物等は市では収集・処理できないため、排出者又は請負者が販売店・製造元や専門の処理業者に収集・処分を依頼するものとします。

表3-12 民間事業者が処理・処分するもの

区分	品目の例
業者請負の建築廃材等	業者請負の新築・増改築・解体等によって発生する建築廃材(産業廃棄物)、植木剪定ごみ、浴槽や畳の入替え等によるごみ
危険なもの (有害・爆発性・感染性)	プロパンガス・高圧ガスボンベ、消火器、シンナー、塗料、廃油、花火、薬品、毒物、劇薬、軽油、ガソリン、灯油、エンジンオイル、太陽光パネル、感染性医療廃棄物等
適正処理困難物 (長大・頑強な物)	土砂、ブロック、コンクリート、レンガ、ピアノ、エレクター、耐火金庫、太さ15cm以上の木の根・幹、動力付農機具類、電動マッサージチェア、ドラム缶、自動車・バイク・オートバイ用ホイール付タイヤ・バッテリー・ドア・エンジン・モーター・バンパー・マフラー・サスペンション等、電動車椅子、電動式ベッド・医療用ベッド

9. 中間処理計画

(1) 中間処理の方向性

今後ごみの減量化、再資源化を推進しつつ、将来にわたって有意な処理体制とするため、地球環境や社会情勢を考慮した中間処理体制を継続します。

(2) 中間処理の方法

排出されたごみは茨木市環境衛生センターで熔融処理を行い、減量及びスラグ、メタルへ再資源化を図り、現在の処理方法を継続します。

収集した資源物は茨木市環境衛生センターの集積場で一時保管したのち、再生資源業者へ売却、又は民間処理業者へ委託して再資源化を図ります。

(3) 中間処理施設の整備に関する計画

ごみ処理施設の稼働を維持するため、必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理を行うとともに、令和23年度(2041年度)の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策等を考慮して、あり方や仕様を検討します。

10. 最終処分計画

(1) 最終処分の方向性

ごみ処理量の減量により最終処分量の削減を図っていくとともに、引き続き大阪湾フェニックス計画に参画します。

(2) 最終処分の方法

今後も引き続き大阪湾フェニックス計画に参画し、集塵灰固化物を大阪湾フェニックスセンターへ処分委託します。

11. 計画の進行管理

(1) 計画推進の仕組み

市は、本計画に記載した施策を総合的に推進するため、庁内体制を構築するとともに、以下に示す計画推進の仕組み、進行管理等の具体的な方策を検討します。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

有識者や市民等の多様な主体が、ごみや資源物に関する課題について審議する場として、廃棄物減量等推進審議会を開催し、意見交換や情報発信に努め、審議会で出された意見については、ごみの減量や適正処理等の施策に反映します。

(3) 市民・事業者・市の協力

- ・各主体が役割に応じて主体的に取り組を進めます。
- ・市は、市民や事業者による取組と積極的に連携を図ります。
- ・市は、市民や事業者と大学・教育機関が連携した取組を支援します。
- ・市民・事業者・市が情報共有しながら計画を推進する場として、プラットフォームなどの仕組みの活用を検討します。



図3-22 推進体制イメージ

(4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、環境づくりに関する国、府、関係市町などとの連携を進めます。

(5) 計画の進行管理

本計画の推進状況について、茨木市一般廃棄物処理実施計画によって公表します。また、廃棄物減量等推進審議会では、ごみや資源物に関する課題について審議を行い、次の取組につなげていくための助言を行います。

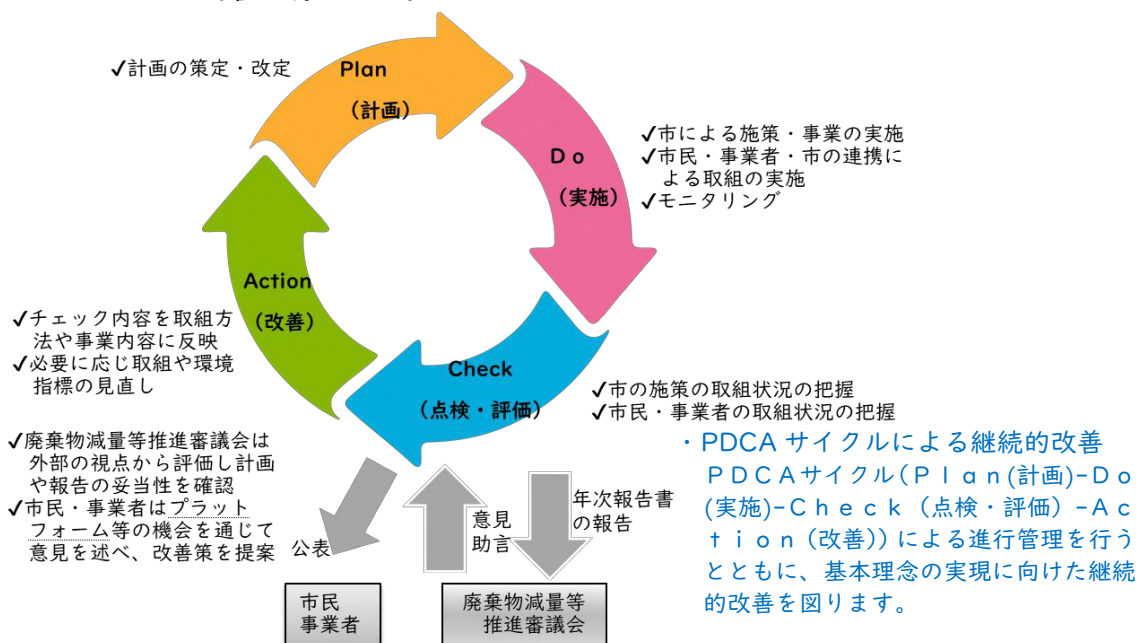


図3-23 PDCAサイクルのイメージ

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 計画の基本的事項

(1) 食品ロスをめぐる社会情勢

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

令和5年度(2023年度)の国の推計によると、日本の食品ロス量は、年間約464万tと推計されており、1人当たり毎日おにぎり1個(約102g)を捨てている計算になります。食品の廃棄は生産・流通過程で使用した多くのエネルギーや資源を無駄にしていると同時に、ごみ処理過程においては温室効果ガスを排出させる等、地球環境への負荷の一因となっているとともに、9人に1人の子どもが貧困で食事に困っている状況です。

食品ロスの削減については、平成27年(2015年)9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとなっており、令和12年(2030年)までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的にも関心が高まっています。

(2) 国の削減目標・関連計画

計画の策定に関して、令和元年(2019年)に制定された食品ロス削減推進法のほか、関連する計画・目標等について以下に示します。

表4-1 国の削減目標・関連計画

年	関連計画・削減目標
平成28年 (2016年)	第3次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、令和2年(2020年)80%とする
平成30年 (2018年)	第四次循環型社会形成推進基本計画 ・家庭系食品ロス：平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを半減させる ・事業系食品ロス：今後、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(食品リサイクル法の新たな基本方針)で目標を設定
令和元年 (2019年)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを半減させる 食品ロスの削減の推進に関する法律
令和2年 (2020年)	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年(2020年)3月31日閣議決定) ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする
令和3年 (2021年)	第4次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、令和7年(2025年)80%とする
令和6年 (2024年)	第五次循環型社会形成推進基本計画 ・食品ロス量半減(計画フォローアップに当たって、進捗把握する項目)
令和7年 (2025年)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下、第2次基本方針) ・事業系食品ロス：平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを60%削減させる 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年(2025年)3月25日閣議決定) ■目標 ・家庭系食品ロス：平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを半減させる ・事業系食品ロス：平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを60%削減させる ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

(3) 計画の位置づけ

「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

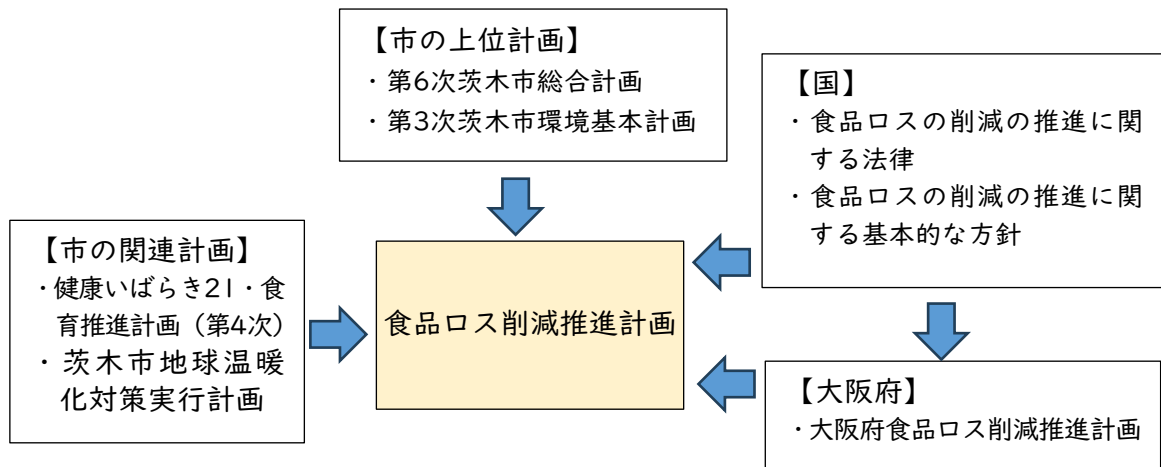


図4-1 本計画の位置づけ

(4) 計画期間

食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物処理基本計画と同様であり、以下のとおりです。

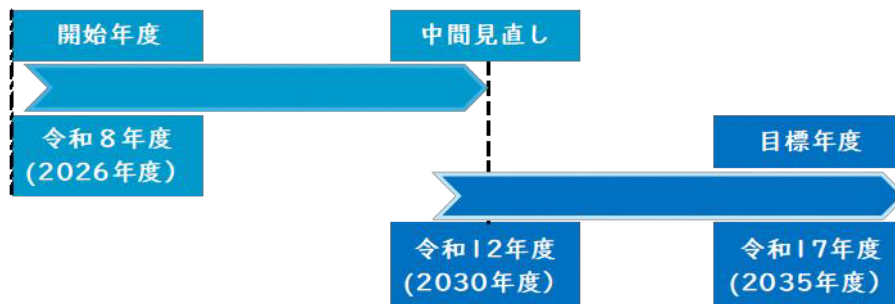


図4-2 本計画の計画期間

2. 食品ロスに関する現状と課題

(1) 全国及び大阪府における食品ロスの現状

我が国の食品ロス量は年間464万 t(令和5年度(2023年度))と推計され、このうち、食品関連事業者等から発生する「事業系食品ロス量」は約231万 t、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス量」は約233万 tと推定されています。また、まだ食べられることができない食品が廃棄されている(無駄になる)ということに加え、その食品が製造・販売される過程で投入された資源が無駄になるという点でも問題であり、消費者庁と農林水産省、環境省の推計結果によると、令和5年度(2023年度)の食品ロス量は年間約4兆円の経済損失、約1,050万 tCO₂に相当するとされています。

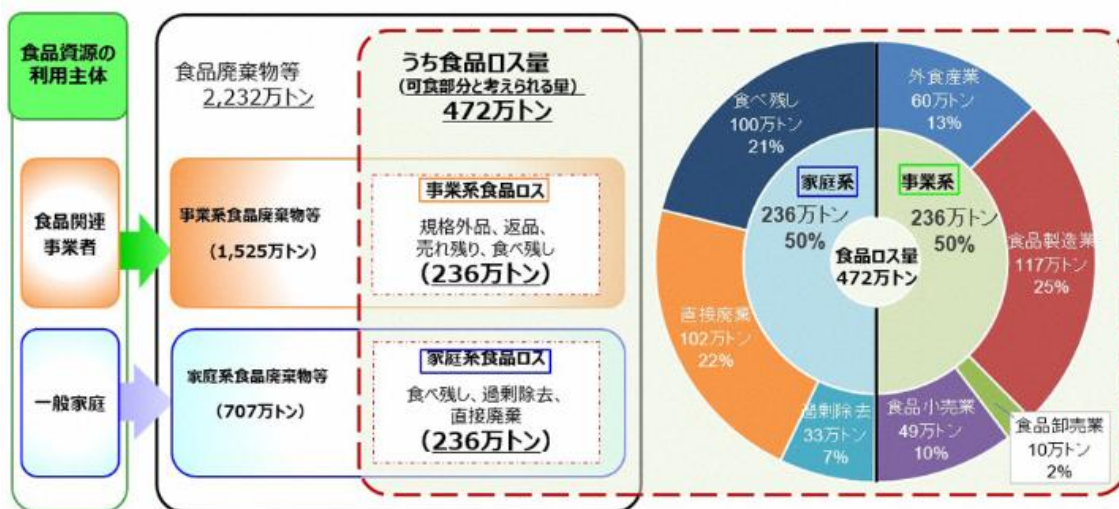


図4-3 食品廃棄物等の発生状況と割合(概念図)(令和4年度)

『資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」』

なお、平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに家庭系・事業系食品ロスを50%削減するという目標を掲げていましたが、食品ロス量は、平成12年度(2000年度)時点の約980万 tから、令和4年度(2022年度)時点推計値で約472万 tにまで削減され、家庭系はあと20万 tの削減が必要ですが、事業系は8年前倒して当初目標を達成済みです。そのため、第2次基本方針では、令和12年度(2030年度)までに家庭系食品ロスを50%削減という従来の目標は維持する一方、事業系食品ロスは60%削減という新たな目標が提示されました。

また、大阪府においても食品ロスの削減は進んでいますが、下表に示すとおり、事業系及び家庭系ともに目標には達していません。

表4-2 大阪府の食品ロスの現状 (万 t/年)

項目	平成12年度(2000年度)基準年度	令和元年度(2019年度)前回調査	令和4年度(2022年度)現状値	令和12年度(2030年度)目標値
事業系	33.2	22.3	17.3	16.6
家庭系	32.2	20.8	20.5	16.1
全体	65.4	43.1	37.8	32.7

(2) 本市における食品ロスの現状

1) 家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、表4-3及び図4-4に示すとおり、それぞれ令和2年度(2020年度)及び令和5年度(2023年度)に厨芥類を対象とした食品ロス調査結果から推計した結果、令和5年度(2023年度)の値は第2次基本計画の基準年度の令和2年度(2020年度)のものに比べ、1,058t減少し、第2次基本計画の目標年度(令和7年度(2025年度))の目標値を達成しています。

表4-3 本市の家庭系食品ロス量の推移(推計値)

指 標	単位	令和2年度 (2020年度) 【基準年度】	令和5年度 (2023年度) 【実績値】	令和7年度 (2025年度) 【目標年度】
家庭系食品ロス量	t/年	4,857	3,799	4,226
【参考】1人1日当たり家庭系食品ロス量	g/人・日	47	36 [※]	41

※計算①：令和5年度(2023年度)家庭系普通ごみ排出量及び令和6年度(2024年度)ごみ組成調査の家庭系普通ごみに占める食品ロス割合を用い、 $38,495\text{t/年} \times 9.87\%$ と設定した。

※計算②：令和5年(2023年)9月末人口(285,580人)を用い、 $3,799,000 \div 285,580 \div 365 \times 1,000$ とした。

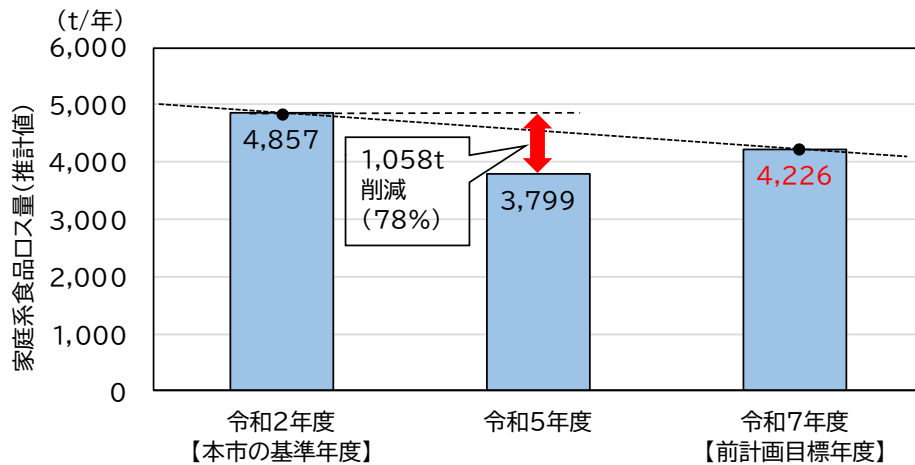


図4-4 家庭系食品ロス量の推移

2) 事業系食品ロス量

① 事業系食品ロス量の定義

事業系食品ロス量については、一般的には「【A】事業系一般廃棄物中の食品ロス量」と「【B】産業廃棄物(食品製造業)中の食品ロス量」の合算値を指すものと考えられますが、本計画内では、市管轄外である産業廃棄物については除外し、事業系一般廃棄物中の食品ロス量を「事業系食品ロス量」として取り扱うこととしました。

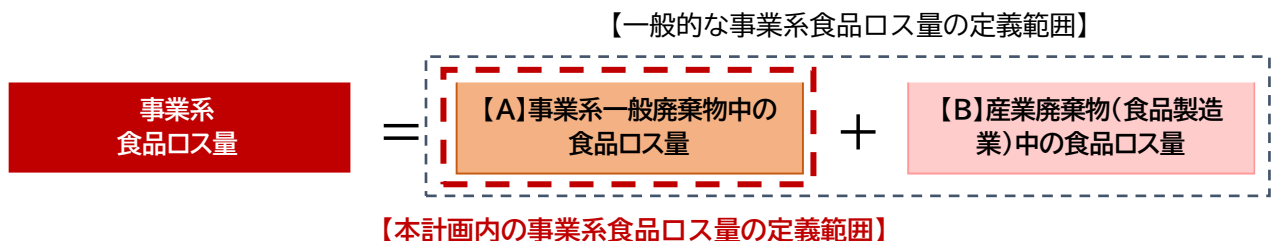


図4-5 事業系食品ロス量の定義イメージ図

②事業系食品ロス量の推移

事業系食品ロス量の令和2年度(2020年度)と令和5年度(2023年度)の推計結果を図4-6に、事業系一般廃棄物中の業種別食品ロス量の推計結果を図4-7に示します。令和5年度(2023年度)の事業系食品ロス量は8,018t/年と推計され、令和2年度(2020年度)から約1,175t削減したものと推察されます。

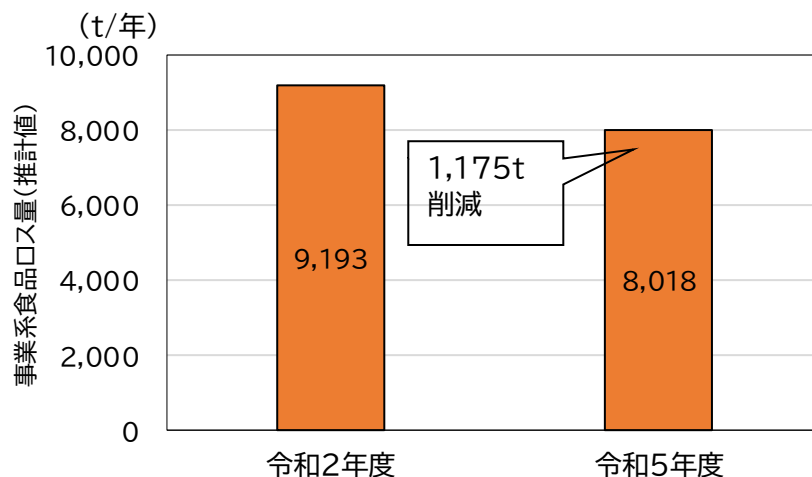


図4-6 事業系食品ロス量の推計結果

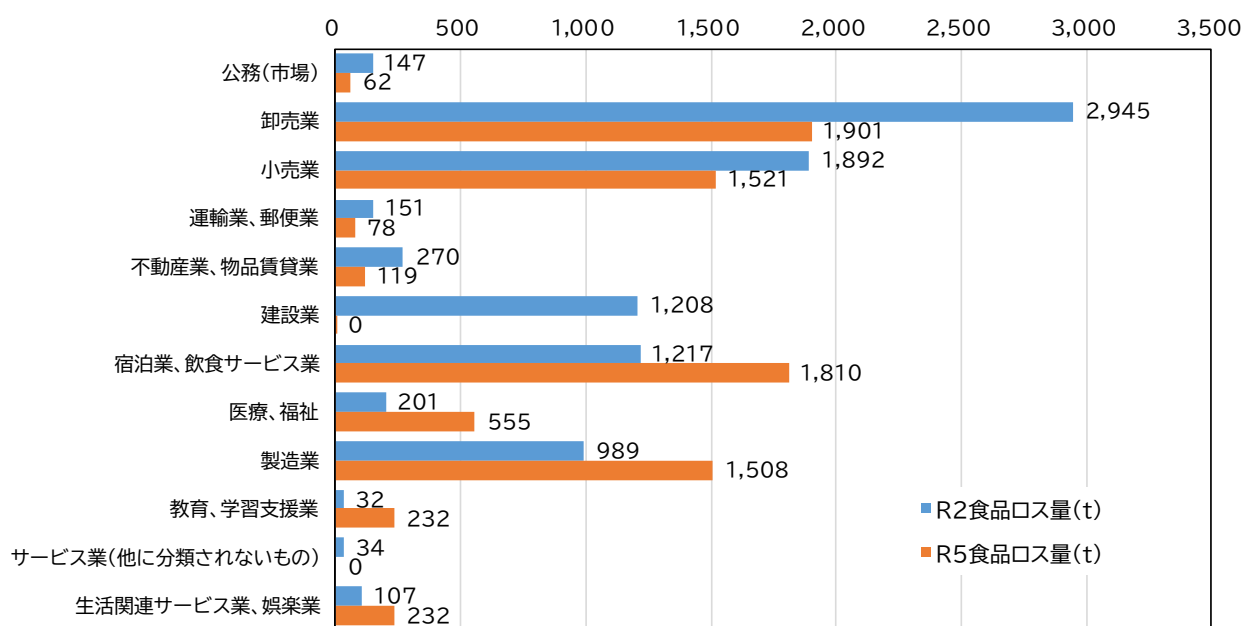


図4-7 事業系一般廃棄物中の業種別食品ロス量の推計結果

(3) 全国及び大阪府における住民意識・取組行動

消費者庁及び大阪府が行った意識調査結果を表4-4に示します。

食品ロスが問題となっていることを「知っている」(よく知っている+ある程度知っている)と回答した割合は、全国が78.8%であるのに対し、大阪府は85.7%と認知度は高くなっています。

また、食品ロスの削減に向けた取組行動を選択している割合も、全国が84.7%であるのに対し、大阪府は94.6%と高くなっています。なお、具体的な取組としては、「残さず食べる」の割合が最も高くなっています。

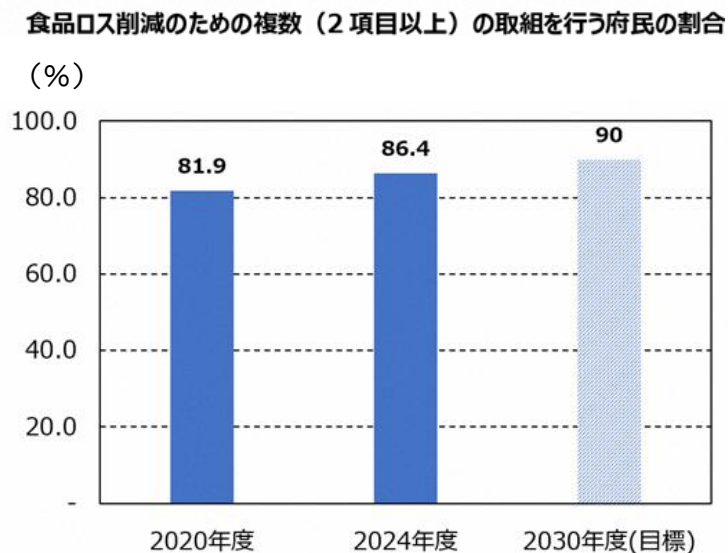
表4-4 食品ロス削減に取り組む府民の割合

	食品ロス削減の取組を複数(2項目以上)行う人の割合	食品ロス削減の取組を1項目以上行う人の割合		食品ロス問題を認知している人の割合
			取り組んでいること(上位1位、2位、3位)	
全国	—	84.7%	(1)残さず食べる：61.1% (2)「賞味期限」を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する：47.5% (3)冷凍保存を活用する：42.5%	78.8%
大阪府	86.4%	94.6%	(1)残さず食べる：78.8% (2)「賞味期限」を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する：51.3% (3)冷凍保存を活用する：51.3%	85.7%

全国：「令和6年(2024年)度消費者の意識に関する調査」による

大阪府：「令和6年度(2024年度)食品ロス削減に係る府民の意識調査」による

また、大阪府では、目標として、食品ロス削減のための複数(2項目以上)の取組を行う府民の割合を、令和12年度(2030年度)までに90%としており、令和6年度(2024年度)時点で86.4%となっています。



出典：大阪府食品ロス削減推進計画

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0120110/ryutai/foodloss/syokurosuikaku.html>

図4-8 取組状況の推移

(4) 本市における住民意識・取組行動

本市が実施した市民アンケート調査において、食品ロスを減らすために取り組んでいることのうち、「家庭での取組」及び「外食時での取組」について、第2次基本計画では、令和7年度(2025年度)までに2項目以上の取組を実施している人の割合を、それぞれ90%、70%とすることを目標としています。

令和3年度(2021年度)の調査結果では2項目以上の取組を実施している市民はそれぞれ79.3%、61.8%でしたが、令和6年度(2024年度)の調査結果では、それぞれ93.6%、71.7%であり、第2次基本計画の目標を達成しています。

表4-5 食品ロス削減の取組を行う市民の割合

項目	取組項目		市民アンケートの上位回答項目
	2項目以上	1項目以上	
家庭での取組 【目標】2項目以上 90%	79.3% ↓ 93.6%	95.7% ↓ 98.8%	「賞味期限」「消費期限」が過ぎても自分で食べられるか判断する：75% 残さず食べる：73% 冷凍保存を活用する：71%
外食時での取組 【目標】2項目以上 70%	61.8% ↓ 71.7%	94.2% ↓ 97.9%	食べ切れる量の料理を注文する：84% 残さず食べる：75% メニューになくても「少なめ、小盛り」を頼む：16%

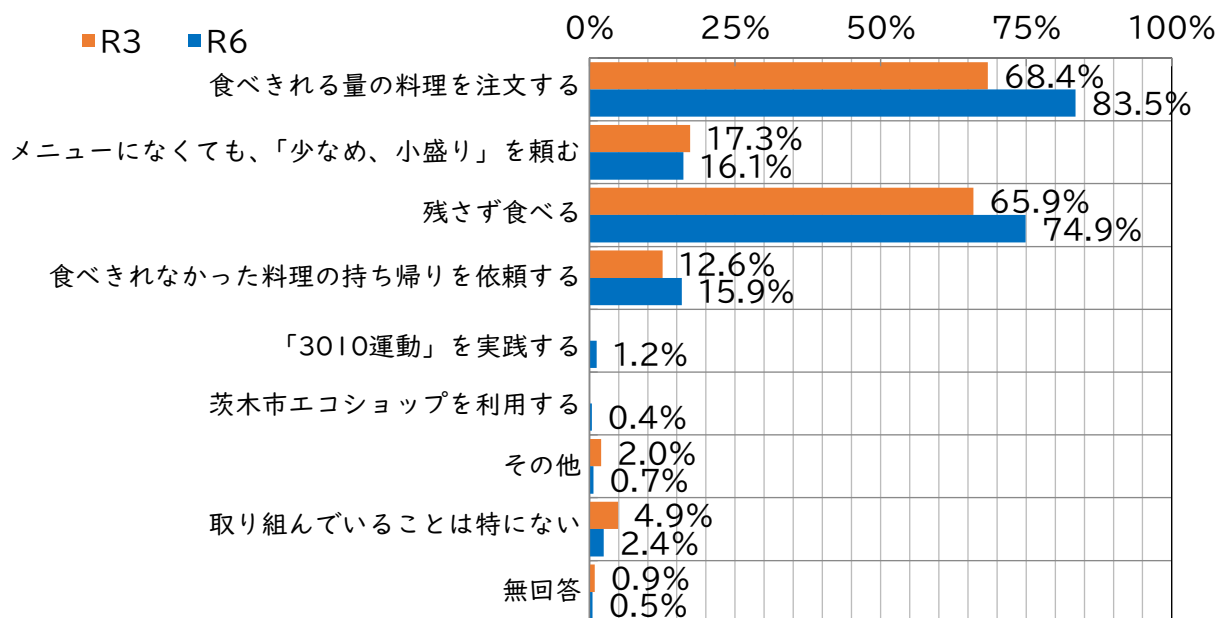
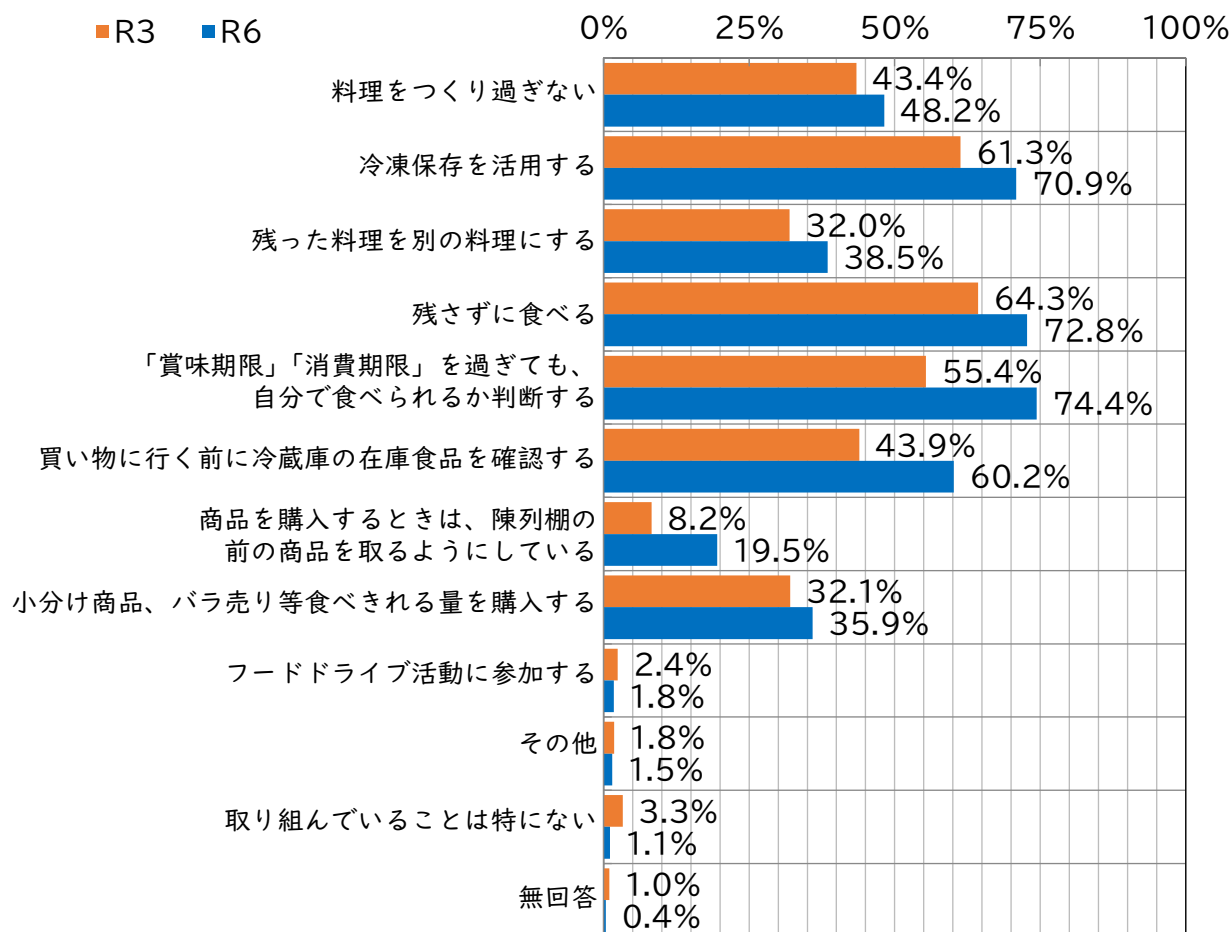
※表中の青(色)字は令和3年度(2021年度)に実施した市民アンケート調査値

※表中の桃(色)字は令和6年度(2024年度)に実施した市民アンケート調査値

令和6年度(2024年度)調査における取組率は、次頁の図4-9に示すとおり、令和3年度(2021年度)の前回調査のものと比較すると、家庭での取組では「フードドライブ活動に参加する」以外、外食時の取組では「メニューになくても、「少なめ、小盛り」を頼む」以外のすべての取組で取組率が上昇しており、特に『賞味期限』『消費期限』を過ぎても、自分で食べられるか判断する、「買い物に行く前に冷蔵庫の在庫食品を確認する」、「食べきれる量の料理を注文する」では15ポイント以上上昇していました。

また、「取り組んでいることは特にない」の回答率はどちらの取組も減少しており、回答者の9割以上が何らかの取組を行っていること、前回調査結果と比較してもおおむね向上していることから、関心は高いといえます。

よって、これら市民の高い関心を行動に着実に結び付け、食品ロス量を減量していくことが肝要といえます。



※「3010運動」を実践する、「茨木市エコショップを利用する」はR6調査のみの選択肢のためR3調査の回答率はない。

図4-9 食品ロス問題への取組状況の過年度比較(上:家庭での取組、下:外出時の取組)

3. めざすべき将来像と計画の目標

(1) 基本理念

食品ロス削減の推進は、ごみ処理基本計画の一部であるため、食品ロス削減推進計画の基本理念は、ごみ処理基本計画の基本理念である「“もったいない”がずっと環(めぐ)るまちいばらき」と同様とします。

(2) 目標

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年(2025年)3月25日閣議決定)」において、家庭系食品ロスは平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに半減させること、事業系食品ロスは平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに60%削減させること、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする、という目標を設定しています。

また、大阪府では、家庭系、事業系ともに平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させることと、食品ロス削減のために複数(2項目以上)の取組を行う府民の割合を90%とする、という目標を設定しています。

本市においても、国や大阪府の目標を踏まえた目標を設定し、食品ロスの削減を推進します。

国や大阪府では平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までの目標値を設定していますが、本市には平成12年度(2000年度)の食品ロス量データはないため、表4-6のとおり、国における令和2年度(2020年度)の実績値から令和12年度(2030年度)の目標値の削減割合を採用し、その削減割合を令和17年度(2035年度)まで持続した場合の値を目標値として設定します。

表4-6 本市における食品ロスの目標

指標		令和2年度 (2020年度) 【実績値】	令和12年度 (2030年度) 【国目標年度】	令和17年度 (2035年度) 【本計画目標年度】
家庭系	削減率	-	-13%	-20%
	国食品ロス量	247万 t/年	216万 t/年	-
	本市食品ロス量	4,857t/年	4,226t/年	3,886t/年
	【参考】1人1日当たり	47 g/人・日	41 g/人・日	38 g/人・日
事業系	削減率	-	-20%	-30%
	国食品ロス量	275万 t/年	219万 t/年	-
	本市食品ロス量	9,193t/年	7,354t/年	6,435t/年

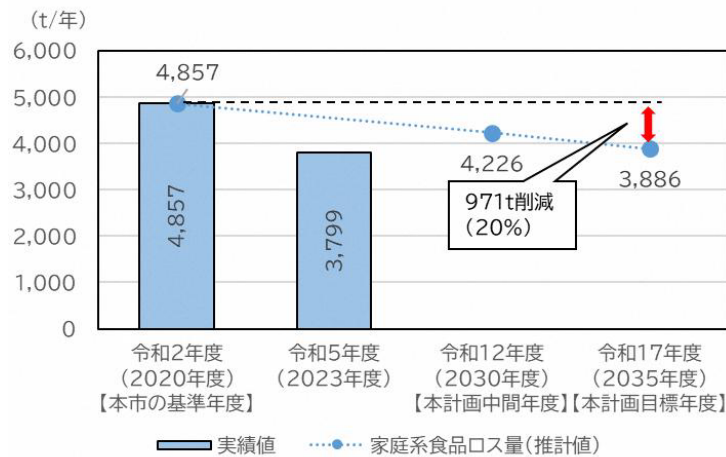


図4-10 食品ロスの目標(家庭系)

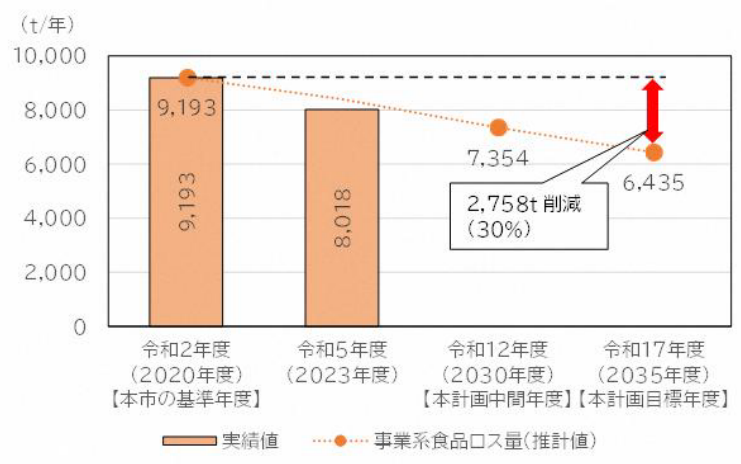


図4-11 食品ロスの目標(事業系)

(3) 本市の食品ロス削減の取組を行う市民の割合

本市が実施した市民アンケート調査において、食品ロスを減らすために取り組んでいることのうち、「家庭での取組」及び「外食時での取組」について、令和17年度(2035年度)までに2項目以上の取組を実施している人の割合を、令和6年度(2024年度)の調査結果を踏まえ、それぞれ95%、80%とすることを目標とします。

表4-7 食品ロス削減の取組を行う市民の割合

項目	取組項目		市民アンケートの上位回答項目
	2項目以上	1項目以上	
家庭での取組 【目標】2項目以上 95%	93.6%	98.8%	「賞味期限」「消費期限」が過ぎても自分で食べられるか判断する：75% 残さず食べる：73% 冷凍保存を活用する：71%
外食時での取組 【目標】2項目以上 80%	71.7%	97.9%	食べ切れる量の料理を注文する：84% 残さず食べる：75% メニューになくても「少なめ、小盛り」を頼む：16%

※表中の数値は令和6年度(2024年度)に実施した市民アンケート調査値

4. 目標達成に向けた推進施策

(1) 計画の基本方針

国の施策を踏まえて、地域の特性に応じた取組を推進することが求められています。

(2) 基本方針に基づく推進施策の概要

本市では、これまでの施策を継続的に実施していきませんが、市民・事業者等へ、よりわかりやすく伝えるとともに、事業者と連携し、本市に根付く「循環型社会の仕組みづくり」を進めていきます。

1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

継続

①市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

食品ロス削減につながる講習会や研修会、出前講座、啓発展示などを実施し、食品ロスに関する知識の普及啓発に引き続き取り組みます。

また、市広報誌や市ホームページに加え、市アプリやデジタルサイネージを活用するなど、新しい情報発信手段を利用した普及啓発に取り組むほか、各世代にあわせた環境教育のための教材を作成するなど、啓発資材の手法を検討します。

報告 「食品ロス対策研修会」を実施しました！

令和5年10月20日(金)に食品ロス対策研修会を実施しました。講師には、フードパントリー茨木 代表 宮野 剛志さんをお招きし、「家庭でできる食品ロス対策～フードパントリーで「もったいない」を「ありがとう」へ～」というテーマでご講義いただきました。参加いただいた方からは「市民同士の情報・意見交換が出来て良かったです」や「家庭での食品ロスの量の多さに驚いたので、改めて意識していきたいと思います」などの感想をいただきました。



研修会当日の様子

図4-12 過去の研修会等の様子

②家庭における食品ロス削減の推進

「3きり運動」の推進に向けた情報発信やフードドライブに取り組むほか、北摂地域の自治体、事業者と連携した取組を進めます。

👉取組1：3きり運動

👉取組2：フードドライブ

👉取組3：「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定（令和5年度）」を締結

③事業所における食品ロス削減の推進

エコショップ認定制度・フードシェアリングサービス「Kuradashi」を活用し、事業者の積極的な食品ロス削減への取組を引き続き促します。

また、「3010（さんまるいちまる）運動」の推進や「てまえどり」、「ばら売り、量り売り、割引による販売」を促進するため、啓発手法を検討します。

👉取組4：エコショップ認定制度の推進

👉取組5：フードシェアリングサービス「Kuradashi」の推進

👉取組6：「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

2) 食品ロスに関するごみ組成調査の実施を検討

継続

食品ロスの発生状況を把握するために実施した家庭系普通ごみ及び事業系ごみの組成調査を、施策の進捗状況等を踏まえ、実施することを検討します。

3) 情報の収集及び提供

継続

①茨木市廃棄物減量等推進審議会の活用

食品ロス削減施策の推進状況を茨木市廃棄物減量等推進審議会において報告・審議し、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの立場で意見交換を行うほか、新たな施策等を検討します。

②全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による取組

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取組を引き続き推進します。

4) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

継続

①未利用食品の有効利用に向けた取組

家庭や事業所から発生する未利用食品を市民・関連団体・事業者が連携し、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、未利用食品の有効活用に引き続き取り組みます。

②災害備蓄食・飲料水の有効活用

本市では賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、地域の防災訓練や市民参加の講習会で啓発用として配布することなどにより、廃棄しない取組を実施していますが、こうした取組とあわせて、フードドライブなどを引き続き活用し、必要とする人へ提供する取組も推進します。

ご家庭で余っている食品を募ります!

茨木環境フェア2025 で、ご家庭で余っている食品を集め、必要としている方に届ける「フードドライブ」を実施します。集まった食品は、後日、市の関係課を通じて、こども食堂などに届けます。

場所	おにクル3階 多目的室M2
日時	令和7年11月29日(土)・30日(日) 両日10:00~16:00
回収品目 (例)	お菓子・インスタント食品・離乳食 缶詰など



令和6年度に集まった食品の一部
40名の方から239点の食品をご提供いただきました!

受付基準

- ・未開封のもの(外装が破損していない)
 - ・常温保存とされているもの
 - ・賞味期限の設定あり ⇒ 期限が明記されており、1ヶ月以上残っているもの
 - ・賞味期限の設定なし ⇒ 常識の範囲内で古くないもの(=自分で消費することができる)
 - ・アルコールを含まない飲み物(ただし、みりん等の調味料は、アルコールを含んでいてもOK!)
- ※提供いただいた食品は状態によりお持ち帰りいただく場合があります。

図4-13 フードドライブに関する広報例

5. 各主体に求められる役割と取組

市民、事業者、市は、目標の達成に向けて以下のことに取り組むこととします。

(1) 市民の役割

各場面にあわせ、取り組みましょう。

お買物編

1 買い物前に、食材をチェック

- 買い物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する
- ▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする



2 必要な分だけ買う

- 使う分、食べきれる分だけ買って食べきる
- ▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきる



3 期限表示を知って、賢く買う

- 利用予定と照らして、期限表示を確認する

- ▶ すぐ使う食品は、手前から取る



てまえどり

ご家庭編

1 適切に保存する

- ▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する
- ▶ 野菜は、冷凍・茹でるなどの下処理をして、ストックする



2 食材を上手に使いきる

- ▶ 残っている食材から使う
- ▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する



クックパッド消費者庁のキッチンリメイクや食材を使いきるレシピを参考にしてみましょう。詳しくは二次元コードへ



3 期限表示を知って、賢く買う

- ▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する

外食編

1 店選び

- 食品ロス削減に積極的に取り組む店を選ぶ
- ▶ 料理の量を選べる店



2 注文

- 食べられる分だけ注文する
- ▶ 小盛りメニューやハーフサイズを活用



3 食事

- 料理をおいしく食べきる
- ▶ みんなでシェアして食べきり



宴会編

1 味わいタイム

- ▶ 乾杯後30分はできたて料理を楽しむ



2 楽しみタイム

- ▶ 料理を食べることも忘れず、全員で親睦を深める

3 食べきりタイム

- ▶ お開き前の10分前は、もう一度料理を楽しむ
- ▶ 幹事は「食べきり」を呼び掛ける



3010(さんまるいちまる)運動

事業者の役割

《事業者全体での取組》
✓ 意識食品ロス削減につながる講習会や研修会等に積極的に参加しましょう。
✓ エコショップ認定制度を活用しましょう。
✓ 未利用食品の有効利用を進めましょう。
✓ 水きりを徹底しましょう。
《a.製造業》
✓ 原材料を無駄なく使いきり、未使用の原材料の有効利用に取り組む等、製造過程における原材料のロスを削減しましょう。
✓ 製造方法の見直しや、保存用の容器包装を工夫して賞味期限を延長しましょう。
✓ 賞味期限表示の大括り化に取り組みましょう。(年月日から年月表示への移行)
✓ 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
✓ 消費実態にあわせて販売容量を適正化しましょう。
✓ 製造時の型崩れ品をばら売りする等、製品ロスを削減しましょう。
✓ フードバンク・フードシェアリングサービスを活用しましょう。
《b.卸売業・小売業》
✓ 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
✓ 納品期限(賞味期限を3等分して設定される「3分の1ルール」)を緩和し、物流、保管、廃棄コストを削減しましょう。
✓ 賞味期限・消費期限に近い食品や規格外品は、見切り、値引き販売等の対策を推進しましょう。
✓ フードバンク・フードシェアリングサービスを導入しましょう。
✓ てまえどりを消費者に促すように工夫しましょう。
✓ 少量パックの販売やばら売りを推進しましょう。
《c.飲食サービス業、宿泊業》
✓ 消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入しましょう。
✓ 来店者数や注文メニューの需要予測、消費者の消費特性を考慮した仕入れや提供を実施しましょう。
✓ ドギーバッグの導入を検討しましょう。
✓ 消費者へ「3010(さんまるいちまる)運動」を積極的に啓発しましょう。
✓ 食材を無駄なく使いきって調理しましょう。
✓ 来店者の好き嫌いや食べきり、小盛メニューの提供等により、来店者が食べきれる工夫をしましょう。
《d.医療、福祉》
✓ カット野菜を利用する等、使用する食材を工夫して食品ロスを削減しましょう。
《a～d 以外の業種》
✓ 食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行う等、食品ロスにつながる取組を実践しましょう。

(2) 市の役割

市民の食品ロスに対する関心は高いものの、具体的な施策の認知度は十分ではないため、広報活動を強化し、市民や事業者が協力しやすい環境を整えていく必要があります。

👉 取組1：3きり運動

食品ロス削減のための具体的な取組として、食材の「使いきり」、調理の「食べきり」、生ごみの「水きり」の「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。

また、「使いきり」にあわせて、食材を使いきるための「賞味期限と消費期限に関する正しい知識」を普及することにより、無駄に廃棄される食品を抑制することに努めます。

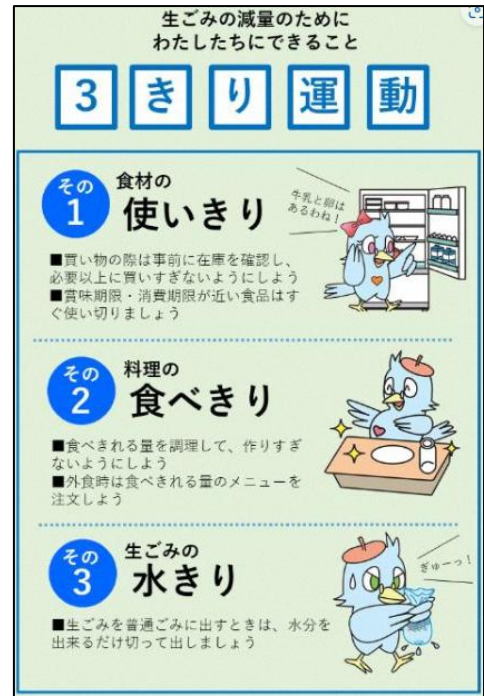
生ごみの「水きり」については、ごみの減量のみならず、匂いが減り、ごみステーションでのカラス対策になるため、今後も「水きり」に対する情報発信を継続するものとします。

👉 取組2：フードドライブ

未開封で賞味期限前の食品を家庭から提供してもらい、必要としている人に届ける取組です。市では「いばらき環境フェア」などで実施し、多くの食品を寄付として受け取っています。

いばらき環境フェア2023にて一般の方等から寄付いただいた63点の食品です。
ご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。

※フードドライブとは、家庭などで食べきれないで余っている食品(food)を持ち寄り、施設・フードバンクなどに提供・寄付する活動(drive)のことです。



～知ってほしい～

こども食堂を応援しませんか？

こども食堂のお手伝いや、食材や運営資金の寄付など、こども食堂を応援していただける方は各食堂に直接ご連絡ください。

どのこども食堂に寄付したらいいかわからない場合はこども政策課にご相談ください。

ぜひ、こども食堂の持続的な活動の応援をお願いします。

こども食堂の詳細はこちら 市HP



👉 取組3：「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定（令和5年度）」を締結

協定を締結した各事業者は本協定に基づき、国の目標を踏まえ、従前から店舗独自で進められていた容器包装のリサイクルの取組に加え、食品ロス削減と使い捨てられるプラスチック製品の排出抑制にも積極的に取り組みます。なお、本市では、その取組促進のためのPRや支援などを行います。

取組4：エコショップ認定制度の推進

環境に優しい取組を実施する店舗を認定し、廃棄物の発生抑制や再資源化を図ります。プラスチック削減や食品ロス削減などの活動を行っている店舗が対象です。



認定店の一覧はこちら 市HP
ページID: 61302



取組5：フードシェアリングサービス「Kuradashi」

消費者のニーズと余剰食品をマッチングさせることで食品ロスを削減する仕組みです。株式会社クラダシと協定を結び、ショッピングサイト「ソーシャルグッドマーケット『Kuradashi』」を通じて市内の食品ロス削減を推進しています。

※「フードシェアリング（サービス）」とは、「売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービス」という意味の言葉です。

Kuradashiの詳細はこちら 市HP
ページID: 59089



Kuradashiとは、
食品ロス削減のためのショッピングサイトです。

フードシェアリングでお得に社会貢献!
「フードシェアリング」とは、何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで、食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みです。

茨本市内の食品関連事業者など
賞味期限切れ 規格外 出荷ロック
従来廃棄していた商品を協賛店舗で提供
サンプル品 キャンペーン品
卸売・小売 終売品からの返品

Kuradashi × 茨本市
IBARAKI CITY

ネットショッピング
最大97%OFFで購入
茨本市民の皆さま
売上の一部を寄付
環境保護や動物保護活動を行う団体
社会貢献団体

あなたもフードシェアリングサービスを利用し、社会貢献に取り組みませんか?
会員登録 すぐにお買い物できます!

食品ロス削減の取組は、国連が推進する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に寄与します。

取組6：「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

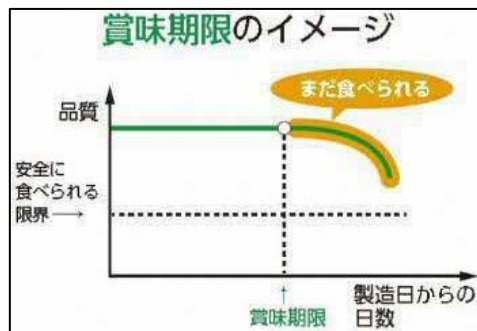
前出の「(1)市民の役割の宴会編 (p68)」に掲載しています。

～コラム～

食品に記載されている「消費期限」と「賞味期限」は次のように意味が異なっており、「賞味期限」を過ぎたからといってすぐに食べられなくなるわけではありません。すぐに捨ててしまうのではなく、見た目やにおい、味などを確認し、まだ食べられるものは捨てないでいただきましょう。

消費期限…品質の劣化に伴い安全性を欠くおそれのない期限。この期限を過ぎたら食べない方がよい。
(弁当、サンドイッチ、惣菜など、比較的劣化が速い食品に表示)

賞味期限…おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎたからといって、すぐ食べられなくなるわけではない。
(袋菓子、カップ麺、缶詰など、比較的劣化が遅い食品に表示)



6. 計画の効果的な推進

(1) 推進体制の整備

食品ロス削減には、食品製造業、卸売業・小売業、宿泊・飲食業、医療・福祉等の食品を取り扱う事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取組を推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取組の推進に努めるものとします。

また、食品ロスの削減については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等多岐にわたる関連施策に位置づけられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めるものとします。

(2) 計画の進捗管理

食品ロス削減推進計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取組状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進捗管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくものとします。

また、進捗状況や取組の成果を市広報誌や市ホームページ、市アプリ等により公表します。

(3) 目標のまとめ

食品ロスに関する目標について、家庭系及び事業系の食品ロス量を表4-8に、食品ロス削減の取組を行う市民の割合については表4-9に、それぞれとりまとめました。

表4-8 本市における家庭系及び事務系の食品ロス量

指 標	令和2年度 (2020年度) 【基準年度】	令和12年度 (2030年度) 【中間年度】	令和17年度 (2035年度) 【目標年度】
家庭系食品ロス量	4,857t/年	4,226t/年	3,886t/年
事業系食品ロス量	9,193t/年	7,354t/年	6,435t/年

表4-9 食品ロス削減の取組を行う市民の割合

項目	取組項目		市民アンケートの上位回答項目
	2項目以上	1項目以上	
家庭での取組 【目標】2項目 以上 95%	93.6%	98.8%	「賞味期限」「消費期限」が過ぎても自分で食べられるか判断する：75% 残さず食べる：73% 冷凍保存を活用する：71%
外食時での取組 【目標】2項目 以上 80%	71.7%	97.9%	食べ切れる量の料理を注文する：84% 残さず食べる：75% メニューになくても「少なめ、小盛り」を頼む：16%

※表中の数値は令和6年度(2024年度)に実施した市民アンケート調査値

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

水は、我々の生活のなかで重要な要素の一つであり、地域の快適な生活環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。

こうした水及び水環境の重要性を知り、水環境を良好に保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

本市においても、生活排水を適正に処理することは重要な課題であり、快適で衛生的な生活環境を維持するためには、行政だけでなく、市民や事業者による相互の協力が必要となることから、環境基本計画のめざす『次世代(未来)へつなぐ・みんなで共創する環境のまち』を本計画の基本理念とし、引き続き生活排水処理の推進を図ります。

(2) 基本方針

本市の生活排水処理は、昭和30年代(1955年～1964年)の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進んだことから、生活排水の速やかな処理や汲み取り便所の解消等、身近な生活環境の改善を図るため、昭和37年(1962年)に公共下水道の整備に着手し、市政の最重要施策として取り組んできた結果、おおむね整備を終えております。

また、下水道整備区域外の地域においては、北部地域の山間部を浄化槽処理促進区域に定め、平成25年度(2013年度)より、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを市で行う公設浄化槽整備事業を行っています。

生活排水の100%適正処理をめざし、引き続き、下水道整備区域においては、生活排水未処理箇所における整備を進めるとともに、下水道整備区域外の浄化槽処理促進区域においては、合併処理浄化槽により整備を進めていきます。

※下水道整備区域とは、公共下水道区域と特定環境保全公共下水道区域をあわせた区域です。

※特定環境保全公共下水道区域とは、市街化区域以外において生活環境の保全のため下水道が整備される区域です。本市では平成16年(2004年)3月に、安威川ダムとその周辺(大岩・車作・千提寺・忍頂寺・安元地区)を特定環境保全公共下水道区域として定めています。

2. 生活排水を取り巻く社会情勢

(1) 生活排水処理対策のための関係法令及び計画

1) 関係法令の概要及び大阪府の計画

生活排水処理に係る様々な法律が施行されており、それらの法律に基づき生活排水処理施設の整備を実施しています。関係法令とその概要を表5-1に示します。

また大阪府では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するため、表5-2に示す計画を策定しています。

表5-1 関係法令の概要

公布年月	法 令	概 要
昭和33年 (1958年) 3月	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和45年 (1970年) 12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
昭和45年 (1970年) 12月	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和58年 (1983年) 5月	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
平成6年 (1994年) 8月	環境基本法	環境の保全について、基本理念を示した法律です。国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

表5-2 生活排水の対策等に関する大阪府の計画と概要

策定年度 (最新版)	計 画	概 要
令和7年度 (2025年度)	大阪湾流域別 下水道整備総合計画	大阪湾では、水質環境基準として、昭和46年(1971年)12月にCODに係る類型指定が、平成7年(1995年)2月には全窒素、全リンに係る類型指定がされています。この大阪湾の水質環境基準を達成するために、大阪府で平成12年(2000年)12月に策定された計画です。水質汚濁による人の健康被害や生活環境に係る被害を防ぎ、公衆衛生の向上を図るために、令和30年度(2048年度)を目標年度として下水道を整備し、水質環境基準を達成・維持することを目的としています。
令和7年度 (2025年度)	大阪府域の生活排水 処理計画のとりまとめ	大阪府の都道府県構想として位置づけられ、府内市町村の生活排水処理計画の状況、計画に基づき進められている生活排水処理の現況等のとりまとめを目的としています。

2) 本市の生活排水に関する条例及び計画

本市では、生活排水の対策や公共用水域の水質汚濁防止を目的として、表5-3に示す条例を制定しています。また、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するため、表5-4に示す計画を策定しています

表5-3 本市の生活排水に関する条例の概要

施行年月	計 画	概 要
昭和45年 (1970年) 7月	茨木市下水道条例	本市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに構造の技術上の基準について定めています。また、排水設備の設置、公共下水道の使用、行為の許可及び占用等について定めています。
平成21年 (2009年) 4月	茨木市生活環境の 保全に関する条例	生活排水による水質汚濁の防止について定めています。
平成25年 (2013年) 4月	茨木市公設浄化槽条例	公設浄化槽の設置及び管理について必要な事項を定めています。
平成21年 (2009年) 4月	茨木市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理するための責務、基準を定めています。また、一般廃棄物処理に係る許可や手数料等について定めています。

表5-4 本市の生活排水の対策等に関する計画と概要

策定年度 (最新版)	計 画	概 要
令和7年度 (2025年度)	茨木市流域関連公共 下水道全体計画	おおむね20～30年先の状況を想定し、将来的な下水道施設の配置計画を策定するものです。本市においては、大阪湾流域別下水道整備総合計画と整合を図っています。
令和7年度 (2025年度)	茨木市一般廃棄物 処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき策定するものです。ごみ、生活排水から構成されており、それぞれの処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものです。令和17年度(2035年度)を目標年度としています。
令和7年度 (2025年度)	茨木市流域関連公共 下水道事業計画	全体計画で定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定めるものであり、下水道法に基づき策定しなければならない計画です。本市においては、大阪府の安威川流域下水道事業及び淀川右岸流域下水道事業と整合を図っています。

3) 生活排水処理対策のための関係法令、計画及び事業の体系

生活排水処理に関する法令、計画及び事業の体系を図5-1に示します。

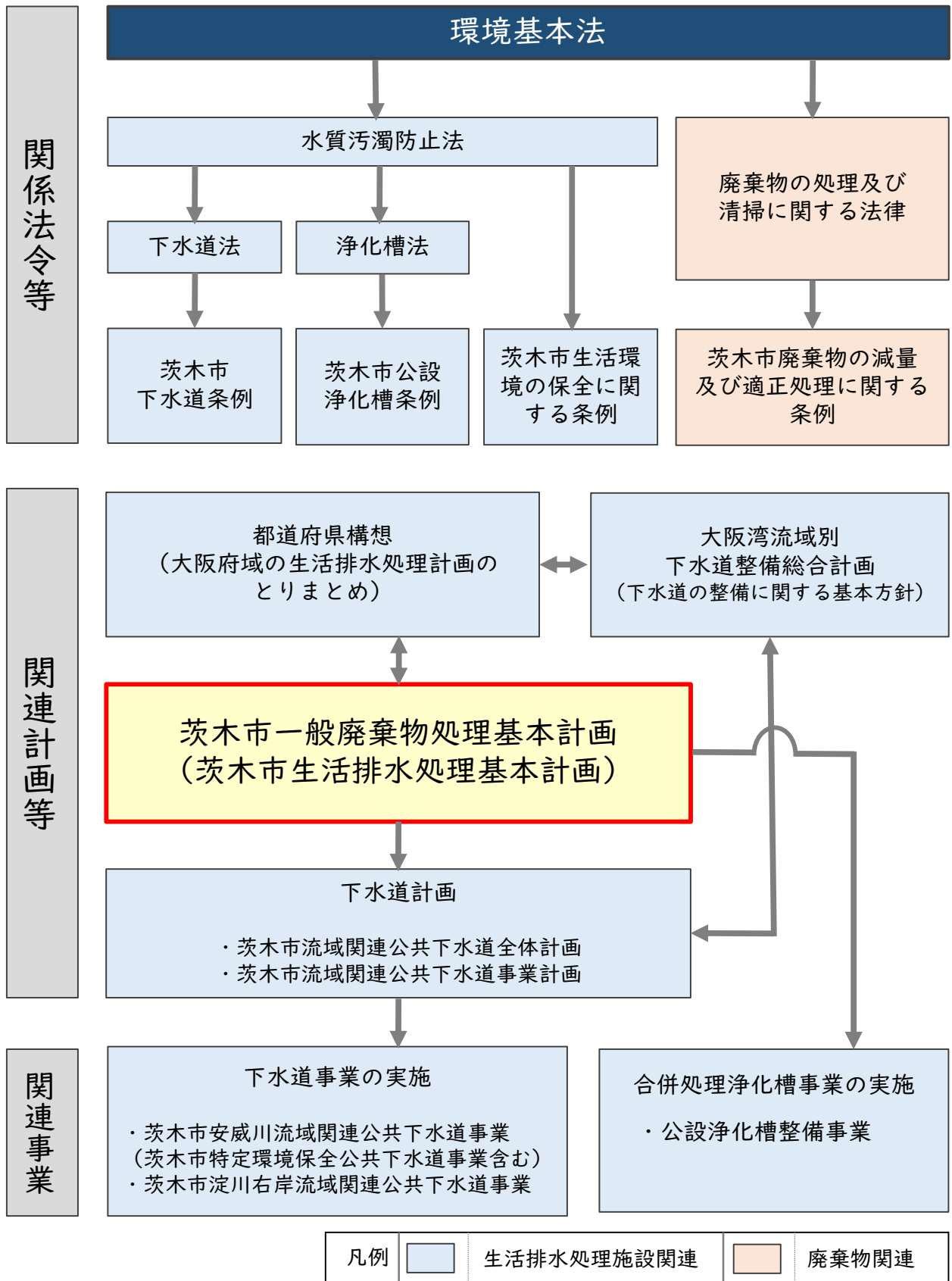


図5-1 生活排水処理に関する法令、計画及び事業の体系

3. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理主体と処理体系

本市の生活排水処理主体を表5-5に、処理体系を図5-2に示します。

表5-5 生活排水の処理主体

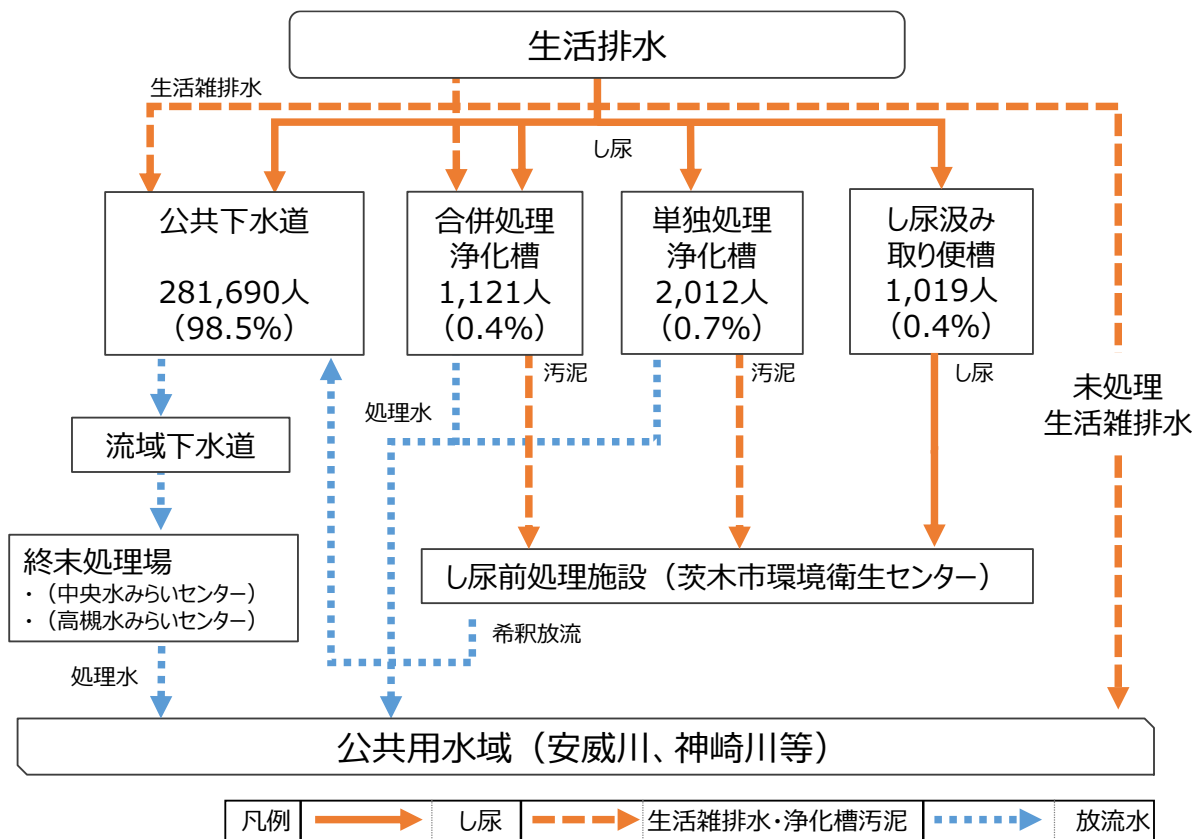
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市・市民・事業者
単独処理浄化槽	し尿	市民・事業者
汲み取り	し尿	市
し尿前処理施設	し尿及び生活雑排水	市

※公共下水道とは、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

※合併処理浄化槽とは、し尿及び台所や風呂から出る生活雑排水を微生物の働き等を利用して浄化し、放流するための施設です。

※単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理する浄化槽です。

※し尿前処理施設とは、し尿及び浄化槽汚泥を処理、希釈し、公共下水道へ放流する施設です。



※人口については、令和6年度末時点の数値となります。

※生活排水とは、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等、日常生活に伴って排出される汚水）をあわせたものです。

※し尿は、公共下水道、合併（単独）処理浄化槽及び汲み取りにより処理されています。

※流域下水道とは、都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものです。

図5-2 生活排水の処理体系

(2) 下水道

本市の公共下水道は、昭和37年(1962年)10月から事業を開始し、終末処理は中央水みらいセンター(安威川流域下水道)及び高槻水みらいセンター(淀川右岸流域下水道)で行っています。近年の本市における下水道普及率等の実績を表5-6に、その推移を図5-3に示しており、普及率、水洗化率ともに上昇傾向にあります。

表5-6 下水道普及率等の実績

項目/年度	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
(A) 茨木市人口	人	281,478	281,541	282,705	283,078	283,678	285,224	285,729	285,842
(B) 供用開始人口	人	279,651	279,760	281,039	281,451	282,097	283,673	284,211	284,370
(C) 水洗化人口	人	276,486	276,720	278,025	278,595	279,319	280,928	281,496	281,690
(D) 普及率	%	99.35	99.37	99.41	99.43	99.44	99.46	99.47	99.49
(E) 水洗化率	%	98.87	98.91	98.93	98.99	99.02	99.03	99.04	99.06

(A):年度末人口、(D)=(B)÷(A)、(E)=(C)÷(B)

※普及率とは、茨木市人口(行政区域内人口)に対し、下水道が利用できる人口(供用開始人口)の割合です。

※水洗化率とは、供用開始人口(下水道で処理可能な整備区域内の人口)に対し、水洗化人口の占める割合です。

水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 供用開始人口 × 100

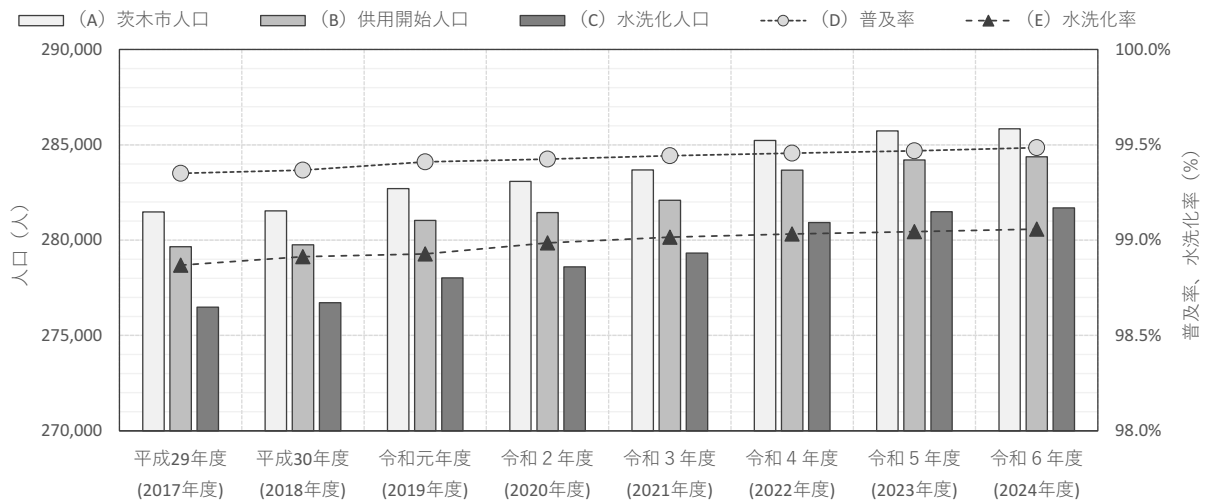


図5-3 下水道普及率等の推移

(3) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口と生活排水適正処理率を表5-7に、処理形態別人口の推移を

図5-4に示します。令和6年度には、本市の下水道人口（水洗化人口）は約281,700人（処理区域内人口の約98.5%）に達しています。合併処理浄化槽人口は約1,100人（約0.4%）で平成29年度からおおむね横ばいとなっています。水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（汲み取り）は下水道整備とともに低下し、それぞれ約2,000人（約0.7%）及び約1,000人（約0.4%）となっています。

表5-7 処理形態別人口と生活排水適正処理率

項目/年度	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
(a) 計画処理区域内人口	人	281,478	281,541	282,705	283,078	283,678	285,224	285,729	285,842
(b) 水洗化・生活雑排水処理人口	人	277,628	277,925	279,263	279,748	280,473	282,092	282,640	282,811
(c) 下水道	人	276,486	276,720	278,025	278,595	279,319	280,928	281,496	281,690
(d) 合併処理浄化槽 (うち国交付金設置)	人	1,142 (336)	1,205 (338)	1,238 (341)	1,153 (332)	1,154 (328)	1,164 (324)	1,144 (316)	1,121 (314)
(e) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	2,537	2,384	2,231	2,192	2,110	2,065	2,041	2,012
(f) 非水洗化人口（汲み取り）	人	1,313	1,232	1,211	1,138	1,095	1,067	1,048	1,019
(g) 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
(h) 生活排水適正処理率	%	98.63	98.72	98.78	98.82	98.87	98.90	98.92	98.94

(b) = (c) + (d)、 (h) = (b) ÷ (a)

※生活排水適正処理率とは、計画処理区域内人口に対し、下水道や合併処理浄化槽によって生活排水を適正に処理している人口の占める割合です。

$$\text{生活排水適正処理率 (\%)} = (\text{下水道} + \text{合併処理浄化槽}) \div \text{計画処理区域内人口} \times 100$$

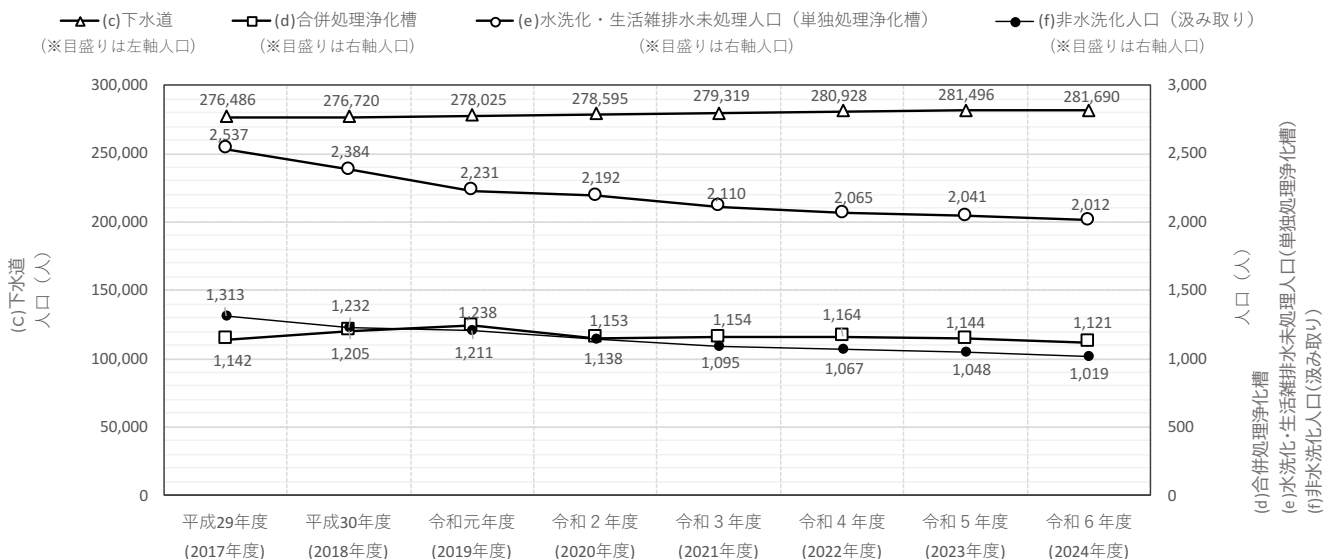


図5-4 処理形態別人口の推移

(4) 生活排水適正処理率の推移

生活排水適正処理率の推移を図5-5に示します。平成29年度(2017年度)以降の生活排水適正処理率は上昇傾向にあり、令和6年度(2024年度)は98.9%となっています。令和5年度(2023年度)の生活排水適正処理率と比較すると、大阪府全体では96.9%、全国では90.4%となっており、本市は大阪府全体よりも2.0ポイント、全国よりも8.5ポイント上回っています。

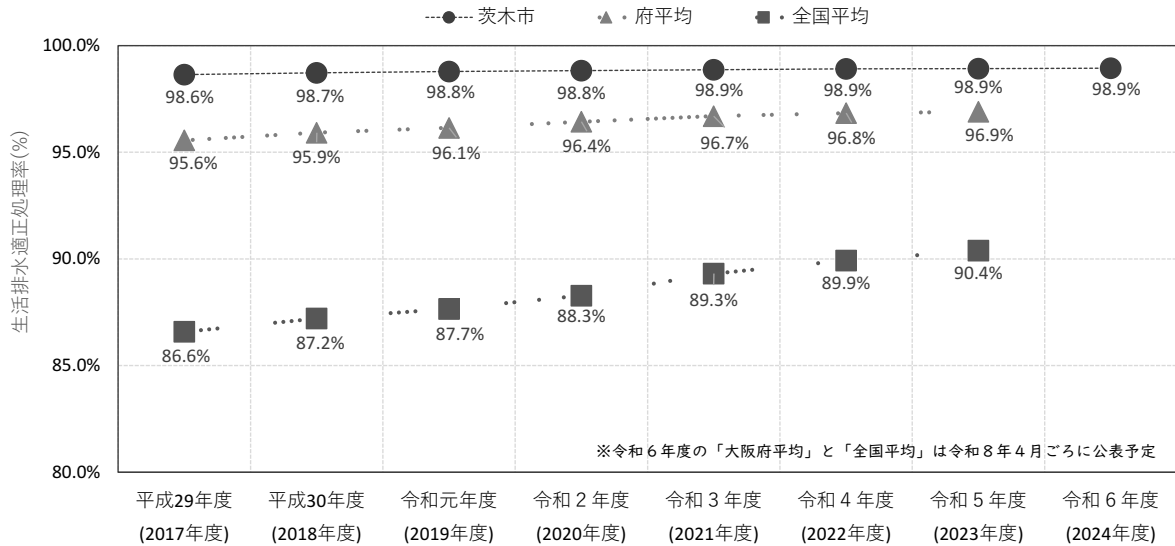


図5-5 生活排水適正処理率の推移

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を表5-8、図5-6に示します。し尿処理量は平成29年度(2017年度)には3,271kℓでしたが、令和6年度(2024年度)には2,257kℓと約31%減少しています。浄化槽汚泥処理量は平成29年度(2017年度)の1,375kℓから、令和6年度(2024年度)には1,315kℓと約4%減少しています。

合計処理量は平成29年度(2017年度)の4,646kℓから、令和6年度(2024年度)には3,572kℓと約23%減少しています。

表5-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量

項目/年度	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
し尿処理量	kℓ/年	3,271	3,321	2,768	2,775	2,813	2,618	2,415	2,257
浄化槽汚泥処理量	kℓ/年	1,375	1,273	1,488	1,457	1,254	1,358	1,354	1,315
合計処理量	kℓ/年	4,646	4,594	4,256	4,232	4,067	3,976	3,769	3,572

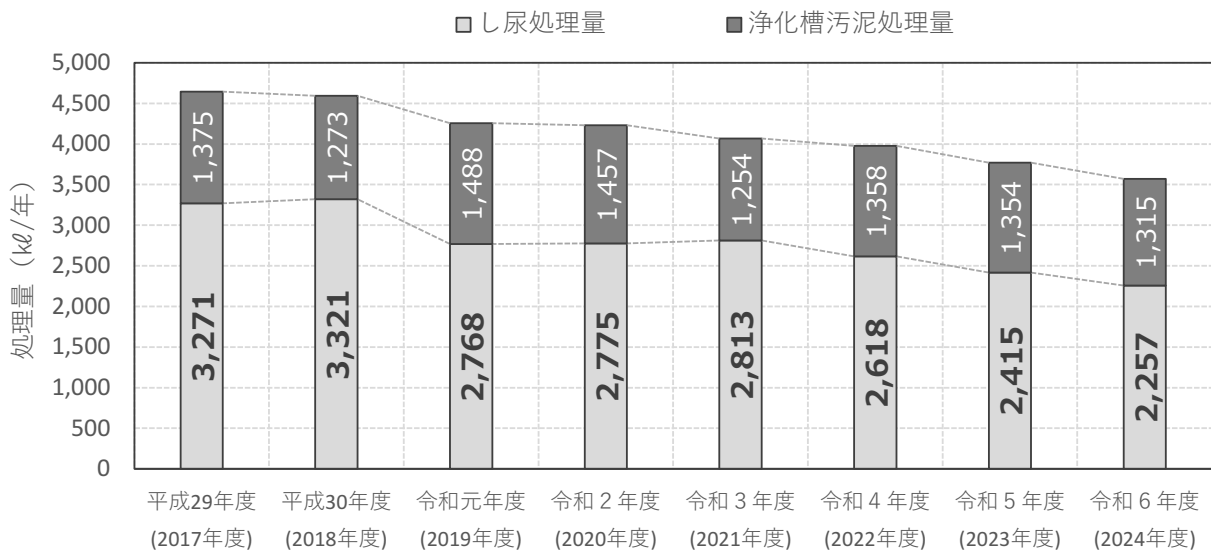


図5-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(6) 収集・運搬

し尿の収集・運搬は市の直営方式で行っています。浄化槽汚泥については、浄化槽管理者が市の許可した業者に収集を直接依頼する方式となっています。

し尿及び浄化槽汚泥ともに本市全域が収集・運搬区域となっています。

(7) し尿及び浄化槽汚泥の処理

市及び許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥は、茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）で希釈後、公共下水道へ放流しています。表5-9に茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）の概要を示します。

表5-9 茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)の概要

項目	内容
施設名称	茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)
所在地	茨木市東野々宮町14-1
事業主体	茨木市
処理能力	43kℓ/日
処理方式	し尿前処理施設(43kℓ/日)で処理、希釈し、公共下水道へ放流
稼動開始	平成17年(2005年)3月

(8) 最終処分

茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）の希釈処理水は、公共下水道へ放流しています。

(9) 公共水域の水質の状況

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、定められています。

河川、湖沼及び海域ごとに水利目的等に応じた水域類型を設け、各類型で基準値が定められています。本市においては、5地点が環境基準点として設定されています。なお、「安威川千歳橋」の地点は、令和5年度(2023年度)から、安威川ダム完成を機に「安威川車作大橋」の地点に変更されています。

本市では、平成22年度(2010年度)からすべての河川において類型がA類型と指定されています。また、平成22年度(2010年度)以降、市内の環境基準点等5地点において生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)の環境基準(A類型:2.0mg/L以下)をすべて達成しています。平成29年度(2017年度)から令和6年度(2024年度)までのBODの測定結果を表5-10、図5-7に示します。

表5-10 環境基準点等におけるBOD(75%値)の測定結果

河川名	地点名	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
安威川	桑ノ原橋	mg/L	0.6	1.3	0.8	0.6	0.8	0.7	1.0	1.0
	千歳橋(準基準点)	mg/L	0.9	1.5	0.9	0.8	0.8	0.9	—	—
	車作大橋	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.7	0.5
	宮鳥橋	mg/L	1.1	1.6	0.9	1.3	0.9	1.1	0.9	1.0
茨木川	安威川合流直前	mg/L	1.1	1.4	0.8	1.2	1.1	0.9	0.8	1.0
勝尾寺川	中河原橋	mg/L	1.1	1.4	0.8	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0

環境基準(A類型):2.0mg/L以下

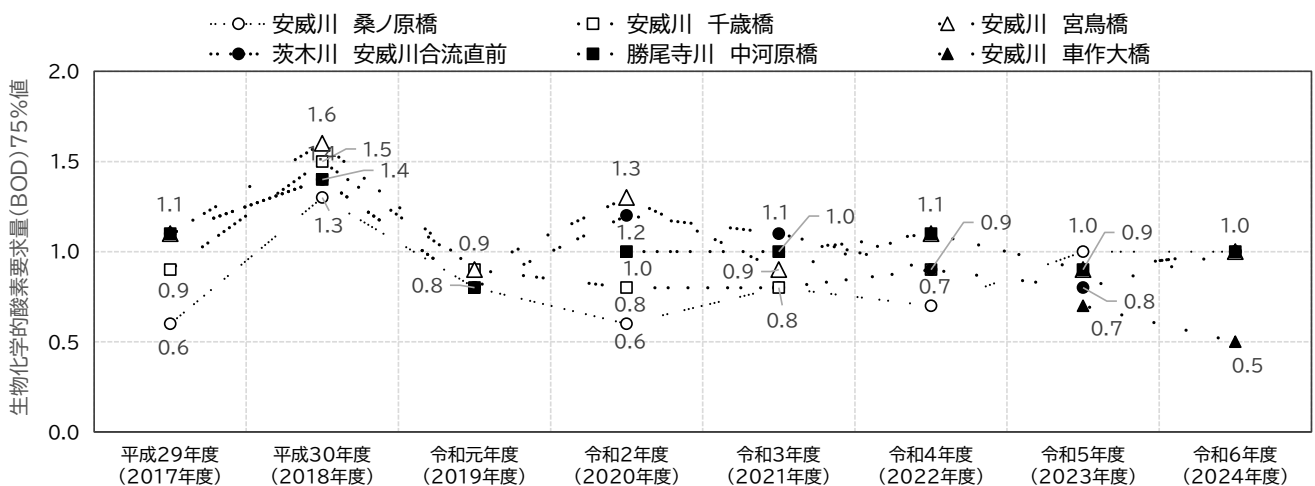


図5-7 環境基準点等におけるBOD(75%値)の測定結果の推移

※BOD(生物化学的酸素要求量)とは、水の汚れ具合を表す指標の一つで、水中の汚れを微生物が分解し、きれいにするときに必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD 5 mg/L以下といわれています。

※75%値とは1年間で得られた測定値(一日平均値)を低い値から高い値へ並べたとき、低い値から数えて75%目に該当する測定値が75%値となります。例えば年に12回測定をした場合、低い値から9番目の値が75%値となります。河川のBODの環境基準については、75%値で評価することになっています。

(10) 課題の整理

①下水道未整備箇所の整備

下水道整備区域における下水道の整備は概成していますが、市内に点在している生活排水未処理箇所を整備することが課題となっています。

②下水道水洗化率の向上

令和6年度(2024年度)末の下水道普及率は99.5%、下水道水洗化率は99.1%となっており、残りの0.9%(2,680人)の方に下水道へ接続してもらうことが課題となっています。

③合併処理浄化槽の整備

生活環境の改善や公共用水域の保全の観点から、下水道整備区域以外の浄化槽処理促進区域における生活雑排水の未処理世帯に対して、生活雑排水を適正に処理することができる合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

4. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理計画

第5章1で掲げた理念、目標を達成するため、地域の状況に応じて下水道と合併処理浄化槽の整備等の取組内容を継続し、生活排水処理対策を引き続き推進します。生活排水処理施設の整備等に係る取組の体系を表5-11に示します。また、SDGsの17の目標のうち、施策に関連するターゲットを含む目標について表5-11の下に示します。

表5-11 生活排水処理施設の整備等に係る取組の体系

項目	取組内容	今後の取組
①生活排水処理施設の整備	取組1：公共下水道の整備促進	継続
	取組2：公設浄化槽の設置促進	継続
②住民連携	取組1：家庭・事業所でできる発生源対策	継続
	取組2：広報活動・啓発活動	継続
	取組3：環境学習	継続
③し尿・浄化槽汚泥の適正処理	取組：災害発生時の処理・処分	継続

関連するSDGsの目標



① 生活排水処理施設の整備

取組1：公共下水道の整備促進

本市では下水道整備区域における面的な整備をほぼ終えていることから、現在は生活排水未処理箇所における整備を進めています。

また、下水道水洗化率向上のため、水洗便所への改造者等に対し、助成金の交付及び資金融資を実施するとともに、未接続家屋に対する戸別訪問等を行い、水洗化の促進を図ります。

取組2：公設浄化槽の設置促進

下水道整備区域外の比較的人口密度の低い集落については、下水道の整備に比べてコストが安く、短時間で設置可能な合併処理浄化槽で生活排水処理を行う区域を定めています。本区域では、高度処理が可能な窒素除去型の合併処理浄化槽の設置・維持管理を市で行う市設置型の事業（公設浄化槽整備事業）を進めています。

b. 数値目標

令和6年度(2024年度)の実績及び目標年度である令和17年度(2035年度)の目標を表5-12に、また、予測値を表5-13～表5-16に示します。将来的に生活排水適正処理率100%をめざすため、令和17年度(2035年度)に下水道区域内普及率が100%になることを目標とし、将来の人口推計値やこれまでの実績を反映し、生活排水適正処理率について目標を定めました。

表5-12 生活排水処理の実績と目標

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
下水道区域内普及率	%	99.83	100
生活排水適正処理率	%	98.94	99.8

※下水道区域内普及率とは、下水道区域内人口に対し、下水道が利用できる人口(下水道供用開始人口)の割合です。

※生活排水適正処理率とは、行政区域内人口に対し、下水道や合併処理浄化槽により生活排水を適正に処理している人口の割合です。

表5-13 人口の内訳

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
行政区域内人口	人	285,842	284,000
計画処理区域内人口	人	285,842	284,000
水洗化・生活雑排水処理人口	人	282,811	283,494

※行政区域内人口とは、市の住民基本台帳に登録のある人口(茨木市人口)のことです。

※計画処理区域内人口とは、公共下水道区域内人口、特定環境保全公共下水道区域内人口及び浄化槽処理促進区域内人口を合計した人口のことです。

表5-14 処理形態別人口

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
計画処理区域内人口	人	285,842	284,000
水洗化・生活排水処理人口	人	282,811	283,494
下水道	人	281,690	282,782
合併処理浄化槽	人	1,121	712
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	2,012	343
非水洗化人口(汲み取り)	人	1,019	163
計画処理区域外人口	人	0	0

表5-15 し尿及び浄化槽汚泥処理量

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
し尿処理量	kl/年	2,257	379
浄化槽汚泥処理量	kl/年	1,315	638
合計	kl/年	3,572	1,017

表5-16 1日あたりに発生する生活雑排水のBOD量

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
生活雑排水未処理人口	人	3,031	506
BOD量	kg/日	121	20

※BOD量：40g/人・日

【出典】：「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（平成27年1月）」
1人1日あたりに排出する雑排水のBOD量

② 住民連携

取組1：家庭・事業所でできる発生源対策

家庭及び事業所において、汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことが重要であり、市民、事業者が取り組める発生源対策について周知し、汚濁負荷を削減していきます。

取組2：広報活動・啓発活動

市広報誌、啓発用のパンフレット及び市ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や、下水道への接続促進について情報提供を充実させるとともに、浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査等、浄化槽を適正に維持管理するための啓発を引き続き行います。

取組3：環境学習

施設見学及び出前講座等により、下水道に関心を持ってもらう機会を増やします。

③ し尿・浄化槽汚泥の適正処理

取組：災害発生時の処理・処分

災害発生時においては、本市地域防災計画及び業務継続計画に基づき適正に処理を行います。

また、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、近隣自治体における収集運搬及び処理の相互支援を行います。

(2) 各主体の取組

市民、事業者、市は基本理念及び基本方針に基づき、目標の達成に向けて以下に示す生活排水適正処理対策に取り組むこととします。

① 市民・事業者の取組

- ✓ 下水道整備区域内では、速やかに下水道に接続しましょう。
- ✓ 浄化槽処理促進区域内では、公設浄化槽整備事業を活用する等、速やかに合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ✓ 下水道及び合併処理浄化槽を使用する際は、下水処理が困難となるため、ディスポーザーを使用しないようにしましょう。(ただし、排水処理施設をもつディスポーザー排水処理システムについては使用が認められる場合があります。)
- ✓ 油類は、固めるか紙等でふき取って、下水道や合併処理浄化槽に流さないようにしましょう。
- ✓ ご飯粒や野菜くずは、下水道や合併処理浄化槽に流さないようにしましょう。
- ✓ 水洗トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。
- ✓ 宅内の防臭ますを定期的に清掃しましょう。
- ✓ 事業者は、放流水質を遵守するため必要な除害施設等の設置・適正管理に努めましょう。
- ✓ 道路の排水溝にごみがたまらないよう、ポイ捨てはやめましょう。
- ✓ 環境フェア等に参加し、環境に関する知識を深めましょう。

② 市の取組

- ✓ 下水道整備区域では、下水道の整備及び適正管理を引き続き行います。
- ✓ 下水道施設の老朽化等に起因する事故発生・機能停止を防止するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、改築更新工事を引き続き行います。
- ✓ 浄化槽処理促進区域では、公設浄化槽整備事業を行い、合併処理浄化槽の設置及び適正管理を行います。
- ✓ 下水道未接続家屋への訪問等を行い、下水道に接続するよう指導します。
- ✓ 環境教育・学習を充実します。
- ✓ 事業所等への立入調査にて、水質確認を引き続き実施します。
- ✓ 水洗便所改造者への資金融資や助成金制度を引き続き実施し、下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促します。
- ✓ 市ホームページや市広報誌等を活用し、幅広い世代に情報を発信します。

資料編

1. 審議会規則
2. 審議会委員名簿
3. 審議会の開催状況等
4. 諮問書
5. 答申書
6. 用語集

1. 審議会規則

茨木市規則第7号

茨木市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年茨木市条例第18号。以下「条例」という。）第9条第5項の規定に基づき、茨木市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、産業環境部において処理する。

(秘密の保持)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

2. 審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	小幡 範雄	立命館大学 名誉教授
	久米 辰雄	元 京都工芸繊維大学 特任教授
商工会議所	川口 美加	茨木商工会議所 女性会副会長
公共公益団体	東浦 憲次	茨木市自治会連合会 監査
個別企業	林 雅敏	(株)ユニオンコーヒーロースターズ 工場長
	小田原 朋美	イオンモール(株) イオンモール茨木 オペレーションマネージャー
廃棄物減量等推進員	山岸 悦子	春日一丁目自治会
	抱 達哉	安威北部自治会
廃棄物処理業者	橋本 拓実	アサヒ興産(株) 専務
市民（公募）	齊藤 武士	
	戸田 節子	
	奈良 幸廣	

3.審議会の開催状況等

開催日	開催内容	審議事項等
令和7年8月28日	第1回 茨木市廃棄物減量等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 委員委嘱 ・ 会長・副会長の選出 ・ 基本計画（骨子案）審議
令和7年10月29日	第2回 茨木市廃棄物減量等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画（素案）審議
令和7年11月27日	第3回 茨木市廃棄物減量等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画（素案）審議
令和7年12月19日 ～令和8年1月9日	庁内意見募集	
令和7年12月19日 ～令和8年1月9日	パブリックコメント募集	
令和8年3月12日	答申書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

4. 諮問書

茨環政第1079号
令和7年8月28日

茨木市廃棄物減量等推進審議会会長

茨木市長 福岡 洋一

茨木市廃棄物減量等推進審議会への諮問について

標記の件について、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

(1)茨木市一般廃棄物処理基本計画（案）について

5. 答申書

茨 附 減 第 5 号
令和 8 年 3 月 12 日

茨木市長 福 岡 洋 一 様

茨木市廃棄物減量等推進審議会
会長 小 幡 範 雄

茨木市廃棄物減量等推進審議会の答申について

令和7年8月28日付茨環政第1079号で諮問のありました「茨木市一般廃棄物処理基本計画（案）」につきまして、当審議会では計3回の会議を開催し、専門的な見地や市民・事業者としての視点のもと、パブリックコメント制度による市民等の意見も踏まえ、審議を重ねてまいりました。

その結果として「茨木市一般廃棄物処理基本計画（案）」を取りまとめましたので、下記の意見を付して答申いたします。

記

近年、廃棄物処理を取り巻く情勢としては、SDGsや循環経済(サーキュラーエコノミー)、脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題などの取組が世界的に重要視され、市はごみ量の削減はもとより、処理に伴い発生する集塵灰固化物や温室効果ガス等、環境負荷の側面へも十分に留意する必要があります。

また、食品ロス削減については、資源の有効活用や環境負荷の低減といった観点から、喫緊の課題です。食品ロス削減推進計画を本計画の一部として策定し、食品ロス削減における目標を設定しているように、目標達成に向けて重点的に取り組む必要があります。

上記に留意しながら、本計画を実効性のあるものとするためには、市民や事業者の協力が得られるように十分な周知と啓発を行うことが必要であり、そのためには当審議会を活用しながら、計画の進捗状況に応じて各施策の充実に繋げるよう要望いたします。

以 上

6.用語集

■一般廃棄物（表紙、p.1 ほか）

一般家庭の日常生活に伴って出る廃棄物（家庭系一般廃棄物）や、事業活動に伴って出る廃棄物のうち、法律で定められた20種類（産業廃棄物）以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）のことです。

■エコショップ認定制度（p.29、41 ほか）

廃棄物の発生抑制、減量化または再資源化を図るため、「プラスチックの削減」、「食品ロスの削減」、「再使用・再資源化」、「環境にやさしい取組」、「マイボトル・マイカップの取組」のいずれかを実施し、環境にやさしい店づくりに取り組んでいる市内の店舗を、茨木市エコショップとして認定しています。

■エコプラスチック（p.41）

環境負荷を軽減することを目的としたプラスチックの一種で、通常のプラスチックよりも持続可能性や環境保全に優れています。トウモロコシやサトウキビなど生物由来の材料で作られたバイオマスプラスチックや、自然に分解される性質を持つ生分解性プラスチック、使用済みプラスチックから作られたリサイクルプラスチックがあります。

■エコポイント（p.48）

「いばらき環境（エコ）ポイント」といい、市民の方を対象として、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイントです。ためたポイント数に応じて景品が当たる抽選に応募できます。

■SDGs（p.1、2 ほか）

平成27年(2015年)9月、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。2016年～2030年の15年間で達成をめざした国際的な目標で、「貧困」「健康・福祉」「教育」「気候変動」など、17の国際目標が設定されています。2000年の国連サミットで採択されたMDGs（ミレニアム開発目標）を発展させたものです。

■温室効果ガス（p.1、23 ほか）

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。なお「茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中で削減目標を設定しています。

■海洋プラスチックごみ（p.1、13 ほか）

ポイ捨てや放置により、河川などを通じて海へ流出したプラスチックごみのことです。5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれています。

■家電リサイクル法（p.3）

正式には「特定家庭用機器再商品化法」と呼ばれます。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■合併処理浄化槽（p.5、73 ほか）

し尿及び台所や風呂から出る生活雑排水を微生物の働き等を利用して浄化し、放流するため

の施設です。

■カーボンニュートラル (p.1)

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言います。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられます。このように、化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができます。

■環境教育 (p.66、88)

環境保全について理解を深めるために行われる教育・学習のことです。環境を軸とした持続可能な成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体などの協働の重要性の高まり、国連「ESD（持続可能な開発のための教育）(Education for Sustainable Development)」の動きから環境教育推進法が抜本改正され、「環境教育等促進法」が平成24年（2012年）に完全施行されています。

■拠点回収 (p.15、16 ほか)

市区町村が役所などの施設内に回収ボックスを設置し、市民が持ち込んだ資源を回収するシステムです。回収品目は市区町村によって異なりますが、茨木市では小型家電・パソコン・携帯電話・古紙などを回収しています。

拠点回収の目的は、ごみの減量化やリサイクル、収集車両や処理施設での火災などの防止、そのままごみに出すと危険な物の回収などです。

■公共下水道 (p.5、73 ほか)

市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

■小型家電リサイクル法 (p.3)

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」と呼ばれます。デジタルカメラやゲーム機などの小型家電に含まれている鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図ることを目的とした法律です。

■コンポスト (p.41、44)

「堆肥 (compost)」を意味し、家庭から出る生ごみや落ち葉を、土の中で微生物の力を借りて分解して作った堆肥、あるいは堆肥を作るための容器のことです。

■災害廃棄物 (p.18、21 ほか)

地震や台風などの自然災害によって発生する廃棄物のことを指します。壊れた家財や畳、浸水・倒壊した家屋の木材やがれき類、仮設トイレのし尿など、様々な廃棄物が含まれます。災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理責任は市町村にあります。

■再資源化 (p.1、12 ほか)

「再生利用 (リサイクル)」を参照。

■最終処分 (p.13、21 ほか)

焼却処理後の焼却灰や不燃物を埋立処分することです。

■再使用 (リユース) (p.2、27ほか)

使用された製品や部品、容器などを再使用することです。具体的には、①ある使用者から回収された使用済み機器などをそのまま、または修理などした上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、③使用者から回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、または修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

■再生利用（リサイクル）（p.2、13 ほか）

廃棄物などを原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材料のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められています。なお、再生利用のうち、廃棄物などを製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造するなど）、化学的に処理して再利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解し再度ペットボトルにする）、焼却熱を利用することをサーマルリサイクルと言います（例：ごみ発電）。

■雑がみ（p.15、29 ほか）

新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。

■3きり運動（p.28、66 ほか）

「食材の使いきり」「料理の食べきり」「生ごみの水きり」の3つの「きり」により、生ごみの減量に取り組むことです。

■産業廃棄物（p.5、13 ほか）

事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類に分類される廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出者責任の適正な処理が必要です。

■資源有効利用促進法（p.3）

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」と呼ばれます。製品の設計・製造・流通・廃棄の各段階で、資源の効率的利用やリサイクルを義務付けています。廃棄物の削減や再利用を促進することを目的とした法律です。

■集団回収（p.15、16 ほか）

自治会やこども会、老人会など地域団体が定期的に古紙・空き缶・古布などの資源物を回収し、資源回収業者に引き渡し、再生利用を図る事業のことです。

■循環型社会（p.1、2 ほか）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。資源の採取や廃棄が最小で、かつ環境への影響が少ない形で行われ、一度利用したものが繰り返し使用されるなど、環境への負荷を最小限に抑える社会のことです。

■循環型社会形成推進基本計画（p.1、12 ほか）

ごみや廃棄物を減らしながらリサイクルや再利用（3R）を進めることで資源が循環できる仕組みを作り、環境への負荷を最小限に抑えた社会をめざすための計画です。改定した第五次計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進、ウェルビーイング（高い生活の質）の実現などが新たに盛り込まれています。

■循環型社会形成推進基本法（p.3、39 ほか）

廃棄物の抑制、リサイクルの促進を実施し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するために制定された法律です。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律であり、循環型社会の形成に向け実効ある取組（法律の制定・改正など）の推進を図るものです。

■循環共生型社会（p.12）

資源を繰り返し利用し、廃棄物を極力抑えながら自然環境と調和して持続可能な発展をめざす社会のことです。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）（p.1、2、12 ほか）

大量生産・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から脱却し、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、これまで廃棄物とされていた製品や原材料などを新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みです。

■食品リサイクル法（p.3、56 ほか）

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」と呼ばれます。事業者（飲食店、小売業者、食品メーカーなど）に対して、食品廃棄物の発生抑制及び減量に関する基本的な事項を定めるとともに、再生利用することなどが定められています。

■食品ロス（p.1、4 ほか）

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品は464万トン（令和5年(2023年)）と推計されており、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

■食品ロス削減推進法（p.1、4 ほか）

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」と呼ばれます。社会全体として食品ロスを総合的に削減することを目的として、消費者や事業者に対して食品ロス削減に関する知識の普及や啓発などを行うことなどが明示された法律です。

■3R（p.2、27 ほか）

ごみを減らすための3つの行動である「リデュース、リユース、リサイクル」の頭文字をとって作られた言葉です。リデュース（Reduce）は廃棄物などの発生抑制（ごみの発生を減らすこと）、リユース（Reuse）は再使用（くり返し使うこと）、リサイクル（Recycle）は再生利用（資源として再生利用すること）を表します。

■ゼロカーボンシティ（p.1）

脱炭素社会に向けて、令和32年(2050年)までにCO₂（二酸化炭素）の排出実質ゼロにすることです。

■単独処理浄化槽（p.5、77 ほか）

し尿のみを処理する浄化槽です。

■てまえどり（p.66、69 ほか）

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことです。

■バイオマスプラスチック（p.41）

植物などの生物資源（バイオマス）から作られた生物由来のプラスチックのことです。

■廃棄物処理法（p.3、13）

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と呼ばれます。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分などの処理を実施することで、生活環境の

保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の処理に関するルールや、罰則などが細かく規定されています。

■発生抑制（リデュース）（p.2、13 ほか）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が必要です。消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しをしないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

■フードシェアリングサービス（p.28、66 ほか）

フードシェアリングとは、何もしなければ廃棄されてしまう食品を、消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みです。賞味期限が近いものや規格外の食品を割引販売などで提供するサービスのことです。

■フードドライブ（p.28、62 ほか）

家庭や事業所で余った食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンクなどの生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設などに寄付する活動です。

■フードバンク（p.69、70 ほか）

売り物にならなかった食品を集め、経済的な理由で食事に困っている人や団体などに無償で配布していく取組のことです。市場に流通させることができない余剰食品を蓄え分配することから、「食べ物の銀行」という意味で「フードバンク」と呼ばれています。

■プラットフォーム（p.55）

様々な主体が集まり連携し、地域社会の課題などについて共有・理解を図り、お互いの立場を越えて対話する場のことです。

■プラスチック資源循環法（p.1、3 ほか）

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」と呼ばれます。プラスチック製品を設計段階から資源の節約や有効利用を促進して、ごみの削減をめざす法律です。

3R+Renewable を基本原則としており、地方自治体や消費者だけでなく、事業者も含めた取り組みが求められています。なお、3R+Renewable は、Reduce、Reuse、Recycle に Renewable（プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源に切り替える）を加えたものです。

■マイバッグ（p.41）

スーパーマーケットなどで買物の際に受け取る袋（レジ袋）の削減のために持参する袋です。

■容器包装リサイクル法（p.3）

一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装（びん、PET ボトル、お菓子の紙箱やフィルム袋、レジ袋など）を再商品化（リサイクル）する目的で作られた法律です。消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化（リサイクル）するという役割分担を定めています。

■リサイクル（Recycle）（p.2、4 ほか）

「再生利用」を参照。

■リサイクル法 (p.3、56)

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年(1991年)制定）」と呼ばれます。リサイクルの推進を目的に、各製品の設計・製造段階においての環境への配慮、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築のためなどの規定が定められた法律です。個別のリサイクル法として、「容器包装リサイクル法（平成7年(1995年)制定）」、「家電リサイクル法（平成10年(1998年)制定）」、「食品リサイクル法（平成12年(2000年)制定）」、「建設リサイクル法（平成12年(2000年)制定）」、「自動車リサイクル法（平成14年(2002年)制定）」、「小型家電リサイクル法（平成24年(2012年)制定）」、「プラスチック資源循環促進法（令和3年(2021年)制定）」が制定されています。

■リデュース (Reduce) (p.2、27 ほか)

「発生抑制」を参照。

■Renewable (p.40)

ごみになっても、資源循環の中で元の資源としてまた使えるものを表します。

■リユース (Reuse) (p.2、27 ほか)

「再使用」を参照。



第3次茨木市一般廃棄物処理基本計画

令和8年(2026年)3月 発行

発行 茨木市

編集 茨木市産業環境部環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話 (072)620-1644



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この冊子は100部作成し、1部あたりの単価は4,061円です。